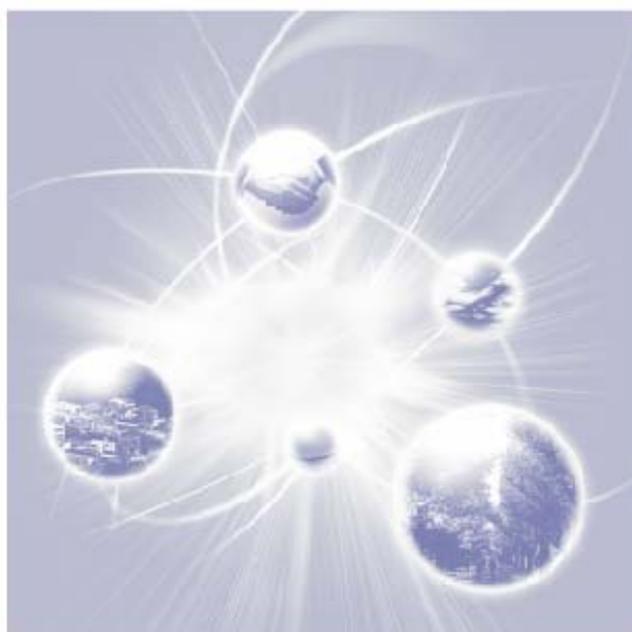


自主防災組織の手引

— コミュニティと安心・安全なまちづくり —



総務省消防庁

はじめに

近年、集中豪雨等の自然災害、火災や事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示しています。また、近い将来においては、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されており、安心・安全に関する地域住民の皆さんの関心が高まっています。

平成7年1月17日に発生し、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災の経験から、私たちは地域における防災活動の重要性、自主防災組織の必要性について極めて貴重な教訓を得ました。自主防災組織の組織率も平成7年の43.1%から平成18年には66.9%まで伸びています。このように自主防災活動の広がりはみられるが、全国をみると活動が活発な地域がある一方、停滞気味の地域もあるなど地域による差も依然みられます。

自主防災組織も防災活動だけを行うのではなく、地域のコミュニティとして地域の様々な活動と防災活動を組み合わせること、同時に消防団や地域の様々な団体と連携することが活動の活性化や継続につながっていきます。つまり、普段からの地域での活動や連携が防災活動にとって重要な要素であるということです。

この「自主防災組織の手引」は、消防庁が昭和48年に初めて作成したもので、これまでに何回かの改訂が行われています。今回は、有識者等からなる「自主防災組織の手引」改訂委員会を組織し、地域における連携と安心安全なまちづくりをキーワードに大幅に加筆するとともに、優れた活動事例を多く掲載させていただいたところです。

これから自主防災組織を立ち上げる地域の方々、また、これまで取り組んでいた自主防災活動をさらに充実させたい方々にとってこの「手引」がお役に立っていただけることを期待します。

「自主防災組織の手引」改訂委員会

座長 室崎 益輝

手引の活用について

○ 手引について

この手引は、地域の安心・安全の確保という観点を踏まえ、従来の自主防災組織の役割（意義）や活動に加え、自主防災活動を支える人材の育成、地域の様々な団体との連携、さらにはこうした連携をベースにした活動として地域安心安全ステーション事業への展開に触れ、こうした活動の推進が、組織や活動の活性化、強化に繋がるよう、事例等を加えて紹介しています。

○ 手引の活用

既に結成されている自主防災組織やこれから自主防災組織の結成を考えている自治会、地域住民の方、各市町村の防災担当者等が、今後自主防災組織の活動をすすめていくなかで、どこからでも読める冊子となっていますが、次のようにご活用されることをおすすめします。

1. これから自主防災組織の結成をお考えの方へ

これから自主防災組織の結成をお考えの自治会、地域住民の方は、まず組織の結成に向けた取組みや結成の際に必要な規約や防災計画の作成、自主防災組織の活動等を中心に読むことをおすすめします。

- ① 自主防災組織の必要性について
 - 第1章 第2節 自主防災組織の必要性 (P. 6)
- ② 自主防災組織の結成・運営
 - 第2章 第2節 自主防災組織の整備 (P. 13)
 - 資料編1 組織づくりと運営のポイント (P. 137)
- ③ 自主防災組織の活動について
 - 第2章 第3節 自主防災組織の活動 (P. 31)
 - 資料編2 実践にむけた活動のポイント (P. 146)

2. 既に自主防災組織を結成されている方へ

現在の自主防災組織に活動の状況にあわせて、必要な知識の習得、情報の収集にご活用ください。

また他の地域で行っている活動を参考にしたい場合は、防災活動事例をご覧ください。

- ① 自主防災活動を確認したい
 - 第2章 第3節 自主防災組織の活動 (P. 31)
 - 資料編2 実践にむけた活動のポイント (P. 146)
- ② 他の団体と連携して活動を活性化したい
 - 第2章 第4節 連携による活動の活性化 (P. 65)
 - 第3章 地域安心安全ステーションの推進 (P. 85)
- ③ 他の地域で行っている活動を知りたい
 - 第4章 よりよい防災活動へむけた事例集 (P. 95)

3. 市町村の防災担当の方へ

市町村で実施する自主防災組織の育成に向けた資料としてご活用ください。

○この手引はホームページからもご覧いただけます

この「自主防災組織の手引」は消防庁のホームページからも閲覧・ダウンロードができます。

ホームページアドレス : <http://www.fdma.go.jp/>

— 目 次 —

はじめに

手引の活用について

第1章 安心・安全な地域づくりにむけて

第1節 地域の安心・安全が求められる背景	1
1. 自然災害の多発と大規模な地震災害の切迫性	1
2. 地域社会とのつながり、結びつきの希薄化	4
第2節 自主防災組織の必要性	6
1. 住民が安心・安全に暮らすための取組み	6
2. 地域における自主防災組織の意義と役割	7

第2章 地域防災力の向上にむけて

第1節 自主防災組織の沿革と課題	9
1. 自主防災組織の沿革	9
2. 自主防災組織の課題と今後の展開	11
第2節 自主防災組織の整備	13
1. 組織の結成	13
2. 組織の規模	15
3. 組織の編成	16
4. 組織の運営	18
5. 財源確保及び活動費を抑える工夫	23
6. 組織を担う人材の募集・育成	24
第3節 自主防災組織の活動	31
1. 日常における活動	31
2. 地震災害時の活動	52
3. 風水害時の活動	61

第4節 連携による活動の活性化	65
1. 連携の考え方	65
2. 自主防災組織間の連携	67
3. 消防団との連携	69
4. 地域の様々な団体との連携	71

第3章 地域安心安全ステーションの推進

第1節 地域の安心・安全の確保にむけて	85
1. 地域の力を集結させた安心・安全なまち	85
2. 地域安心安全ステーションの整備	86
第2節 地域安心安全ステーションへの取組み	88
1. 自主防災組織の設立と充実が不可欠	88
2. 地域における連携・ネットワーク化	88
3. 地域の活動の場（活動拠点）づくり	90
4. モデルケースとステーションの機能	91
5. 地域安心安全ステーションモデル事業の実施と成果	92

第4章 よりよい防災活動へむけた事例集

第1節 防災活動事例	95
1. 連携による自主防災組織の活性化	97
2. 日常の地域活動と防災活動を結ぶ	105
3. 人材の育成や掘り起こしによるひとづくり	109
4. 家庭での被害を抑える	113
5. 地域防災力を高める様々なアイデア活動	121
6. 地域安心安全ステーションの取組み	130

資料編

資料編1 組織づくりと運営のポイント	137
1-1 自主防災組織の運営と活動計画	137
資料編2 実践にむけた活動のポイント	146
2-1 知っておきたい日常的な活動のポイント	146
資料編3 防災豆知識	152
3-1 わが国の主な自然災害の特徴	152
資料編4 統計データ・法令・情報	154

4-1 自主防災組織の状況	154
4-2 関連法令集	163
4-3 防災に関する情報	167
資料編5 改訂経過	172
5-1 改訂経過	172
5-2 改訂委員会設置要綱	173
5-3 委員会名簿	174

コラム目次

ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める	5
住民の防災意識を把握し、参加を促し、組織の結成へつなげるために	25
安心安全なまちづくりにむけた人材（ボニター）の育成（春日井市）	28
次代を支える人材育成にむけて ～ eーランド（eカレッジ） ～	30
日常の活動は優良な活動事例を参考に ～ 防災まちづくり大賞 ～	32
住宅用火災警報器の義務化について	35
正確な情報収集、伝達の必要性	40
防災ゲーム クロスロードについて	43
地域の災害時要援護者を把握するために ～ 災害時要援護者台帳 ～	49
親しみやすい日常における活動の工夫	51
住民の収集する災害情報をどのように活かすか	54
地震の後の電気による火災（通電火災）に注意	56
活動についてもっと知るために ～ 自主防災組織教育指導者用教本 ～	64
地域の活動や行事と結びついた連携の考え方	66
小学生による、防災などをテーマとしたマップづくり ～ ぼうさい探検隊 ～ ..	73
災害時要援護者避難支援プランの作成に向けて	77
「災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集」について	80
地域安心安全ステーションに関するホームページの開設	87

第1章 安心・安全な地域づくりにむけて

第1章 安心・安全な地域づくりにむけて

第1節 地域の安心・安全が求められる背景

1. 自然災害の多発と大規模な地震災害の切迫性

我が国は、その位置、島国特有の急峻な地形、地質、気象等の自然条件から、地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、洪水、土砂災害、火山噴火等による自然災害が発生しやすい環境にあり、人口や構造物、建物の密集といった社会的条件が重なることによって、ときに深刻な被害をもたらすことがある。

近年では、多くの尊い命が失われた平成7年の阪神・淡路大震災以降、人的被害は生じなかったものの平成12年には有珠山、三宅島の噴火が発生、平成16年には長梅雨による被害にはじまり観測史上最多の台風上陸による風水害・土砂災害、そして新潟県中越地方を震源とする大規模な地震災害が発生した。

また、平成17年は福岡県西方沖を震源とする地震をはじめ、千葉県北西部、宮城県沖を震源とする地震が発生したほか、梅雨前線や台風等に伴う風水害、さらには12月から平成18年3月にかけての日本海側を中心とした大雪により、除雪作業中の高齢者に人的被害等が発生する等の自然災害が頻発し数多くの被害が報告されている。

表 近年発生した主な災害とその被害について

年月日	災害名	被害の状況			
		死者 行方不明者	負傷者	建物等の被害	
平成7.1.17	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	6,437	43,792	住家全壊	104,906
				住家半壊	144,274
平成12.3.31	有珠山噴火	0	-		-
7.8	三宅島噴火	0	-		-
平成16.6.18	台風第6号	5	116	住家全半壊	6
7.13	平成16年7月新潟・福島豪雨	16	83	住家全半壊	5,728
7.18	平成16年7月福井豪雨	5	19	住家全半壊	199
7.31	台風第10号・第11号及び 関連する大雨	3	15	住家全半壊	32

表 近年発生した主な災害とその被害について

年 月 日	災 害 名	被害の状況			
		死者 行方不明者	負傷者	建物等の被害	
平成 16.8.17	台風第 15 号及び関連する大雨	10	35	住家全半壊	105
8.28	台風第 16 号	17	260	住家全半壊	256
9. 7	台風第 18 号	46	1,399	住家全半壊	1,399
9.26	台風第 21 号	27	107	住家全半壊	893
10. 7	台風第 22 号	9	170	住家全半壊	435
10.18	台風第 23 号	98	721	住家全半壊	8,836
9. 1	浅間山噴火	0	-		-
10.23	新潟県中越地震	51	4,805	住家全半壊	16,900
平成 17.3.2	福岡県西方沖地震	1	1,204	住家全半壊	497
8.16	宮城県沖地震	0	100	住家全壊	1
9. 4	台風第 14 号	29	177	住家全半壊	5,113
12~18.3	平成 18 年豪雪	152	2,145	住家全半壊 一部損壊	46 4,667

※ 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)は平成 18 年 5 月 19 日現在の数値

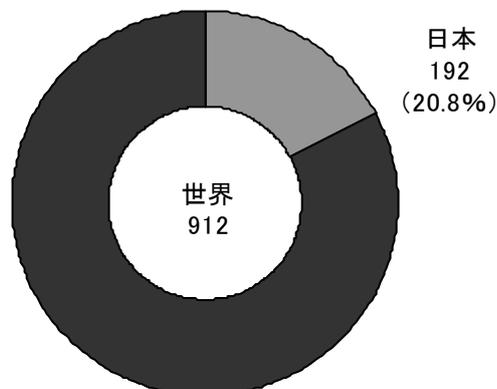
※ 新潟県中越地震は平成 17 年 10 月 14 日現在の数値

※ 福岡県西方沖地震・宮城県沖地震は平成 18 年 9 月 30 日現在の数値

資料:平成 18 年版 消防白書をもとに作成

特に地震災害については、世界全体に占める日本の災害発生割合は非常に高く、世界中でマグニチュード 6.0 以上の大規模な地震が 10 回発生した場合、そのうち 2 回は日本で起きているというくらい国土面積に対して地震が発生しやすい環境にある。加えて四方を海に囲まれているため、津波被害も懸念されている。

図 マグニチュード 6.0 以上の地震回数



※ 1996 年から 2005 年の合計。

日本については気象庁、世界については米国地質調査所(USGS)の震源資料をもとに内閣府において作成。

資料:内閣府「防災白書」

いつ起きてもおかしくないと言われる東海地震及び東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震の切迫性に加えて、風水害や火山災害、雪害といった、過去の災害教訓を踏まえると、行政による対応のみでは被災者の救助や消火活動等に限界があるため、住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが今後の課題となっている。



関連資料 → 防災豆知識 (P.152 ~)

2. 地域社会とのつながり、結びつきの希薄化

地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能は、住民同士の支え合いや危険要因の除去、注意喚起等、災害だけでなく犯罪や福祉、教育、環境等の様々な問題を解決する際に、その役割を果たしてきた。

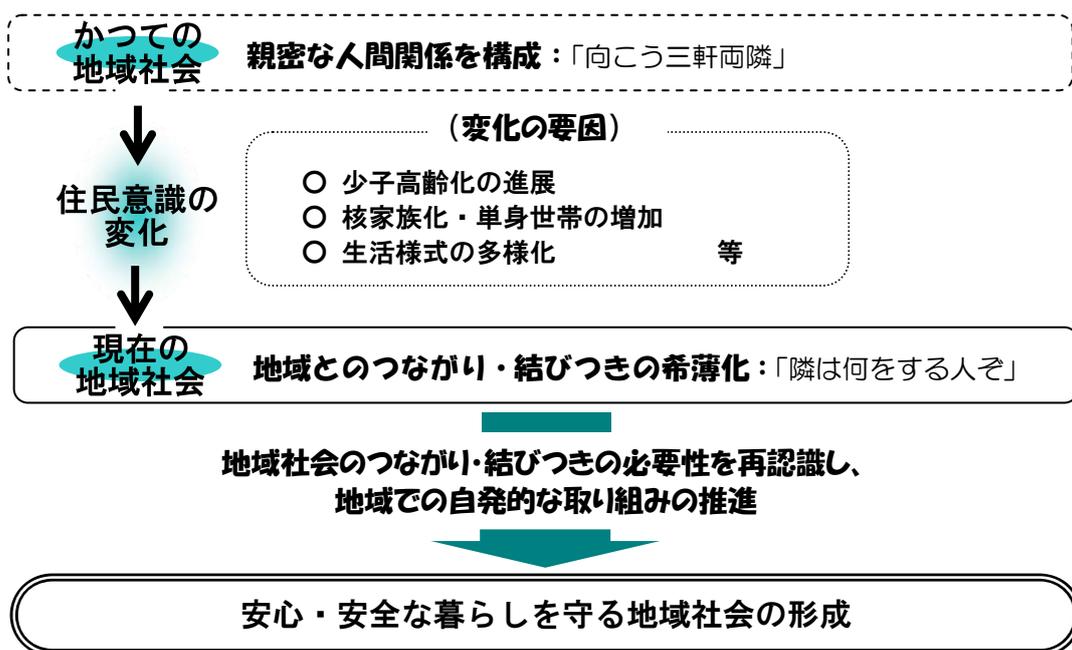
しかしながら、現代社会では住民の生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、さらには核家族化、単身世帯の増加にみられる世帯構成の変化等、様々な要因によって、かつての「向こう三軒両隣」という地縁、血縁によって構成されていた親密な人間関係が崩壊し、「隣は何をする人ぞ」といった言葉に象徴されるように、地域社会とのつながり、近隣住民との結びつきが希薄になりつつある。

一方で、頻発する自然災害や凶悪な犯罪等の多発による地域生活への不安が高まるなか、住民の地域・近隣とのつながり、結びつきの必要性が再認識され、地域コミュニティのなかで、自発的な取組みが進められるようになってきている。

地域コミュニティの崩壊は地域の活力だけでなく、地域の安心・安全を脅かす原因となることから、自主防災活動をむしろコミュニティ維持・復活の重要な切り口と位置づける積極的な視点が必要となる。

こうした取組みの推進は、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのために重要なことであり、今後各地で地域住民の創意工夫による主体的な活動がますます求められる。

図 希薄になりつつある地域社会の現状と求められる取組み



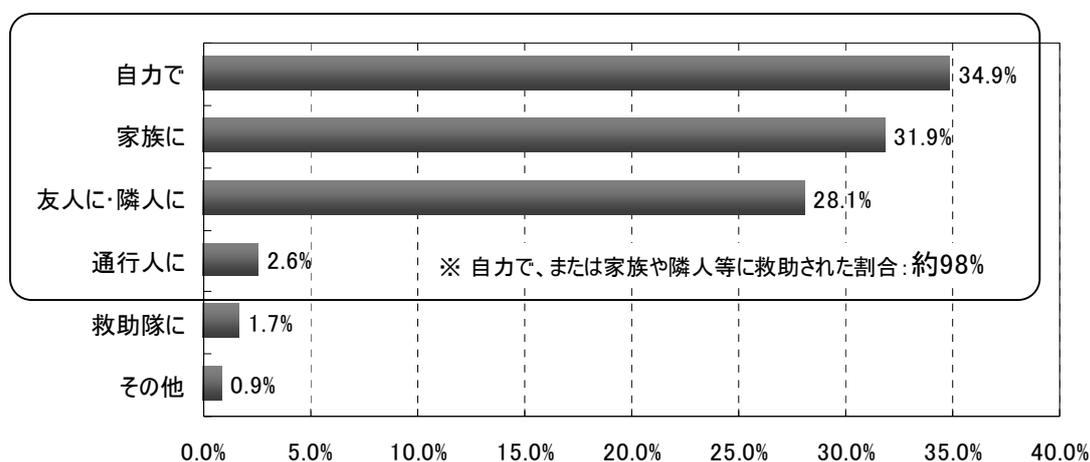
コラム

ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める

多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されることとなった。

(社)日本火災学会の「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」によれば、自力または家族や近所の住民によって救出された割合は90%を超えていた。

図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



資料：(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

また、発災後の活動では、震源地に近く全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにも関わらず、普段からの見守りネットワーク活動が機能し、さらには近隣同士の助け合い、消防団の活躍により、発災当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了した旧北淡町富島地区（現淡路市）の例や、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた神戸市長田区真野地区での活動にみられるように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしている。

こうした例からも、普段から支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれる。

第2節 自主防災組織の必要性

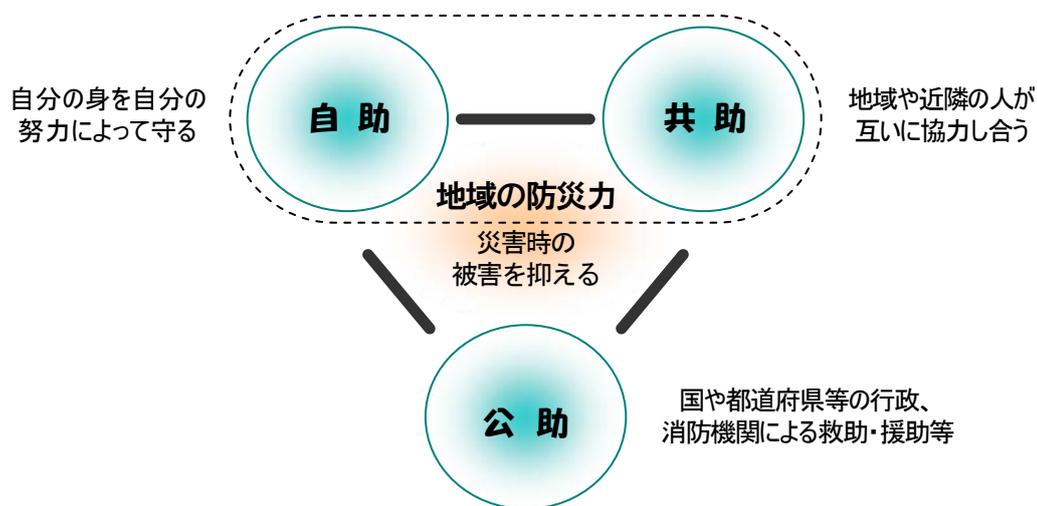
1. 住民が安心・安全に暮らすための取組み

住民が安心・安全に暮らすための取組みとしての防災対策は、いうまでもなく災害が発生しやすい「自然条件」に加えて、人口が密集し、土地利用が高度化し、危険物が増加する等の「社会的条件」を併せ持つ我が国において、国土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守る、行政上最も重要な施策の一つである。

しかしながら、ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要である。そして「自助」「共助」「公助」が有機的に繋がることにより、被害の軽減を図ることができる。

特に地域で協力し合う体制や活動（共助）は、自主防災組織が担うべき活動の中核である。

図 自助・共助・公助



2. 地域における自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

組織の充実にあたっては、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が、地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難である。よって、各市町村において地域の実情に応じた組織の結成が進められることが必要である。自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望ましい。

特に災害によって地域が孤立した場合には、こうした普段から生活環境を共有している住民同士が相互に協力し合う「共助」が被害の軽減のために、最も重要な行動となる。平成16年の新潟県中越地震における旧山古志村（現長岡市）で、発災当日に住民の全ての安否を確認できたことは、こうした「共助」の最たる例といえる。

なお、自主防災組織が取り組むべき活動としては、主に日常的な活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等がある。また災害時には、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動があげられる。

そのほかにも、地域の活動団体と協力しながら、例えば家屋の耐震診断や家具の転倒防止を進めるといった防災活動や、住宅防火対策として住宅用火災警報器の普及啓発、環境、福祉活動を行う等、その活動は多様なものとなっている。

（解説）「隣保協同の精神」と自主防災組織

隣保協同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいう。

隣保・・・となり近所の家々や人々との日常的なつながり

協同・・・役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力しあえる組織として、隣保協同の精神に基づく活動が求められているのである。

第2章 地域防災力の向上にむけて

第2章 地域防災力の向上にむけて

第1節 自主防災組織の沿革と課題

1. 自主防災組織の沿革

住民による自主的な防災組織や活動は、これまで火災や風水害等への対策として大きな役割を果たしてきたが、常備消防による消防防災体制の整備や、河川改修等のハード面での防災対策の充実に伴い、また前述したような社会環境の変化や住民意識の変化によって、地域住民相互の助け合いとしての防災の機能は低下しつつあった。

しかしながら、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の被害を教訓に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から自主防災組織の重要性が見直され、各地で自主防災組織の育成に積極的に取り組まれるようになってきている。

また、近年は自然災害ばかりでなく凶悪な犯罪等、地域の安心・安全な暮らしを脅かす不安は多様化してきており、地域社会にとっての重要なテーマとなっている。こうした背景を踏まえ、自主防災組織やコミュニティ等の住民パワーを活かし、地域の安心・安全を確保するため、防災・防犯等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークの創出に取り組むことが必要であるとして、消防庁では平成16年度より、「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を実施している。

昭和36年の災害対策基本法制定以降、自主防災組織の位置づけは、次のように変化している。

表 災害対策基本法制定以降の自主防災組織における変遷の経緯

時期	背景	自主防災組織への動き・特徴
(第一期) 昭和30年代	伊勢湾台風の被害を受けて、災害対策基本法が昭和36年11月に成立。	地域防災意識の芽生え ○ 防災基本計画において、公的な文書の中で「自主防災組織」という言葉が初めて使われた。 ○ この時期はまだ被災者救援を効率化する行政への協力組織の一つとして位置づけられていた。

表 災害対策基本法制定以降の自主防災組織における変遷の経緯

時 期	背 景	自主防災組織への動き・特徴
(第Ⅱ期) 昭和40年代後半	大都市震災対策推進要綱が中央防災会議で策定される。	<p>自主防災組織による地域防災力の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防庁防災業務計画を改定し、大都市震災対策の一つとして自主防災組織の整備について初めて規定。 <p>(この時期の自主防災組織の特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地震災害対応中心 ② 都市部での災害対応を想定 ③ 発災初期の減災への組織的な対応 ④ 組織化の主たる基盤は町内会 等
(第Ⅲ期) 昭和50年代	<p>「東海地震説」の発表(昭和51年)。</p> <p>宮城県沖地震(昭和53年)、長崎水害(昭和57年)等の大規模災害が発生。</p>	<p>自主防災組織の結成、環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の結成が進み、資機材整備費用の助成、訓練時の事故に対する補償制度創設等の環境整備がなされた。 <p>(この時期の自主防災組織の特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地震のみならず風水害等災害全般を視野 ②地方においても自主防災組織が必要 ③組織率の地域間格差の存在 等
(第Ⅳ期)	① 平成7年以降	<p>地域防災力の重要性の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法の改正では、初めて「自主防災組織」の育成が行政の責務の一つとして明記された。 ○ 自主防災組織の育成強化に向けて、リーダー養成や指針等の策定等を今後行うべきこととして具体的に示される。 ○ 資機材整備を促進するための国庫補助制度*が創設され、全国的に自主防災組織結成が促進される。
	② 平成16年以降	<p>地域の安心・安全な暮らしへの新たな取り組みへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において安心・安全な生活を確保していくため、コミュニティ活動をベースとした地域の防災・防犯体制の強化を図ることが重要となる。 ○ 自主防災組織や各種団体等と連携し、安心安全パトロールや初期消火、応急手当等を総合的に実施する「地域安心安全ステーション」の展開。

参考文献：「自主防災組織」その経緯と展望（黒田洋司 平成11年地域安全学会論文報告集）

* この国庫補助制度は三位一体の改革により平成18年度より税源移譲の対象となったため、現在は行われていない。その他の助成制度としては、財団法人自治総合センターにおける「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）」等がある。

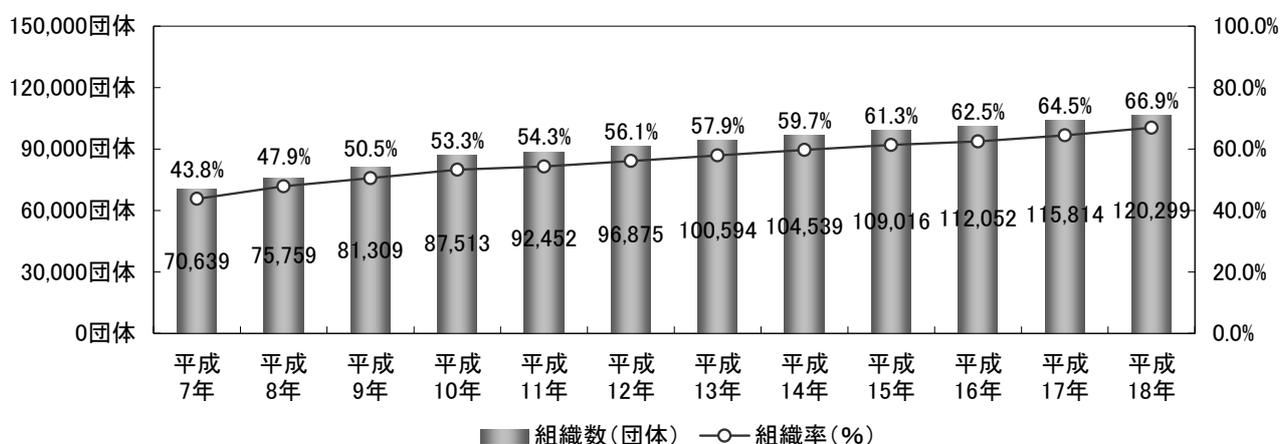
2. 自主防災組織の課題と今後の展開

地域防災力の向上に向けた住民の活動は、様々なコミュニティ活動の核にもなるべきものである。

そして、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしへの関心や意識が、日常生活のなかで高まることによって、自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会での連帯意識が醸成されていくことも期待される。

平成18年4月1日現在、全国の自主防災組織の結成状況（各年4月1日時点）は、全国1,843市区町村のうち1,619市区町村で設置され、その数は12万299組織で、組織率（全国世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は66.9%（前年比2.4ポイント増）であり、平成7年以降、組織率等は年々増加傾向にある。阪神・淡路大震災で得た教訓「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の定着・実践が図られているとみられる。しかしながら地域によって結成状況に大きな差もみられるため、今後も組織率のさらなる向上が求められている。

図 自主防災組織等の推移（各年4月1日現在）



資料：消防庁

また、消防庁による「自主防災組織の活動体制等の整備に関する調査研究報告書」（平成8年3月）では、自主防災組織の運営、活動において、高齢化や昼間の活動要員の不足、活動に対する住民意識の不足、リーダーの不足のほか、会議や訓練の準備活動に使う活動拠点の不足、活動のマンネリ化等の課題が指摘されている。

こうした課題は、現在においても自主防災組織の悩みであり、組織の活動環境や人的・物的資源の不足、日常や災害時の活動上の問題等、様々な条件が重なって生じているとみられるが、組織が比較的小規模であることもその要因の一つとして挙げられる。

したがって、自主防災組織における今後の展開としては、近隣の自主防災組織が連絡を密にし、課題の解消や大規模災害時への対応に備えるとともに、消防団をはじめとする様々な地域活動団体との連携を図りながら地域のすべての力を集結した取組みを進めることが重要である。また住民の自主防災組織への参加意識を高めるほか、活動に参加しやすい工夫や新たな切り口による活動の活性化等が必要であると考えられる。

そのほか平成16年6月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）においても、自主防災組織の「地域の安心・安全を守る」活動として、大規模災害時の初動対応のような避難住民の誘導や被災者の救援等の局面での協力が期待されている。

写真 国民保護パンフレット（消防庁）



関連資料 → 自主防災組織の状況 (P.154 ~)

第2節 自主防災組織の整備

1. 組織の結成

自主防災組織を結成するためには、地域住民が強制的なものではなく、自発的に参加することはもちろんであるが、無理せず継続的に参加できることも重要である。まずはひとりでも多くの住民が防災への関心を持てるよう、「地域でともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発に努め、市町村や消防機関等と協力しながら活動への関心を持ってもらうための情報の提供を行い、参加のきっかけづくりをしていく必要がある。

また、実際に自主防災組織を結成する場合には様々な手法が考えられる。主な手法としては、自治会等の既にある団体をベースとする場合が一般的であるが、既存の組織とは別に、新たな組織として結成する手法もみられる。

表 組織の結成にあたって

手 法	説 明
既にある団体を活用する場合	<ul style="list-style-type: none">・自治会等の既存の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。・既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
新たな組織として結成する場合	<ul style="list-style-type: none">・地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

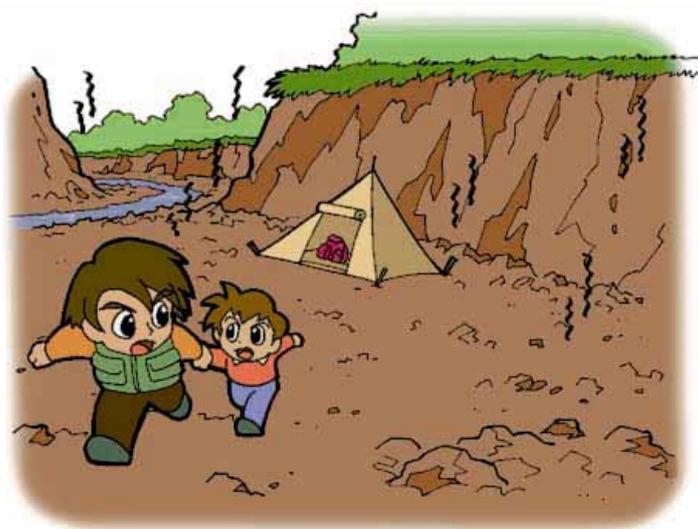


**自主防災活動への関心を持ってもらうための
情報の提供、自主防災組織への参加のきっかけとなる取組みが必要**



なお、自主防災組織づくりのためには、何らかの契機が必要であり、それを如実につかみ、どのように育てていくかが大切である。組織化の契機をうまくつかみ、それを大切に育てあげることのできた例を見ると、次のようなものがある。

- 東海地震、東南海・南海地震の発生が予想され、住民の防災についての関心も高まり、組織づくりの基盤が自然にできた。
- 過去に風水害を被った体験をもつ地域で、その共通体験から、住民が共同・連帯して災害に対処するようになった。
- 住民の信望を集めている自治会の役員が、防災に非常に熱心で、災害への備えに工夫を凝らし、これが自治会活動を通じて地域の住民の間に広がった。
- 地理的条件等から公的機関の防災活動が望めず、防災については地域住民が行わねばならないと自覚した。
- コミュニティ活動が非常に盛んな地域においてコミュニティ活動の一環として防災対策を取り入れるようになった。
- 小学校とPTAが共同で繰り返し防災訓練を行い、それに地域全体の住民が参加するようになった。
- 保育園や幼稚園における避難訓練では、母親たちの付き添いが必要な場合が多いが、そのような集まりの中から組織化がはじまった。



2. 組織の規模

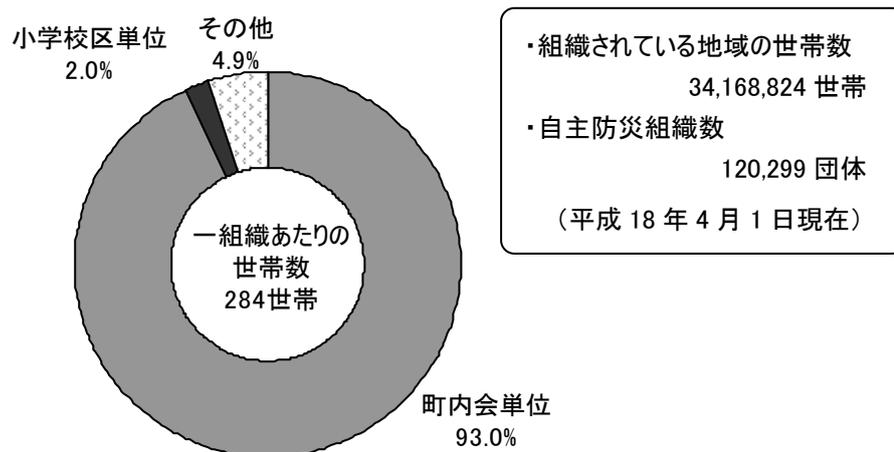
自主防災組織の規模としては、一般的に次のように考えられている。

- 住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。
- 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模であること。

自主防災組織の規模については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に向かって、自主防災活動を効果的に行うことができる規模が最適であり、地域住民が日常生活上の一体性を感じることできるような規模が望ましいと考えられる。

参考までに平成18年4月1日現在の自主防災組織の規模をみると、全国平均で一組織あたりおよそ284世帯であり、主に町内会単位を基準とする場合が多くみられる。

図 自主防災組織の規模（結成単位）



資料：消防庁

なお、地域によっては、大規模な地域を基礎として自主防災組織を設立し、それをいくつかの地区に分けて地区組織を編成することが考えられる。

逆に、町内会単位の組織を連合して、例えば小学校区程度の規模で連合組織を作ることとも考えられる。

3. 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定める。

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

表 組織の基本的な班編成（例）

編成班名		日常の役割	災害時の役割
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

また、例えば兵庫県加古川市の加古川グリーンシティ防災会で行われている「町内チャンピオンマップ」のように、災害時に協力をお願いするといったかたちで「自分はこんなことができる」という特技を登録してもらい、いざというときの地域の防災活動に協力してもらいながら、役割の充実を図ることも考えられる。



関連項目 → 加古川グリーンシティ防災会の事例（P.121）

関連資料 → より詳細な班編成の例（P.145）

そのほかにも、次のような点にポイントをおいた編成を検討する必要があると考えられる。

○ 地域内でバランスよく対応できる班編成

(人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置等)

○ 地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性をもたせる配置

(班の活動内容について専門家や経験者(例：消防職員・団員等の防災・危機管理業務の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等)の登用等)

○ 地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置づけ

(地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の配置を踏まえた編成、人員配置や応援協定等による補完体制の検討)

○ 災害時要援護者に対する取組み

(福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成等)

上記のように、日常の活動や災害時の活動が特定の人員等に偏らないよう、活動内容や人員構成等を適宜見直しながら、地域の実情に応じた組織編成が必要である。

また実際の活動においては、班の人数が足りず活動が困難な場合や全員で活動しなければならない場合も考えられることから、それぞれの班の活動内容を理解しておくとともに、災害時に起こる想定外の事態に対して臨機応変に運用や指揮命令ができる対応策についても検討しておく必要がある。

なお、地域住民に対しても組織の編成を周知し、各班の具体的な活動内容を理解してもらうことが、災害時のスムーズな協力体制の構築に繋がることとなる。

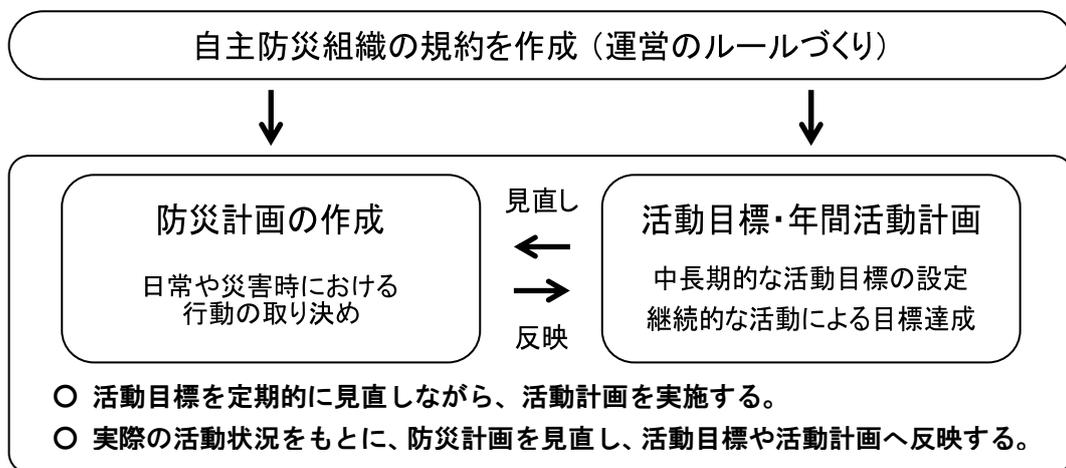


4. 組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員
の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害
の発生時に迅速かつ能率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を
策定しておく必要がある。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研
修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要である。

図 自主防災組織の運営について



（1）規約の作成

自主防災組織の活動を円滑に行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等
を明確にした規約（運営ルール）を作成しておくことが重要である。

規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任及び任務、
会議の開催、防災計画の策定等について定めるものであり、次のような点に留意し
て作成するとよい。

規約作成の留意点

- ① 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化した規約を定めておく必要がある。
- ② 自主防災組織を設けるにあたり、自治会、町内会の一つの部門として設ける場合は、自治会、町内会の規約を改正すれば足りるが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要がある。
- ③ 規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員を選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。

関連資料 → 規約（例）（P.137 ～）

(2) 防災計画の策定

防災計画の策定にあたっては、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを具体的に明記するほか、河川が氾濫しやすい、災害時要援護者が多い等、地域の実情を踏まえたうえで、防災計画に反映することも重要である。また、当該市町村地域防災計画とは密接な関連があることから、市町村をはじめ消防機関と十分協議しておく必要がある。

防災計画に盛り込むべき項目としては一般的に次のようなものが考えられる。

表 防災計画に盛り込むべき主な項目

分野	盛り込むべき項目	内 容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
主に日常活動に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める。(情報班)
	出火防止、初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。(消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。(救出・救護班)
	避難	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。(避難誘導班)
	給食・給水	食糧や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。(給食・給水班)
他団体と協力して行う活動	災害時要援護者対策	平常時、災害時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

なお防災計画策定にあたっては、次のような点に留意して策定するとよい。

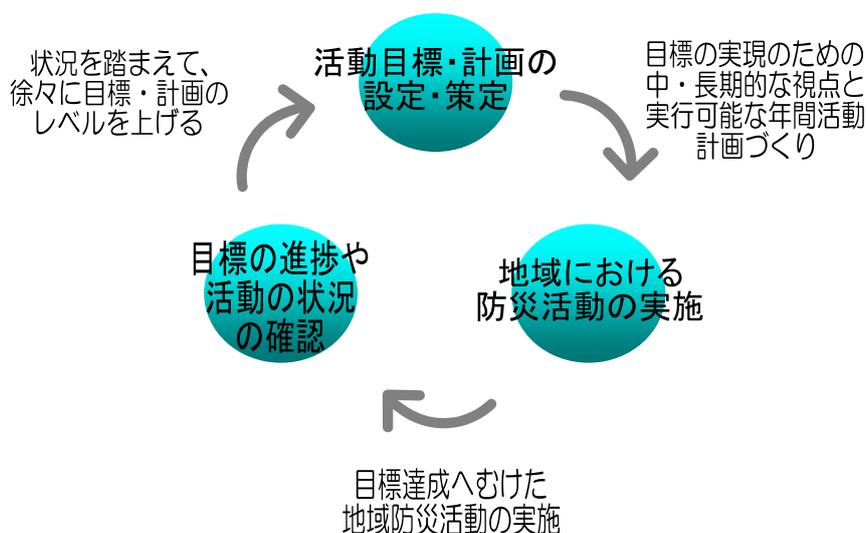
防災計画策定の留意点

- あらかじめ、地域の地形、地域内の危険物の所在、建物の耐震化の状況等を考慮し、地域としての集合場所、避難場所等を決定する。
- 避難誘導の責任者を決めておき、その指示に従って全員が組織としてまとまって避難するようにする。
- 自主防災組織の責任者は、避難予定地、避難路の状況を確認し、安全な経路を選定する。
- 住民が他の組織の住民と混同しないようにするため、避難誘導班員は自分の地域の目印となるものを携帯する。
- 避難誘導班員は、住民が不必要な荷物を持たないように注意する。
- 組織内における傷病者、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者の所在を確認し、担架搬送等により、全員が安全に避難できるようにする。近年、地域の外国人も増加しており、日本語を解さない外国人への避難情報伝達のあり方も検討する。
- 市区町村長の避難指示または勧告が遅延したり、あるいは、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として、自主的に判断して避難する場合についても検討する。
- 避難場所に至る経路については、風向、晴雨等の気象条件、災害の規模態様等を勘案のうえ、あらかじめ、第二、第三のルートを想定して計画を立てておくようにする。

(3) 組織の活動目標の設定と活動計画の策定

住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の活動は、継続して取り組むことによってはじめて効果を表すものである。したがって中・長期的な活動目標を設定し、目標達成に向けた年間の活動計画を立てることが重要である。またこうした活動目標を掲げ、計画に沿った組織活動を進めることによって、構成員のモチベーションが高まり、地域防災力を向上させることが期待できる。

図 活動目標の設定・活動計画策定の流れ



組織活動レベルにあわせて徐々に地域防災力を向上させる継続的な計画・活動を心がける

① 活動目標の設定

活動目標の設定にあたっては、予め防災に関する知識や地域の危険状況について学習する機会を設け、防災の知識等を深めながら、実際の活動を通じて徐々に活動レベルを上げ、これに応じて目標を修正していくことが重要である。

また目標設定にあたっては、次のような点に留意すると、より地域の実情に沿った設定が可能となる。

目標設定の留意点

- 消防団等から、防災についての専門的な知識や技術等についてアドバイスを受けておく。
- 防災マップやハザードマップ等を活用し、地域の災害危険を把握しておく。
- 組織の活動状況を考慮し、中・長期的に実現可能な具体的目標を設定する。

② 活動計画の策定

地域の防災活動の現場においては、住民の関心が急に高まる、あるいは活動レベルが一気に向上することはなかなか期待できないため、継続的に防災活動に取り組むことが特に重要である。また一旦活動レベルを上げても、継続して活動が行われなければ、活動の停滞や住民の関心も薄れてしまうことも考えられるため、活動をしっかりと継続していくための活動計画を策定し、活動目標の達成へ取り組む必要がある。

活動計画の策定にあたっては、中・長期的な視点に立った活動目標を実現するため、前年の活動状況や年間を通じてどのような防災活動を行う必要があるか検討し、実際に行う活動内容を取りまとめ、年間の活動計画を策定していくとよい。

なお活動計画策定にあたっては、活動目標の設定とあわせて、次のような点に留意して策定するとよい。

活動計画策定・見直しの際の留意点

- 編成班ごとに検討会を行う等、できるだけ多くのメンバーから意見を出してもらおうようにする。
(編成班ごとの検討により、活動の漏れをチェックすることが出来る。)
- 検討会で出てきた意見を、テーマごとに整理し、優先度をつけていく。
(その際、緊急性・重要性といった基準を設けて検討を行うと、討議や合意が進みやすい。)
- 整理された意見を、活動の状況から、時間的制約、予算、活動主体等の要素を加味して、活動計画を作成する。
- 徐々に活動目標を修正しながら活動レベルの向上に努め、地域防災活動について継続的に取り組む姿勢をもった計画策定を心がける。
- 年間活動計画に特徴をもたせるために、年度ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。

5. 財源確保及び活動費を抑える工夫

自主防災組織を運営していくためには、日常的な活動や資機材及び備蓄品の調達等、組織が活動するために財源を確保し、また限られた財源のなかで効果的な活動ができるよう工夫する必要がある。

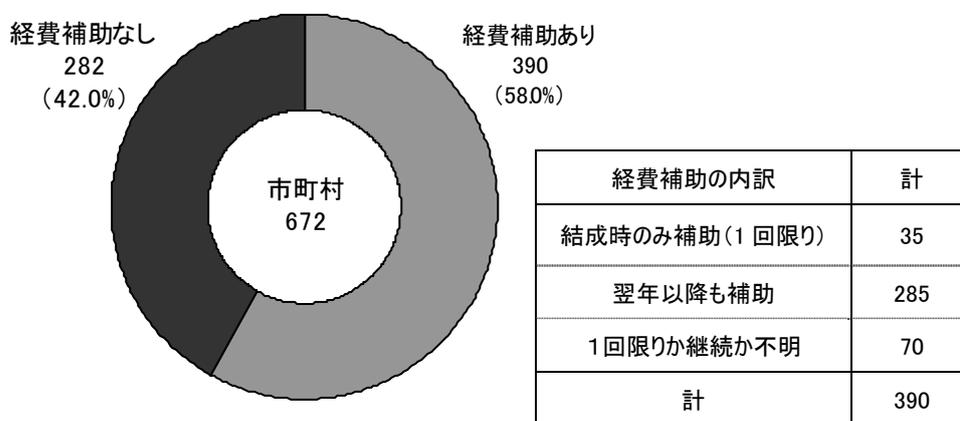
(1) 自主防災組織の財源についての考え方

自主防災組織は、もとより住民の自発的な活動による組織であるため、自主財源による活動が理想であるが、現状では市町村等が補助等を行なっている例も多い。

財団法人自治総合センターが行った「市区町村の自主防災組織の実態に関する調べ」（平成16年7月現在）によると、自主防災組織が結成され活動を継続していくために、市町村等による補助等が行われている地域がある一方で、補助等を受けずに自主財源を確保し、運営・活動を行っている地域もみられる。

こうしたことから、今後自主防災組織としては自主財源の確保を基本とし、必要に応じて市町村等による補助等を活用しながら組織の運営や活動を行うことが重要である。

図 経費補助の有無



資料:財団法人 自治総合センター

(2) 活動費を抑える工夫として

自主防災組織は、日常的な活動のほかに資機材や備蓄品等についても費用を要するが、可能な限り活動費を抑えるためにも、身近なもので代替可能な資機材の活用を検討するほか、防災教材や資機材等によっては近隣の自主防災組織との共有や民間の事業所との資機材借用の協定を結ぶ等、組織間や地域との協力によって活動費を抑える工夫についても検討しておく必要がある。

6. 組織を担う人材の募集・育成

地域防災力の維持、向上のためには、地域防災を担う人材の募集・育成が不可欠である。

また、自主防災組織の活動を担う人材とりわけリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、平常時には地域の安全点検、防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や災害時要援護者の把握、防災訓練の指導等を行い、日頃から住民の防災意識を高めることに努める必要がある。また、災害発生時には自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められることから、その育成は非常に重要であるといえる。

(1) 人を集める

自主防災組織に参加してもらうためには、まず活動内容を知ってもらうことが必要である。そのためには広報紙等を活用し、自主防災組織への関心を少しでも持ってもらうことが重要である。

ただし、広報紙等だけでは、地域住民との顔のみえる関係づくりやコミュニケーションが不足してしまうため、学習会や講演会・研修会を開催し、住民参加の第一歩となる場（機会）づくりも重要である。

また、インターネットによる地域 SNS（地域ソーシャルネットワークサービス）を活用することも有効であると考えられる。

- 自主防災組織の活動内容を紹介する機会づくり
（例：市町村が発行する広報紙）
- 住民参加の場づくり
（例：生涯学習の一環としての学習会や講演会・研修会の開催）
- ^{※1} ICT を活用した新たな仲間づくり
（例：^{※2} 地域 SNS（地域ソーシャルネットワークサービス）の活用）

^{※1} ICT：情報通信技術（Information & Communications Technology）の略。日本では同様の言葉として IT（Information Technology：情報技術）の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、近年日本でも定着しつつある。

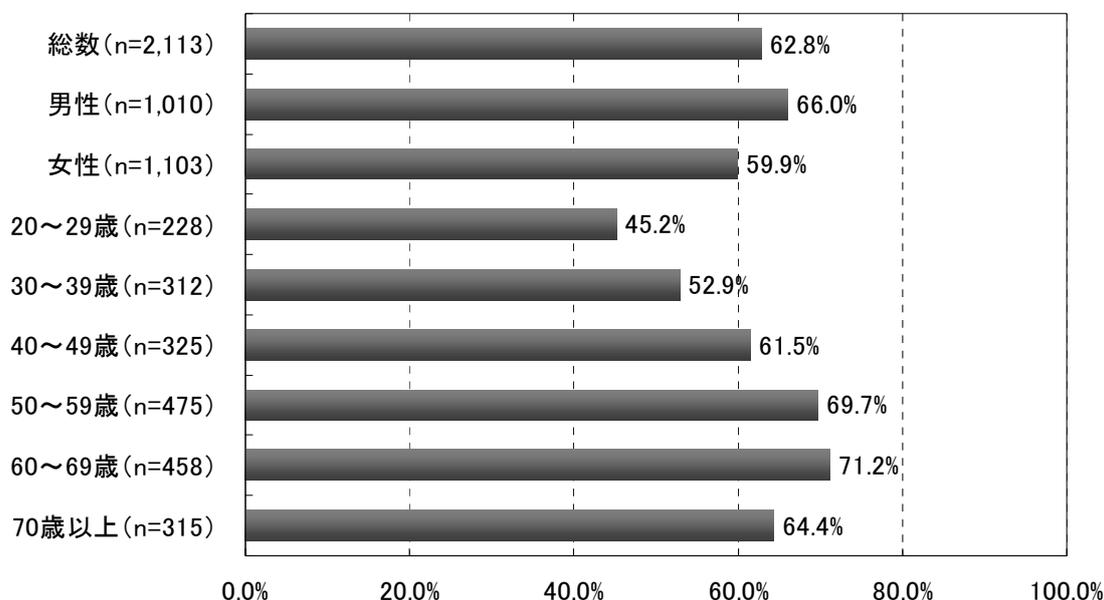
^{※2} 地域 SNS（地域ソーシャルネットワークサービス）：参加者が互いに友人を紹介しあって、新たな友人関係をを広げることを目的に開設されたコミュニティ型の Web サイトの総称。主な機能としては、日記や掲示板、メール配信等の機能を使って、インターネット上でコミュニケーションや情報共有を安心して行うことができる。

コラム

住民の防災意識を把握し、参加を促し、組織の結成へつなげるために

平成 15 年 5 月に報告された内閣府「消防・救急に関する世論調査」によると、自主防災組織に関心のある人は、62.8%と回答者全体で 6 割を上回っている。年齢別では 20～29 歳で 45.2%、30～39 歳で 52.9%であったが、50 歳以降ではいずれも 6 割を上回っており、地域における自主防災組織への関心は高いとみられる。

図 自主防災組織への関心（関心がある人の割合）



※ 「関心がある」と回答した割合は、世論調査の回答「非常に関心を持っている」「どちらかといえば関心を持っている」を合わせた割合である。

資料：内閣府「消防・救急に関する世論調査」（平成 15 年 5 月）

地域におけるこうした関心を活動への参加に結びつけられるよう、「地域とともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発を進めるとともに、無理なく継続して参加、活動できる活動内容への工夫が必要となる。

(2) 人を育てる

住民一人ひとりが災害に対して正しい行動がとれるよう、知識や訓練についての経験を積むことは、地域の防災力を高めるためにも重要であるため、市町村や地域において、こうした防災活動を担う人材の育成が必要となる。その際、住民が「楽しみながら」防災意識の高揚を図り、主体的に防災活動へ取り組めるよう、地域のイベント等に防災の観点を盛り込む等、人材育成の場（環境）づくりの工夫も必要である。

なお「市町村における地域防災活動の充実に向けた取組みに関する調べ」（平成 18 年）では、人材育成の場である防災研修の現状として、次のように報告されている。

- 何らかの防災研修を実施している割合は、全体の 72%。
- 研修の主流は防災訓練と自主防災組織リーダー研修である。

図 防災研修の実施の有無

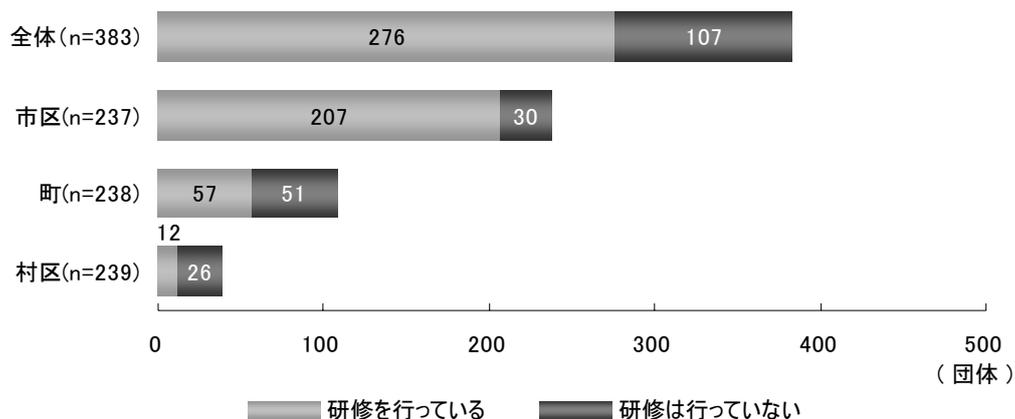
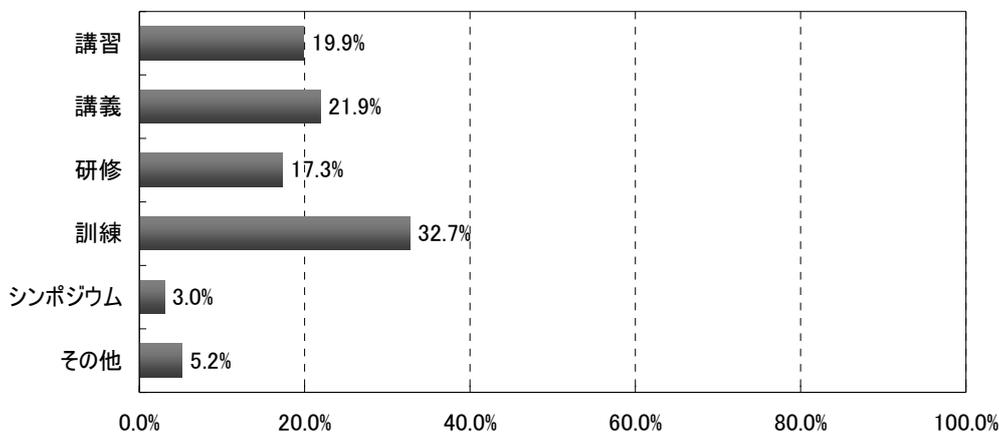


図 研修等の種類



資料:財団法人 自治総合センター

(3) リーダーの育成

自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、その活性化には、リーダーの資質と熱意に負うところが大きい。自主防災組織のリーダーには、地域の多くの意見をまとめる見識、能力があり、かつ防災に積極的な関心のある人が望ましい。

また、自主防災活動を活発化するためにも、市町村及び消防機関等において地域防災の要となるべきリーダーの育成に努める必要がある。

なお、自主防災活動にとって望ましいリーダーとは、以下の要件を備えた人が考えられる。

リーダーの要件

- 防災に関心が高い（災害対策の経験があればなお良い）
- 行動力がある
- 地域において人望が厚い
- 自己中心的でなく、地域住民全体のために考えられる
- 多数意見を取りまとめ、また、少数意見を尊重できる

平常時の自主防災組織の活性化を図るうえで、このようなリーダーの重要性は言うまでもないが、災害発生直後の混乱した状況において、消火・救助等を進めていくうえで、リーダーに以下のような要件も求められることとなる。

（災害発生直後）リーダーの要件

- 非常時の現場の状況を取りしきる力がある
- 他人に声をかけ、活動に参加させる力がある
- 消火、救助、避難誘導、安否確認などに関する知識や知恵がある

このように災害発生直後は、周囲の住民を消火、救出、避難誘導などの活動に導くことのできるリーダーが求められ、こうしたリーダーは地域に何人いてもよいと考えられる。

例えばお祭りなどのイベントの機会を利用し、地域の世話好きな人をみつけて交流を図りながら、潜在的にリーダーたり得る人物を日頃の活動の中から発掘し、協力しあう関係づくりも重要である。



安心安全なまちづくりにおけた人材(ポニター)の育成(春日井市)

安全で安心して暮らせるまちを目指して、春日井市では、市内各種団体の参加を得て、「春日井市安全なまちづくり協議会」を設置した。

協議会では、災害時における市民活動のリーダーとしての役割を担う「ひとづくり」を行うため、地域の安全について自ら考え活動する「ボランティア」と、安全に関する提言を行う「モニター」の機能を持つ、「安全安心まちづくりポニター」（ボランティアとモニターの造語）を育成する「春日井安全アカデミー」を平成7年度より開講している。

○ 安全・安心まちづくりポニターとは

「春日井安全アカデミー」の基礎教養課程及び専門課程を卒業し、さらにポニター養成講座を修了した方が協議会会長（市長）より委嘱され、地域の安全リーダー的役割を担うことができる市民として活躍している。

平成11年3月に第1期生として35名に委嘱し、平成17年末には8期生までの251名に委嘱している。

・ポニターの主な活動（防災）

総合防災訓練、防災拠点訓練、地域が実施する防災訓練への参加

地域住民へのDIG（災害図上訓練）の実施

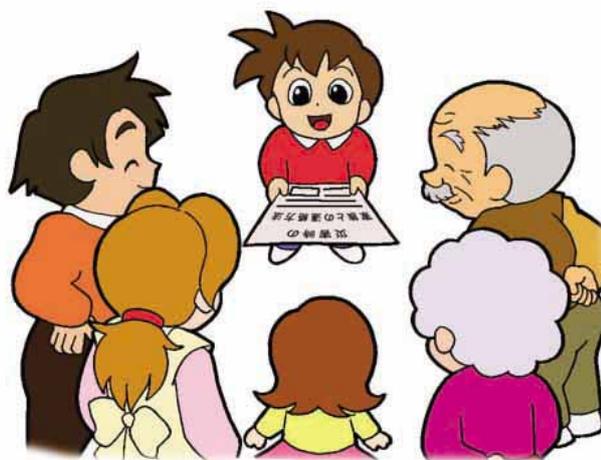
ため池・河川等の危険箇所点検

(4) 組織の継続的な活動へむけた人材育成（次代を担う人材の育成）

実際に自主防災組織を形成する地域の状況は、地域コミュニティが未成熟な新興住宅地や集合住宅、かつてのコミュニティが希薄になりつつある地域等、様々である。こうしたなかで、住民一人ひとりが防災対応の担い手であることを再認識し、住民にとって一番身近な自主防災組織が、積極的に住民への防災研修等を行い、自主防災活動が将来も継続的に取り組まれるよう、幅広い世代に対して人材の育成を図る必要がある。

特に少子高齢化社会においては、次代を担う人材の育成が急務であるため、学校関係者等に働きかけ、教育や防災訓練を通じて、早くから「自分の暮らす地域を守っていく」という意識を醸成し、次代を担う人材の育成に努めることも重要となる。

また、人々の脳裏に刻まれた災害の記憶は、災害に対する認識、対応の差となって現れるものであることから、自主防災組織等において、こうした災害の記憶・記録を保持し、次代に語り継いでいくこと（災害伝承）も必要である。地域特性を踏まえた災害への備えになるだけでなく、学校教育として地域の地勢的な特徴や歴史を深く知ることのできる有効な取組みといえる。



関連項目 → 人材育成事例 (P.109 ~)

次代を支える人材育成にむけて

～ e-ランド(eカレッジ) ～

自主防災組織におけるメンバーの高齢化等といった課題解消のためにも、自主防災組織や関係機関とも協力しながら、次代を支える人材の育成、指導は重要であり、「人づくり」「組織づくり」への取組みは、継続して行われることが望ましい。

一方で、次代を支える新たな人材育成としては、学校教育との連携が考えられる。すでに各地域で中学生・高校生を対象に普通救命講習・応急救護講習を実施する例や、地域のボランティアへの参加等が実践されており、いずれも子どもたちが地域の一員として、地域への愛着や自分たちのまちを災害から守るという意識を醸成することに繋がる有効な取組みとなっている。

また、少年少女消防クラブや幼年消防クラブについても、将来における自主防災組織の核となる人材を育成する場としてもその育成強化に協力していく必要がある。

なお、消防庁では防災・危機管理 eカレッジの中に、子ども達が災害の恐ろしさや防災について学べる「こどもぼうさい e-ランド」を e-ラーニングの機会としてホームページ上に併設している。こうした誰もが利用できる教材を活用した防災教育も有効である。

(こどもぼうさい e-ランド : <http://www.e-college.fdma.go.jp/>)

写真 消防庁「こどもぼうさい e-ランド」ホームページ



関連項目 → 学校との連携 (P.72 ～)
学校と連携した防災活動事例 (P.109 ～)

第3節 自主防災組織の活動

1. 日常における活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要である。

なお、活動の実施にあたっては、「日常の活動がいざというときに役立つ」という実効性にもとづき、防災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしを守るための活動を、自分たちの日常生活の中にどのように組み込むのかを念頭に置きながら活動を計画し、継続的に取り組むことが望まれる。

また、防災まちづくり大賞等の優れた取組みを参考にして、自らの活動に積極的に取り入れることも、活動をより活性化させる手がかりの一つである。

図 日常における主な活動項目

日常の活動

- 防災知識の広報・啓発（地域防災・家庭内の安全対策）
- 地域の災害危険の把握（防災マップ・ハザードマップ等）
- 防災訓練（個別訓練・総合訓練の実施）

活動の留意点

- 各々の家庭において、火を出さないこと、家や塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保すること等、各個人及び各家庭での防災対策が基本であること。
- 自主防災組織の役割分担、活動内容等についての理解。
- 一時的ではなく、継続して実施する。

さらに、自主防災組織の育成のためには、市町村や消防機関等による実態に即した地道な指導、助言の積み重ねが必要である。この場合、特に消防本部やそれぞれの地域の消防団が指導、助言の中心的役割を果たすことが望ましい。

日常の活動は優良な活動事例を参考に

～ 防災まちづくり大賞 ～

地域防災力の向上を図るためには、まちづくりや住民生活等のあらゆる面において防災に関する視点を盛り込むことが重要である。

このため消防庁、(財)消防科学総合センター、(財)日本消防設備安全センターでは、市町村や地域のコミュニティ、事業所等が行っている防災に関する様々な取組み（創意工夫を凝らした取組み、継続的な取組み、地域独自の取組み等）のなかで、特に優れた活動を表彰する「防災まちづくり大賞」を実施している。

こうした活動事例を参考にしながら、日常の活動に取り入れてみるのも効果的である。

なお「防災まちづくり大賞」は、(財)消防科学総合センターのホームページからアクセスすることができ、次のような部門での活動を表彰、紹介している。

(財)消防科学総合センター： <http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi>

【一般部門】

防災関係の施設整備、地域における自主防災活動、教育訓練及び講座・研修などソフト、ハード面を中心とする「防災まちづくり」に関する取組み。

【防災情報部門】

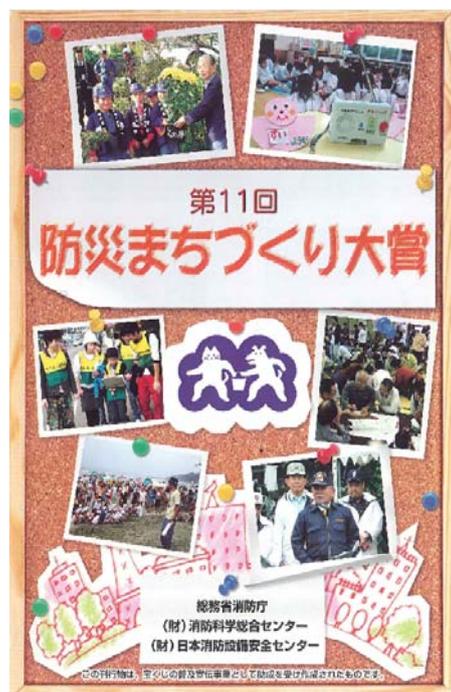
防災に関する普及啓発・広報などの活動や災害・防災情報の収集・伝達体制の整備などの「防災情報」に関する取組み。

【住宅防火部門】

行政及び関係機関等と連携を図り、地域における住宅防火対策を推進する取組み。



■ 防災まちづくり大賞のシンボルマーク



(1) 防災知識の広報・啓発

① 地域ぐるみでの防災意識の醸成

自主防災組織の活動において、地域住民が防災に関する知識を習得できるようにするためには、あらゆる機会をとらえて普及・啓発に取り組み、地域ぐるみで防災意識を醸成する必要がある。そのためには、主に次のような方法がある。

- あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- 市町村や消防機関等の講演会や研修への参加。
- 市町村が定めている地域防災計画等の内容を十分理解するため、市町村や消防機関等から説明を受け、協議する機会を設ける。
- 災害の発生した現地を視察して、被害状況やよりよい対応方策を考える。
- 地域における過去の災害事例、災害体験をまとめた広報の作成。
- 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配布。

② 家庭内の安全対策

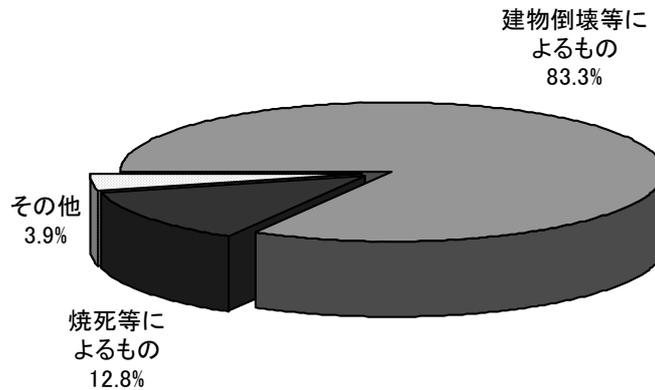
防災知識の普及・啓発とともに、各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠である。

また家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況もみられるため、自主防災組織の活動として継続的に取り組むべきである。

次頁の図にみられるように、阪神・淡路大震災では亡くなった方（神戸市内）の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものであった。

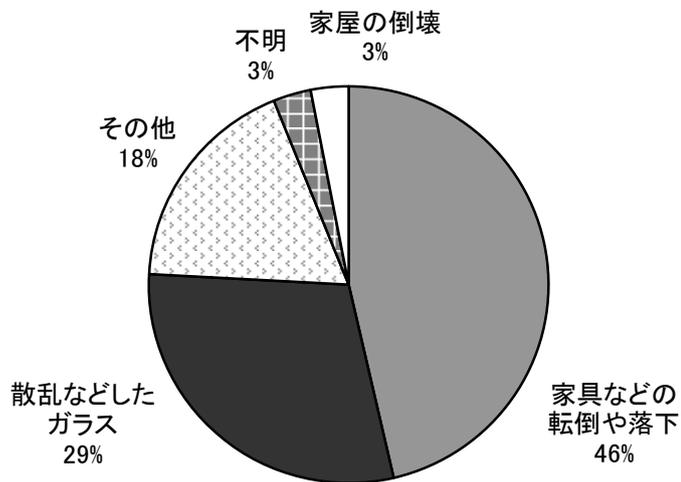
また発災直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食糧や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所があったことから、各家庭における普段からの備えは非常に重要といえる。

図 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因



資料:「神戸市内における検死統計」(兵庫県監察医 平成7年)

図 阪神・淡路大震災におけるけがの原因



資料:日本建築学会「阪神淡路大震災住宅内部被害調査報告書」

なお、家庭内の具体的な安全対策としては次のようなものがある。

- 耐震診断等の建物の安全策
- 家具等の転倒・落下防止
- 防災用品、食糧・飲料水等、物資の事前準備
- 住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策

特に耐震診断については、経済的な負担や耐震補強に関する情報を知らない等により実施されてない例もあることから、積極的な広報をするとともに、地域の専門家等との連携についても検討するとよい。

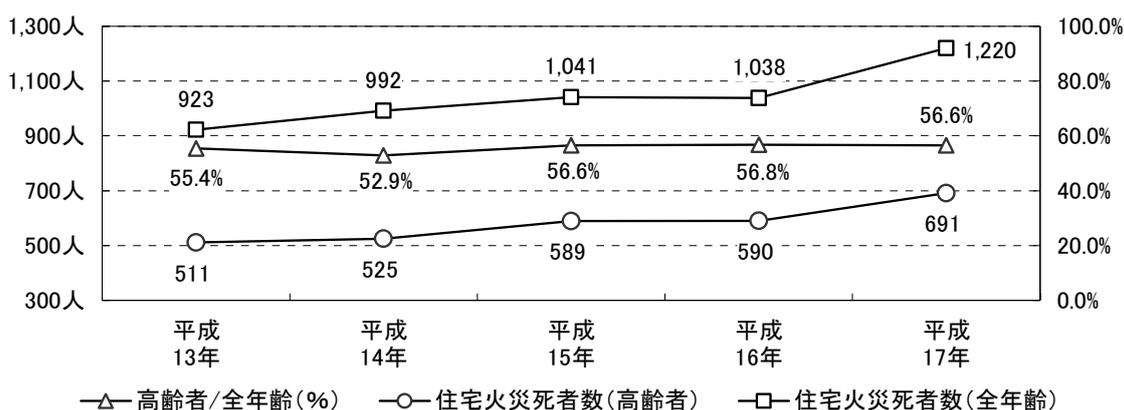
関連項目 → 家庭内防災対策事例 (P.113 ~)

住宅用火災警報器の義務化について

住宅火災による死者数（以下「住宅火災死者数」という。）は近年急増しており、平成15年中の住宅火災死者数が昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超えて以降、平成15～17年と3年連続して1,000人を超えた。平成17年には1,220人と、記録の残っている昭和51年以降最多となっている。

こうした状況のなか、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付ける改正消防法が平成18年6月1日から施行され、新築住宅は平成18年6月より、既存住宅についても、市町村条例で定める適用日から義務付けられることとなった。

図 最近5年の住宅火災死者数の推移（放火自殺者等除く）



資料：消防庁

住宅火災による被害から、自身や家族の大切な命を守るためにも、各家庭にできるだけ早く住宅用火災警報器を取り付けるよう普及啓発を行い、住宅防火を進めて行くことが必要である。

具体的な住宅用火災警報器の設置箇所は、逃げ遅れを防ぐために寝室に設置する必要があり、避難経路となる階段等にも設置する必要がある。また市町村によっては、台所にも住宅用火災警報器の設置を義務付けている場合があり、各市町村へ確認したうえで、消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織その他地域に根ざした活動を展開する団体等と連携して、地域住民へ正しい設置を呼びかけることが求められている。

(2) 地域の災害危険の把握

地域の災害危険箇所を把握し、防災に関する認識を高めることも大切である。
そのため、主に次のような視点から、地域の危険箇所について把握するとよい。

地域の危険箇所把握の視点

- 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険区域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- 地域の実態に即した消防活動、災害時要援護者に配慮した避難誘導等の対応策について十分理解しておく。
- 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として古井戸、小川等の活用も検討しておく。
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- 市町村等が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

こうして把握した危険箇所は、想定される被害や防災拠点等とあわせて、「防災マップ」や「防災カルテ」としてまとめておくと、実際の災害時に大いに役立つほか、地域住民とともに作成することによって、地域の防災意識の向上にも効果が期待される。

そのため、地域住民の参加を促すために、「親子ふれあい防災ウォーキング」、「タウンウォッチング」「ぼうさい探検隊」といった地域内を実際に歩いてみるイベントとして行うほか、こうした行動の結果を防災マップづくりに繋げてみるのもよい。



関連項目 → ぼうさい探検隊 (P.73)

関連資料 → 防災マップ・地区カルテの作成 (P.151)

(3) 防災訓練

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の防災計画に基づき実施される。

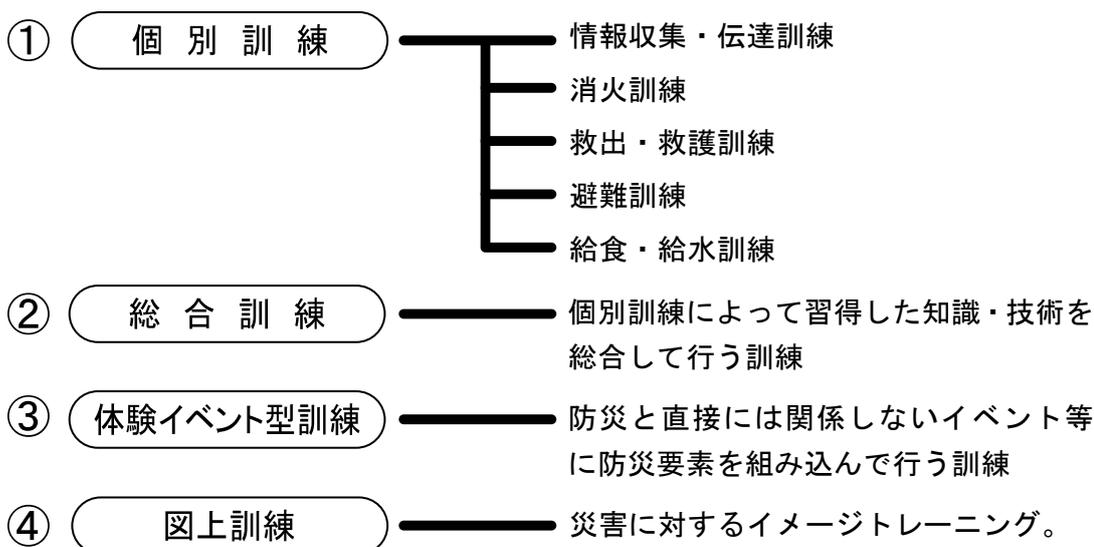
訓練にあたっては、次のような点に留意する必要がある。

訓練実施にむけた留意事項

- 正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受ける。
- 訓練終了後に、検討会を行い、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- 地域内の事業所等の自衛消防組織、さらには近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- 特定の災害だけでなく、地域の実状に即した訓練内容とする。
- 災害時要援護者にも配慮した効果的な訓練内容とする。
- 市町村や消防機関等が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。
- 短時間でも訓練を行えるよう、実施方法等を工夫する。
- 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- 訓練にあたっては、事故防止に努める。

防災訓練としては、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練が代表的な訓練として実施されている。

図 主な防災訓練項目



こうした訓練はどれも重要であり、これらすべての訓練が有機的に機能してこそ発災時に人の命を救い、災害を拡大させないことに繋がるものである。

なお、上記訓練のほか、可搬式小型動力ポンプ、消火器、ろ水器、無線通信器等、個々の防災資機材の使用方法及び点検、整備等について習熟するために行う部分訓練がある。

① 個別訓練

個別訓練には、情報収集・伝達訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、給食・給水訓練等があり、各班において知識・技術の習得にむけて、繰り返し行う必要がある。

(7) 情報収集・伝達訓練

災害情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビなどの報道機関による情報も有効であるが、地域における情報収集・伝達としては、自主防災組織の果たす役割が極めて重要である。

災害情報の収集・伝達では、自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて市町村や消防関係機関等からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを自主防災組織で収集し、市町村や消防関係機関等に報告をするための訓練を行う。

また、地域の被害想定等をもとに訓練を行うとより実践的な訓練となる。

○ 情報収集訓練

地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果及び避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集する。また、収集した情報を市町村や消防機関等と共有する。

情報収集訓練（例）

- ① 情報班に収集すべき情報の指示を出す。
(収集すべき情報の例)
 - ・ 現場の住所、目標、現場の状況
 - ・ 負傷者の有無と程度、今後予測される状況
 - ・ 現在の措置、通報者
 - ・ 避難所の避難数、避難状況
- ② 地域ごとに情報を収集。(※ 必ずメモをとる)
情報を収集した人の名前、日付、時間を明記する。
- ③ 収集した情報について報告を受け、地域ごとに取りまとめる。
(※ 報告の際も口頭のみでの伝達は避ける)
- ④ 取りまとめた情報を報告。

○ 情報伝達訓練

地域住民から収集した情報を整理し、自主防災組織本部へ報告する。また地域住民にも整理した情報を伝達する。その際、各世帯への情報伝達を効率よく行うため、あらかじめ情報伝達経路を定めておくことも重要である。

なお、情報の収集・伝達手段として無線を活用する場合は、混信を起こさないよう指揮者（班長）の通信統制に従う無線機の運用訓練が欠かせない。

情報伝達訓練（例）

- ① 模擬情報を与える。
- ② 地域の伝達経路をもとに、次々に情報を伝達。
- ③ 最終的に伝達された模擬情報が、どの程度正確に伝達されたかを確認。

なお、災害発生時には地域の被害状況を迅速かつ正確に収集・伝達する必要があるため、自主防災組織としては、地域の中で情報を収集・伝達しやすい単位、例えば10～20世帯で分割する等、地域の中で起きている状況を自分達でしっかり確認できるような情報収集・伝達体制を予め検討しておく、災害時により効率よく活動することができる。

また、被害状況だけでなく、どういった人が地域で困っているか等、人に関する情報についても収集するようにしておく、災害ボランティアとの連携する際に有効な情報となりうる。



関連項目 → 災害ボランティアとの連携（P.78～）

正確な情報収集、伝達の必要性

自主防災組織は、災害時における地域の消火・救助活動にとどまらず、市町村や消防機関等から提供される地域の災害情報や災害発生時の行政の対応に関する情報について、正確な情報収集を行い、各戸にきめ細かく伝える役割を有している。

しかしながら災害時には、自分が置かれている状況を理解できず、目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない心理が働き、「たいしたことはない」と思いこむ場合がある。こうした災害時の人間の心理状態を災害心理学では、「正常化の偏見」というが、こうした心理は、避難行動を含め、被害の軽減の大きな障害となる恐れがあるため、自主防災組織においては、災害が及ぼす危険な状況をいかに正確な情報として住民に伝えるかが重要となる。

なお情報収集・伝達訓練では以下の点に注意が必要である。

1. 事実を確認し、時機に適した報告を行う。
2. 市町村や消防機関等との情報を共有する。
3. 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉を避ける。
4. 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
5. 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させる。
6. 流言には数字がからむことが多いため、数字の伝達には特に注意する。
7. 「異常なし」も重要な情報である。
8. 定期的な報告を行う。

(イ) 消火訓練

訓練ハウスやオイルパン等を使用して、消火器、三角バケツ、可搬式小型動力ポンプ等により消火する等、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟する。

なお自主防災組織としては、消火訓練とともに、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、防火意識の向上に努め、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がける必要がある。

(ウ) 救出・救護訓練

はしご、ロープ、エンジンカッター等の救出用資機材の使用法や負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等について習熟する。

また、AED（自動体外式除細動器）をはじめとする救急救命用資機材の使用法、負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から市町村や消防機関、日赤等が実施する普通救命講習を受講する等により習熟しておく。

(解説) AED（自動体外式除細動器）について

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器である。

救急の現場で一般の人でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計されており、傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを自動的に決定するとともに、救命の手順を音声にて指示するため、除細動を含めた救命行為が簡単にできる仕組みになっている。

AEDには様々なタイプの機種があるが、基本的な機能は共通しており、自宅、学校、職場、たくさんの人が集まる公共の施設等に配備され、AEDを使うことで、緊急時の救命に役立てられることが期待されている。

写真 AED（自動体外式除細動器）



(I) 避難訓練

各個人としては、避難時の非常用持出品や服装等について留意する。

自主防災組織としては、避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにする。

なお、避難等で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを訓練時にも再確認する必要がある。

関連項目 → ライフライン復旧時の、通電火災やガス漏れ事故を防ぐ。(P.56)

(オ) 給食・給水訓練

炊飯装置、ろ水装置の使用等限られた資機材を有効に活用して食糧や飲料水を確保する方法、技術を習熟する。

なお、食糧を各人に効率よく配給する方法等についても留意する。

これに対処するためには、各家庭において数日間（最低3日間）生活できる程度の食糧等の備蓄を行うとともに、自主防災組織としてこれらの事態に備えて必要な準備をしておかなければならない。

給食・給水については、次のような点に十分配慮する必要がある。

- ① 各家庭では、長期保存が可能でできるかぎり嗜好に幅広く対応した食糧及び飲料水を備蓄するとともに、保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。また、ポリタンク等の生活用水は定期的に入れ替えておく。
- ② 各家庭では、必要な食糧を非常用持出品として備えておき、いつでも持ち出せるようにしておく。
- ③ 自主防災組織として共同備蓄倉庫等を設け、食糧、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておくことも有効な取り組みである。
- ④ 自主防災組織として地域内にある井戸、水槽、池、プール等を調べ、災害時に飲料水、生活用水として使用できるよう、所有者等と協議しておくとともに、必要に応じ市町村が設置した飲料水兼用貯水槽の利用についても習熟しておく。
- ⑤ 自主防災組織として食糧品等の救援物資の配給計画やその周知方法を策定しておき、整然と配布できるようにしておく。

② 総合訓練

個別訓練によって習得した知識・技術を総合して、組織の各班相互の連携をとり、それぞれ適切、効果的に有機的な防災活動ができるようにするために行う。

③ 体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等において、災害時に役立つ基礎知識の普及や災害疑似体験といったプログラムを取り入れることによって、防災を意識せずに災害対応能力を高めることができる。

④ 図上訓練

図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、災害に対する地域や自らの意識に何が足りないか（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気付き」となり、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」に繋がる重要な訓練である。

図上訓練については、防災マップ等をもとに議論を行うブレイン・ストーミング型の災害図上訓練等、その方法は様々である。

また、地震、風水害等、災害の種類によって地域のニーズは異なるため、クロスロードなどの防災ゲームを活用し、過去の災害から学び、シミュレーション訓練しておくことも重要である。

コラム

防災ゲーム クロスロードについて

「クロスロード」とは、「岐路」、「分かれ道」のこと。災害対応の場面では、ジレンマを伴う重大な決断の連続である。

災害対応カードゲーム「クロスロード」は、自主防災組織など地域の集まりで活用すると面白いカードを使ったシミュレーションゲームである。ゲームの参加者は災害時に直面する様々な問題に対して、どちらの道に進むのか選び、回答はグループ全員が「イエス」か「ノー」の札で答え、なぜそう思うのか、という話し合いを通じて答えを見いだしていく。

写真 「クロスロード」のカードと活動の様子

- カードに書いてある問題は、阪神・淡路大震災のときに実際に直面した事例をベースとして作成されている。



- 平成 18 年度地域安心安全ステーション 出前講座・広島会場では、クロスロードによるワークショップを実施した。

関連資料 → 図上訓練 (P.150)

(4) 火気使用設備器具等の点検

地震の発生に伴う火災の発生により、被害が拡大することが懸念される。そこで、その原因となりうるもの等について、普段から十分点検して対策を講じておくことが大切である。

① 火気使用設備器具等の点検

火を使う設備器具に故障や欠陥があったり、周囲が整理整頓されていなければ、出火や延焼の危険が高い。

② 危険物品等の点検

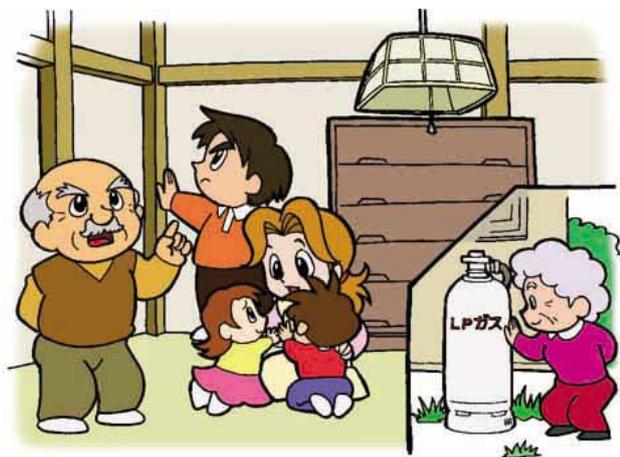
家の中にも石油、食用油、各種スプレー缶等の可燃性の危険物品が多数あり、これらは地震動により発火または引火して、火災の原因となったり、火災を拡大させたりすることがある。

③ 木造建物の点検

建物の倒壊は、倒壊による被害ばかりでなく、火災発生の重大原因ともなり、被害を大きくする。

こうした点検整備は自主的に各家庭において行うべきであるが、自主防災組織としては「点検の日」を設定し、各家庭で一斉に点検するよう指導、推奨すること等も必要である。

また、建物等の点検を行う際は、建築関係の専門家の指導を受けられるよう、市町村に対して協力を求めることが必要となる。



(5) 防災資機材等の整備

自主防災組織が情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の役割を果たすためには、それぞれの役割に必要な資機材等を備えておかなければならない。その場合、地域の実情や組織の構成等からみて、どのような資機材を備えるべきか、市町村、消防機関等の指導を受けて十分検討することが必要であり、市町村としては、既存の資機材等を活用するとともに、実情に応じて助成を検討することも必要となる。

なお、資機材の保管、管理にあたっては、用途、目的に合わせて、防災拠点での管理や地域ごとの分散管理を行い、地域の実情に応じて最も機動的かつ迅速に利用できるようにしておく必要がある。特に救護用や給食・給水用資機材については、自主防災組織が単独であるいは共同して備蓄する拠点として防災倉庫を設けることも必要となる。

防災資機材としては、次のようなものが考えられる。

表 目的別の主な防災資機材（例）

目 的	防 災 資 機 材
① 情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック(安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として)等
② 初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
③ 水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④ 救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
⑤ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
⑥ 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
⑦ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
⑧ 訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
⑨ その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば計画的に整備し、いざというときに使用できるよう、日頃から、点検と取扱い方法の習熟に努める必要がある。

また、自主防災組織としては、自ら防災資機材の整備を進めるだけでなく、次のような点にも留意する必要がある。

- ① 各家庭に、消火器（地震時に転倒しても使用可能な粉末消火器、強化液消火器等）、汲置の水バケツ、消火用水または乾燥砂等を備えるよう指導、推奨する。
- ② 応急手当用医薬品については、できれば地域内の病院、薬局等に対して、災害時には医薬品の提供が得られるよう協議しておく。
- ③ 救急救命用資機材として、AED（自動体外式除細動器）の設置箇所等を把握しておく。
- ④ 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設会社等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう協議しておく。
- ⑤ 訓練用の資機材等、近隣の自主防災組織や団体、事業所等と必要に応じて資機材を共有し、効率のよい維持管理への工夫も必要である。



(6) 災害時要援護者対策

災害時に大きな影響を受けるのは、いわゆる災害時要援護者である。

地域社会において災害時要援護者の安全を確保することは、すべての人にとって地域全体の安全を向上させることにも繋がることから、災害時要援護者の状況を知る福祉ボランティア、介護従事者、社会福祉協議会等の福祉関係団体等とも連携しながら普段から交流する等、総合的に取り組む必要がある。

(解説) 災害時要援護者について

災害時要援護者とは、主に要介護認定者、傷病者、障害のある人及び体力的な衰えのある高齢者等をいう。また地理や災害に関する知識が乏しく、日本語が話せない外国人等また、妊産婦や子どものほか、観光地等では旅行者等も広い意味で災害時要援護者にあたる場合もある。

災害時要援護者への支援は、主に情報及び行動への支援が挙げられるが、それぞれの状態によって支援すべき内容がことなるため、注意が必要である。

災害時要援護者の把握にあたっては、様々な方法が考えられるが、内閣府が平成17年3月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂)では、「手上げ方式」「同意方式」「情報共有方式」の3方式の組合せが提案されている。

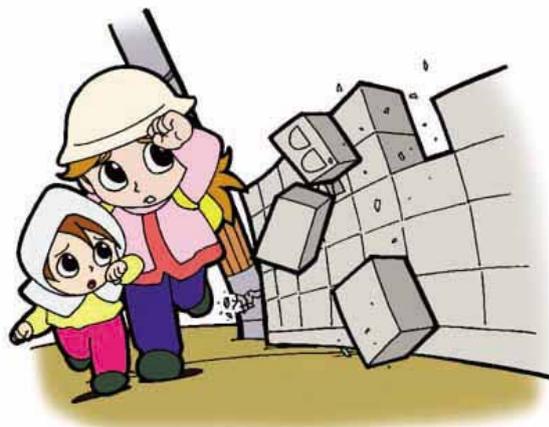
こうした方式のいずれかを用いる場合、あるいは複合的に用いる場合においても、災害時要援護者対策にあたる団体が情報を共有し、個人情報取り扱いについて十分注意しながら、災害時要援護者台帳等によって継続的に管理、運用していくことが必要である。

また、災害時要援護者に関する情報は、実際に災害がおきた場合に、実効性が確保できるよう、個別に対応手段を取りまとめるほか、各団体の持つ身近な情報を含め、地域で重層的に対応できる体制を整えておくことが望ましい。

表 災害時要援護者の主な把握の手法

把握する手法（方式）	内 容	把握の際の注意点等
手 上 げ 方 式	制度創設について周知した上で、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者について避難支援プランを策定する方式。	要援護者本人の自発的な意思を尊重しており、必要な支援内容もきめ細かく把握できる反面、登録を希望しない者の把握が困難であり、要援護者となり得る者の全体像が把握できないおそれがある。
同 意 方 式	防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会を捉えて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、策定していく方式。	要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率よく迅速な情報収集が困難。
情 報 共 有 方 式	市町村において、平時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局等も共有する方式。	原則禁止である本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供に関して、個人情報保護条例の例外規定として整理する必要がある。

出典：災害時要援護者の避難支援ガイドライン



地域の災害時要援護者を把握するために ～ 災害時要援護者台帳 ～

災害が発生すると、障害のある人やひとり暮らし高齢者などの多くが避難できずに孤立し、大きな被害を受けることとなる。そのため、過去の災害を教訓に、地域におけるこうした災害時要援護者を把握する必要がある。

例えば、鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会のように、普段の活動のなかで、地域の災害時要援護者を把握し、下図に示すような「要援護者支援情報カード」によって必要な情報を把握し、災害時に支援を行えるよう準備している例がある。

図 （参考）災害時要援護者台帳

要援護者支援情報カード A 鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会

要援護者世帯の世帯主名		記入20 年 月 日	
		新規 更新	
要援護者本人の氏名		状 況	
		病 名	
世帯主との続柄		高 齢	
性別・年齢・身体状況		性 別・男 女 才 身体不自由	
要援護者世帯の住所および連絡先		鶴舞 丁目 番 号	
		ブ ロ ッ ク	
		班	
電 話		携 帯	
FAX		e-mail	
掛かり付けの病院 名 称		電 話	
所在地		主治医	
緊急時の連絡先		氏 名	
		電 話	
		勤務先の場合は会社名	
緊急時支援が必要な程度 (災害など緊急事態が発生したとき避難などに必要な支援の程度)			
該当項目に○印を付ける			
<input type="checkbox"/> 家族が揃っているときは、避難時の支援は必要としない。			
<input type="checkbox"/> 家族だけでは、避難は難しい。			
<input type="checkbox"/> 避難するときは、家族の同伴が必要。			
<input type="checkbox"/> その他			
緊急避難のとき、どんな補助具や何人を必要としますか。希望の項目に○印をつける			
同伴歩行	おんぶ	担 架	車椅子
			自家保有
			一般車輛
			特殊車輛
要 否	要 否	有 無	要 否
女性なら	人	男性なら	人
その他			
要援護者が一人になることがありますか			
昼間 夜間 休日 その他()			
要援護者に特別食が必要ですか			
必要() 必要なし			
確認事項			
緊急事態が発生したとき、鶴舞自主防災委員・ご近所の支援協力者・民生児童委員等が安全確認等を行うこととなります。これらの支援協力者に、この情報カードに記載の情報を知らせておく必要があります。緊急事態発生時に備え、下記の支援協力者に本カード記載の内容を開示しても宜しいですか。 () 情報開示しても良い。 その他 ()			
緊急事態発生時の支援協力者			
氏 名	住 所	ブ ロ ッ ク・班	電 話
携 帯			
民生児童委員			
鶴舞自主防災委員			
近隣居住支援協力者			
協力者			

関連項目 → 災害時要援護者避難支援プランの作成に向けて (P.77)
災害時要援護者対策の活動事例 (P.124)

(7) 他団体と連携した訓練活動の実施

連携による防災訓練とは、自主防災組織と消防団、災害ボランティア、事業所等が合同で実施する防災訓練のことである。

こうした訓練は、地域防災の視点から、それぞれの団体の得意分野や地域で担っている役割を結びつけて訓練を実施する点に特徴があり、災害時に実効性のある対応を目指すものである。

なお他団体と連携した訓練活動としては、次のような内容が考えられる。

① 消防団との各種訓練

初期消火、救出・救助等の訓練の際に、専門的知識を有する消防団員の指導を受けながら訓練を実施することで、防火・防災知識や技術の向上が期待できる。

また避難訓練においては、避難所への集合時に、家庭での対応などを消防団がチェックする等の訓練も考えられる。

② 社会福祉協議会等の福祉団体等との避難訓練

主に災害時要援護者の避難支援体制を確認するうえで、社会福祉協議会等の福祉団体等との合同による訓練実施が考えられる。また訓練実施にあたっては、災害時要援護者の介助者や家族の協力も必要となる。

③ 企業（事業所）との合同防災訓練

企業（事業所）と合同で行う防災訓練は、災害時の応援協力体制を確認するうえで重要である。

なお訓練実施にあたっては、資機材の借用方法、物資の提供の可否等を、企業の防災担当者と事前に協議しておくことが必要となる。

④ 学校等との避難所運営訓練

災害時に避難所となる学校での避難所の設営・運営訓練は、市町村、学校、自主防災組織等の役割分担を確認するうえで重要である。

訓練では、避難所の開設、施設管理や被災者の配置、情報伝達、生活必需品の配給などが考えられる。

そのほか、災害ボランティアコーディネーターとの連携を踏まえたボランティアの受入調整訓練を加えて実施することも実践的な訓練として効果が期待できる。

親しみやすい日常における活動の工夫

自主防災活動は、いつ起こるかわからない災害に対して、住民が主体的に取り組むべき活動である。また防災知識の啓発や訓練等は、災害に備えて継続して取り組むべき活動であるため、活動を長続きさせ、より多くの人たちが参加できるよう工夫していく必要があるが、こうした防災活動のマンネリ化等も課題となっている。

では「活動を長続きさせるために何を行うか？」

そのためには、ただ「防災」を冠した訓練や活動を行うだけでなく、日常の活動のなかで、防災にも役立つノウハウを楽しく身に付ける手段を工夫した、親しみやすい活動を目指す工夫も必要である。

例えば、地域で救急救命講習を実施するにあたっては、「防災対策」を掲げるよりも「うちのおじいちゃん、おばあちゃんに万一のことがあったら」というアプローチで参加を促したほうが動機として身近である。同様に「防災のための炊き出し訓練」と呼びかけるよりも、PTAで焼きそばや豚汁づくりを遊び感覚で行うほうが、実践的な訓練に相当する事業に楽しみながら参加することができる。

こうした例からも、住民がより参加しやすいテーマで地域の活動と防災活動を結びつけることが、自主防災組織の活動を長続きさせ、より活性化させるためのポイントといえる。



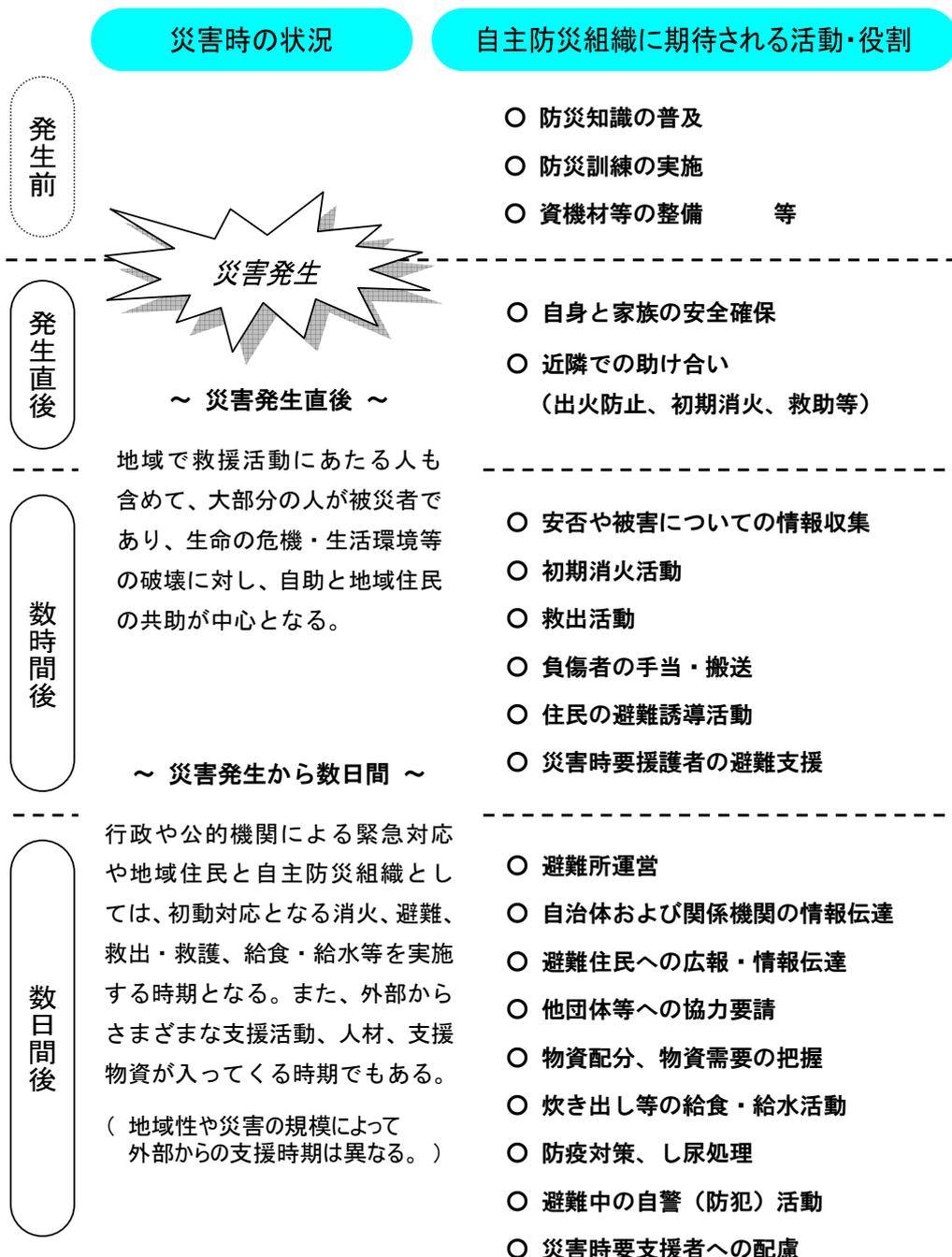
■ 子ども達も一緒に楽しく炊き出し訓練。
(愛知県 豊橋市)

2. 地震災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められる。

以下は、地震災害時における初動対応の時期に期待される活動を表したものであるが、自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められる。また災害時の活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行われるものとする。

図 時系列による地震災害時の活動



(1) 情報の収集及び伝達

地震により被害が発生したときに、的確な応急対応をとるためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が必要不可欠である。特に、デマ等によりパニックが発生し、社会の秩序維持に大きな影響が生ずる事態は、回避しなければならない。

したがって、市町村や消防機関等と住民との間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立することに努めなければならない。

災害情報は地域の実情により、また災害の種別により、様々な内容となるが、伝達すべき情報を事前に地域ごとに決めておき、これについて市町村や消防機関等と住民が共通の認識をもっていなければならない。

伝達すべき災害情報について例示すれば、次のようなものが考えられる。

被害の状況（火災・がけ崩れ等の状況並びに建物、道路及び橋等の被害状況）、津波予報及び警報、電気・ガス・水道、電話等の復旧見通し、避難の勧告または指示、救援活動の状況、給食・給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等。

地震防災対策強化地域で警戒宣言が発せられた場合

大規模地震関連情報、地震予知情報、警戒宣言、注意報及び警報（津波）、被害を軽減するために必要な情報（交通規制、避難の勧告または指示等）、生活情報（交通機関の運行、道路交通、電気・ガス・水道の供給、食糧等の需給等の状況）等。

災害情報の伝達ルートとしては、ラジオ、テレビによるものが最も有効であるが、地域の住民にきめ細かく情報を伝達するルートとして自主防災組織の果たす役割は極めて大きい。

自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて、市町村や消防機関等から伝達すべき情報を流し、また、逆に地域の被害状況、住民の避難状況等を自主防災組織で収集し、市町村や消防機関等に報告することができるように地域の実情にあった仕組みを確立しておくことが必要である。

このため、自主防災組織は、防災計画により、情報班をおき、伝達係、収集係の責任者を明確にする必要がある。

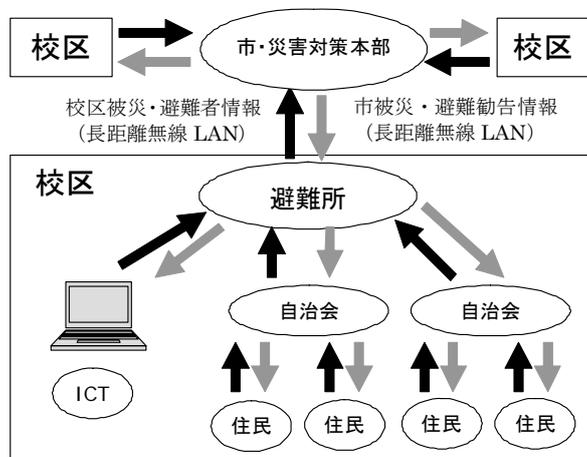
住民の収集する災害情報をどのように活かすか

災害時の情報をいかに早く収集し、かつ迅速に伝達（提供）することができるかは、被害を抑えるための重要な取り組みである。愛知県豊橋市では、大学等と連携し、どのようによれば早く情報を収集することができるかについて、住民が収集した被害等の情報を市町村へ伝達、情報共有を図る検証実験を行った。

実験では下図のようなシステムで、避難する住民が地域を見回りながら得た被害情報等を小学校区単位で集約し、さらに避難所と市の災害対策本部間で情報通信技術を活用した情報の共有が行われた。

その結果、日常的な町会単位での被害情報収集活動によって短時間で情報が集約できることがわかった。また情報を市と共有することによって、地域から発信された情報に関して、市が対応策を返す（フィードバックする）ことができ、地域の応急対応が有効に機能することが検証された。

図 情報通信技術（ICT）を活用した情報収集・伝達・共有システム



資料：消防庁・工学院大学（住民参加による災害情報収集技術及び伝達に関する研究、振興調整費「危機管理対応情報技術による減災対策」平成 18 年度報告書、2007 年 3 月）

このように、災害時の被害情報等は、地域の状況をよく知る住民が収集することで効率よく情報収集することができる。その際、予め危険箇所を把握しておくことで被害情報等がより集めやすくなることから、事前に防災マップ等で確認しておくことも重要である。

またこうしたシステムの活用によって、市町村へ情報がフィードバックされることも大切であり、このような情報を活用する取組みが、今後広く利用されることが望ましい。

(2) 出火防止、初期消火

地震発生直後の対応として、自主防災組織は出火防止、初期消火活動にあたる必要がある。

① 出火防止

地震発生時の火災は、被害を何倍にも大きくすることは、過去の災害の例からも明らかである。

地震発生の際に火災を出すことがなければ、火に追われて避難する必要もなく、負傷者を落ちついて救護することが可能となる。

② 初期消火

大規模な地震発生時の消防機関の活動は、以下のような状況により、通常の火災に比べ制限される。

- 建物の倒壊や地割れ、停止車両等による消防車の通行不能道路の発生
- 火災の同時多発
- 水道管切損による消火栓の使用不能 等

したがって、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要がある。

自主防災組織の中には、可搬式小型動力ポンプを持っているところも多いが、消火班が中心となり日頃から点検等を行い、いざ火災発生時に整備不良のため使用不能ということのないようにしなければならない。

地震発生時における消火班の活動基準の一例を示せば次のとおりである。

- 地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止措置及び家族の安全対策を講じたのち、速やかにポンプの格納庫に参集する。
- 組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- 放水は原則として屋外で行う。
- 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- 消防機関が到着したら、その指示に従う。

地域内の事業所に自衛消防組織が存在する場合には、事業所とあらかじめ協定を結び、消火活動等について協力を得られるようにしておくことが望ましい。

消火班の活動は、第1段階として街頭設置の消火器等を使用して消火にあたる。これを使用しても消火不能なほど拡大した火災に対しては、第2段階として、可搬式小型動力ポンプにより消火活動にあたることとなる。

この場合、自主防災組織が可搬式小型動力ポンプ等を利用してどの程度の火災まで対応するのか、消防機関等とどのように協力するのかは、地域の状況により異なるので、協議しておく必要がある。

コラム

地震の後の電気による火災(通電火災)に注意

地震による二次災害としての火災の恐ろしさは過去の教訓からよく言われていることであり、使用中の火をいかに早く消すかが、火災を防ぐ重要なポイントとなる。

しかしながら、平成7年の阪神・淡路大震災では、発災後しばらく時間が経ってから火の気のないところで火災が発生するという新たな火災現象がおきた。原因は、地震が発生する前に使用していた電気器具類がそのまま電源の入った状態のまま転倒し、あるいは位置が変わってしまい、その状態で停電となったため、電気が復旧すると、つけっぱなしであった電化製品に急に電気が流れ、あるいは家具や落下物のために半断線した電気コードがショート等を起こして火災に繋がったというものである。このほかにも、阪神・淡路大震災では地震直後に漏洩したガスに、自動的に回復した電気の火花が飛んで、火災が発生する場合もみられた。

このような火災を「通電火災」というが、これを防止するためには、自宅に被害を受けてやむを得ず避難する際に、必ず電気のブレーカーを下ろして電力の供給を止めることが重要である。また、同時にガスの元栓を締めることも忘れないよう心がける必要がある。

《 二次災害を防ぐための火災防止対策 》

- 地震の揺れを感じたらすぐに火を消す。
- 大きな揺れのときは、揺れが収まるのを待って火を消す。
- 可能であれば初期消火を。
- 避難の際には必ずブレーカーを下ろし、電力の供給を止める。
- ガスの元栓も締める。

(3) 救出・救護

地震が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災組織としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者には、応急手当等を行い、病院へ搬送する等の支援が求められる。

また、地震発生時には救急車の出動要請が同時に集中し、119番が「話中」となり、出動した救急車も道路混雑のため、思うように活動できなかつた事例もあるため、自主防災組織の防災計画においては、負傷者に対する救出・救護計画を定めておかなければならない。

救出・救護活動に関して、次のような点に十分配慮する必要がある。

① 救出活動

- 大規模な救出作業が必要な場合には、資機材を有効に活用して救出活動を行うとともに、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。
- 状況に応じて、できるだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害発生の防止に努める。
- 倒壊物の下敷になった人の救出に際し、同時に火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救出活動にあたる。
- 災害時要援護者台帳やマップ等を活用し、効果的な救出活動を行う。

② 救護活動

地域の医療機関とあらかじめ協議し、負傷者の受け入れ等について承諾を得ておくとともに、臨時の応急救護所を避難場所に設けることについて、市町村や消防機関等と十分協議しておくことが望ましい。なお、重傷者が出た場合は、直ちにこれらの医療機関または応急救護所へ搬送する。

(4) 避難

災害時における避難行動において、自主防災組織が担うべき役割は、①避難誘導、②避難所の開設・運営の大きく2つに分けられる。

また被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向き等によって、安全な避難経路や開設される避難所が異なるため、正確な情報把握に努める必要がある。

① 避難誘導

避難活動の中心的役割を自主防災組織が担う場合も多く、市町村や消防機関等と十分協議の上、組織の防災計画において密接な避難計画をつくり、関係住民に周知徹底しておかなければならない。

また、避難場所は市町村の地域防災計画において定めることとなっているが、そこに至るまでの一時避難場所（または一時集合場所）については、市町村や消防機関等と協議して、あらかじめ組織の防災計画において定めておく必要がある。

一時避難場所は以下のような条件を満たしていることが望ましい。

- がけ崩れ、津波等による災害の危険のない場所であること。
- 子ども、高齢者、障害者にとっても避難が容易な場所であること。
- 救援活動に適した広さの場所であること。
- 住民によく知られた場所であること。

なお、避難場所には可搬式小型動力ポンプ、消火器等の消火用資機材及び担架、救急セット等の救出・救護用資機材等を備え自主防災組織の応急防災活動の拠点とすることが好ましい。

② 避難所の開設・運営等

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらに災害の規模や被害状況に応じて、一定期間生活する施設として重要な役割を果たすものである。

したがって、災害発生後に避難所を開設する際は、市町村が指定した施設の安全確認がされた後、一時避難場所から避難者を収容し支援を行うことが重要である。

なお、避難所で提供する主な生活支援には、次のようなものがあり、自主防災組織として、各班で必要に応じた対応が求められる。

表 避難所の機能・役割

分野・項目	避難所の機能	考慮すべき事項	
安全・生活等	安全の確保	災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体の安全を守る。	
	食糧・生活物資の提供	食糧や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。	必要な物資等が均等にいきわたるよう配慮する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。	季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等が必要となる。
保健、医療、衛生	健康の確保	避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。	避難の長期化に伴い、心のケア等が重要となる。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。	避難者の生活が続く限り継続していく必要がある。
情報、コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。避難者の安否や被災状況要望等に関する情報を収集し行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。

(5) 給食・給水

地震により、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧、飲料水、生活用水も不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安心・安全な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う必要がある。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう心がける。

また、住民への給水・給食にあたっては、災害時要援護者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る人、帰宅困難者となった地域外の人等がいることを認識し、柔軟で的確な対応が求められる。

また、以下の点にも留意する必要がある。

- 自分で水や食事を取りに行くことができない人、アレルギー体質の人等、様々な事情を抱えている人への配慮。
- 高齢者や病人、乳幼児などは、一般の防災備蓄食品が合わない場合もあるため、できるだけそれぞれの人に合わせた食べ方を考える。

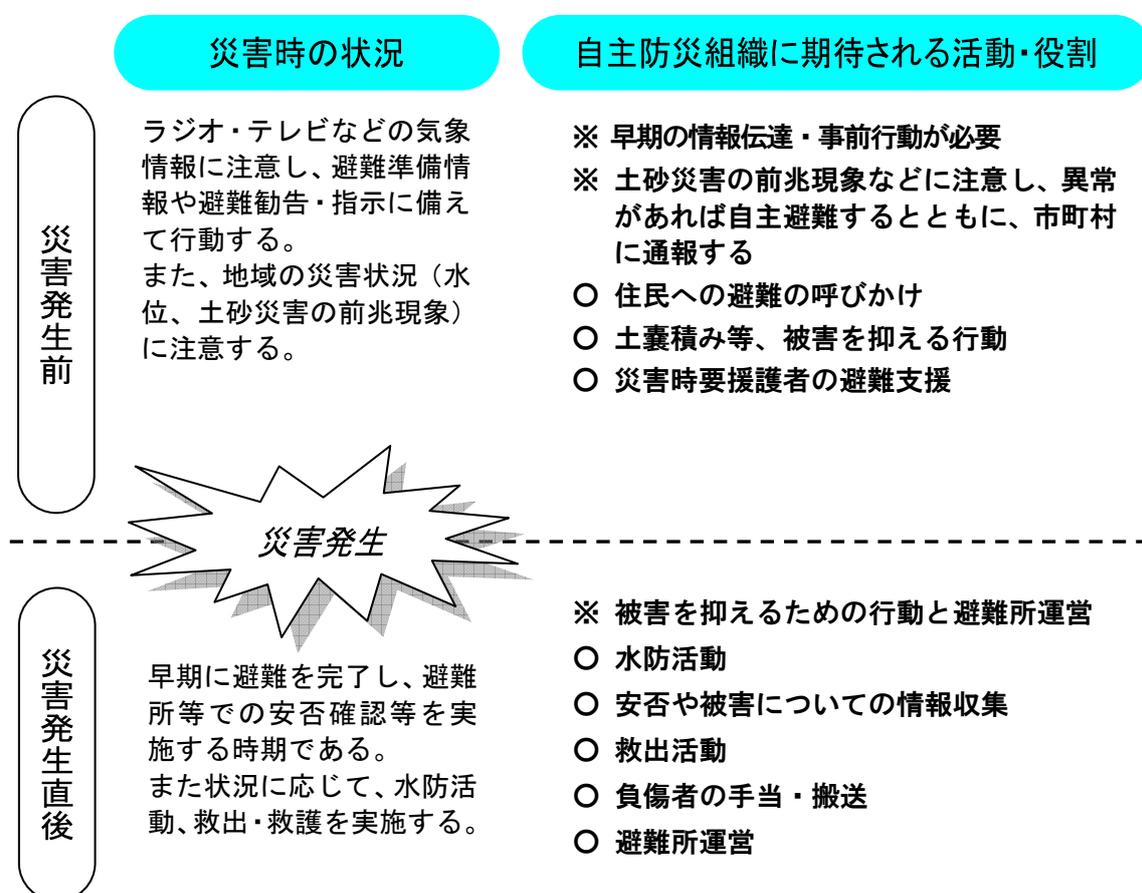


3. 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められるが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害はその発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能である。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動等、前項の地震災害時の活動を基本とするほか、次のような事前行動が求められる。

図 風水害時の主な活動



(1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となる。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、次のようなものがある。

○ 気象庁・気象台が発表する情報

気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）

気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）

そのほか河川管理者などからの情報にも注意する必要がある。

○ 避難に関する情報

避難準備情報（要援護者避難情報）・避難勧告・指示

特に、風水害時の避難準備情報や避難勧告・指示の情報は、広報車の音等が雨音でかき消される等、避難勧告を確実に住民に伝わらない場合もある。そのため、自主防災組織が早目にこうした情報を住民に伝える必要がある。

(2) 避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって、次のような状況が想定されるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難、避難所開設への行動が求められる。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることに注意するとともに、以下の点について留意する必要がある。

- 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。
- 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。

(解説) 避難準備情報や避難勧告・指示について

「避難準備情報」とは、災害発生の危険性が高まった時に市町村が発する避難勧告等の一つとして、新たに加えられた情報である。この情報は、従来の「避難勧告」より前の段階で「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

なお、避難準備情報や避難勧告・指示の内容は次のとおりである。

表 避難準備情報や避難勧告・指示の内容

発令情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

資料：内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成18年3月)

活動についてもっと知るために ～ 自主防災組織教育指導者用教本 ～

本節に記した自主防災組織の活動は、活動の全体像を示したものであり、地域の実情や組織の結成状況等によって、その活動範囲や内容、役割が異なる場合も考えられる。

自主防災組織の活動について、より詳細な活動内容について知るためのものとして、消防庁消防大学校では、「自主防災組織教育指導者用教本」を作成している。

教育指導者用教本では、地震災害、風水害・土砂災害に焦点をあてながら、自主防災組織のリーダーの方々が、住民と共に活動を進めていくための考え方やヒントとなる事例や手法を掲載している。また、指導者用教本の中から住民の理解の助けとなる事項を抜粋し、住民用教本としてまとめている。

自主防災活動について理解を深め、地域の防災力を高める安心安全なまちづくりを推進するために、これらの教本も参考とすべき資料である。

(自主防災組織教育指導者用教本：

<http://www.fdma.go.jp/general/life/kyohon/index.html>)

写真 自主防災組織教育指導者用教本



第4節 連携による活動の活性化

1. 連携の考え方

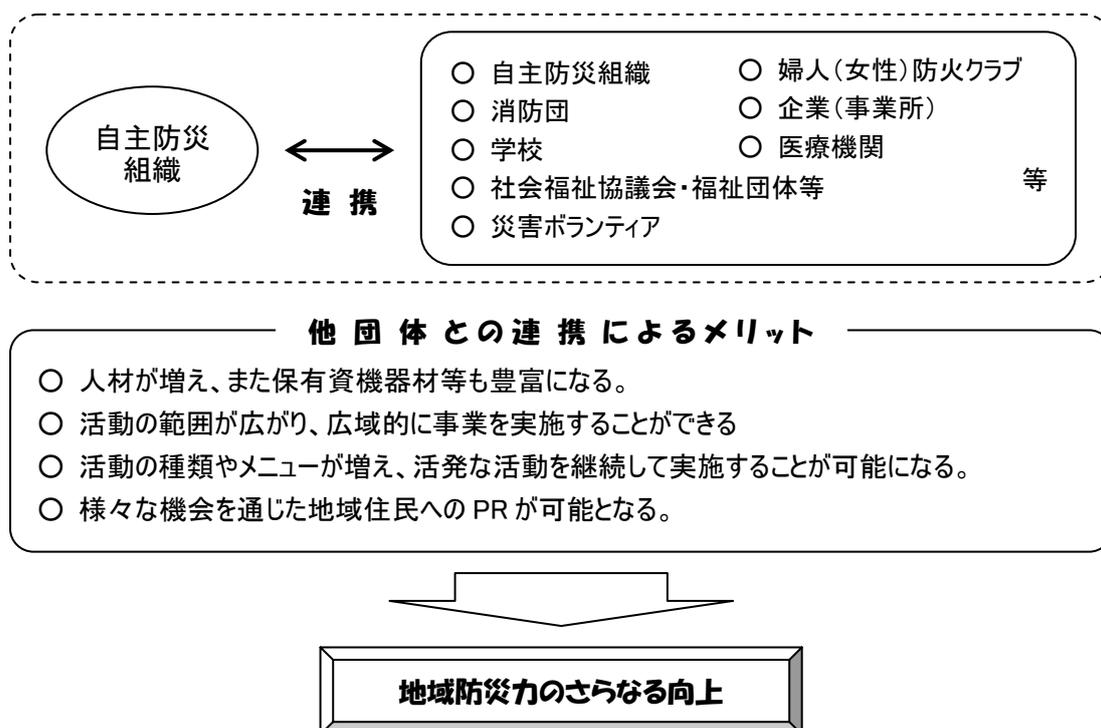
これからの自主防災組織の活動においては、自主防災組織相互の連携のほか、消防団、学校等の地域の様々な活動団体と有機的に連携し、活動の活性化を図り、防災をはじめとする地域の安心・安全への取組みを進めていくことが求められている。その際、各団体の活動の特徴を踏まえ、他団体が行う活動と自主防災組織の活動を結びつけ、相互の得意分野で地域の防災力を補完し合う活動を心がけることが必要である。

また、連携による活動においては、互いに良きパートナーとなれるよう、普段からの関係づくりとともに、地域における人的ネットワーク（つながり、結びつき）を広げていくことが重要といえる。

さらに、地域の安心・安全な暮らしへの住民意識の高揚やコミュニティの強化に繋がり、地域防災力のさらなる向上が期待できる。

なお、地域の様々な団体と連携を図ることで、これまでは実施困難であった活動に対しても、広域的かつ多様な手法での取組みが可能と考えられる。

図 様々な地域活動団体との連携とそのメリット



地域の活動や行事と結びつけた連携の考え方

地域の活動や行事と防災活動と結びつけることによって、防災活動は地域における活動の幅を広げる有効な手法となる場合がある。

例えば、だんじり祭りで有名な岸和田市では、だんじり小屋という拠点や小屋の中にある様々な資機材、さらにはお祭りを支える人的ネットワークといった地域資源を、いざというときに防災への転換可能なハード（拠点）やソフト（ネットワーク）として有効活用し、防災への取組みを進めている地域がある。

このように、地域の行事や活動のなかには、地域防災に結びつくテーマや技術、資源、ネットワーク等、いざという時のための訓練や災害時の活動に転換できるものが数多く備わっている。

こうしたことは、お祭り以外の活動にも、日常的な教育、福祉、環境美化、青少年健全育成等各種の地域活動でもみられ、暮らしと結びつけた防災活動は、住民にとっても、普段の活動の延長線上に自主防災活動があるという意識の高揚にも繋がるため、自主防災組織を長続きさせ、活動の活性化にも繋がる効果的な取組みといえよう。



■ 地区運動会(防災競技)に防災の項目を取り入れることで、地域行事に防災活動を結び付けている。(広島県 呉市)

2. 自主防災組織間の連携

自主防災組織は、身近な地域の防災組織であり、地域の防災活動が効果的に行える範囲、あるいは日常生活上の基礎的な地域といった範囲で組織が結成されていることは前述のとおりである。

しかしながら、大規模災害の発生時には周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織間と連携し、普段から災害時に相互に協力しあえる体制を築いておく必要がある。

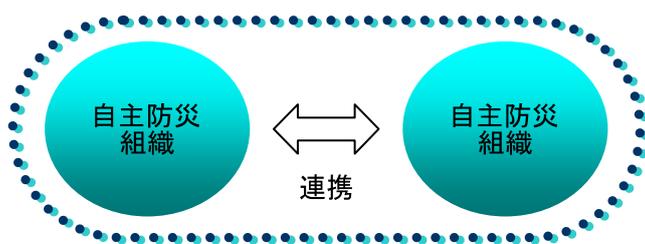
また、こうした連携を図るための組織として、自主防災組織連絡協議会の設置が期待される。

(1) 自主防災組織間の連携の効果

日常より、近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制や地域の自主防災組織間における情報・人的交流や防災まちづくりの共同実施等、友好な関係を築いておくことが必要となる。また、こうした組織間の連携が大規模災害時の効果的な防災活動に繋がると期待される。

また、こうした自主防災組織間の連携した活動は、各自主防災組織の長所や短所を補い合い、地域間の防災活動にみられる格差の解消等の効果が期待される。

図 自主防災組織間の連携



- 近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制
- 自主防災組織間における情報・人的交流
- 防災まちづくりの共同実施等

災害時 → 相互に協力した活動の展開

日常時 → 交流・会合（活動における情報交換の場）
災害時の応援協力体制
合同訓練
避難所運営の役割分担・体制
資機材等の共同保有・活用 等

(2) 自主防災組織連絡協議会の設置

自主防災組織間の連携を高め、近隣の自主防災組織が一体となって地域防災力の向上に取り組んでいくための第一歩として、各市町村内の地区レベルで連絡協議会を立ち上げ、自主防災組織が相互の活動内容等を知ること等のできる場が必要となる。さらに、こうした地区レベルでの連絡協議会の取りまとめを行う市町村連絡協議会の設置も重要である。

なお、平成 18 年 4 月 1 日現在における自主防災組織連絡協議会の設置状況は、都道府県レベルで 6 団体、市町村レベルでは 271 団体設置されており、今後も設置の拡充が望まれている。

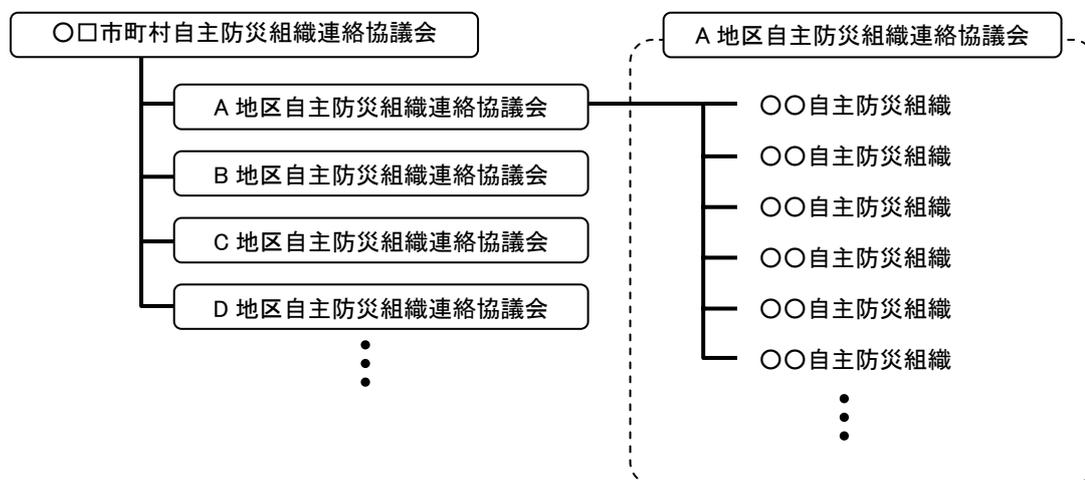
表 自主防災組織連絡協議会の設置状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

自主防災組織数	自主防災組織協議会等を有する都道府県数	自主防災組織連合体を有する市町村数
120,299 団体	6 団体	271 団体

資料：消防庁

それぞれの地域において活動している自主防災組織が、相互の活動内容を知り、連絡をとりあえる場を設けることにより、お互いに刺激を受けるだけでなく、合同研修を行ったり、活動の質のさらなる向上が可能である。自主防災活動は、住民の意欲や創意に基づくものであることから、こうした人的ネットワークは何よりも貴重なツールであり、そのネットワークを市町村、都道府県へと広げる仕組みをつくることが有効である。

図 自主防災組織連絡協議会 概念図



関連項目 → 自主防災組織協議会の設立事例 (P.97 ~)

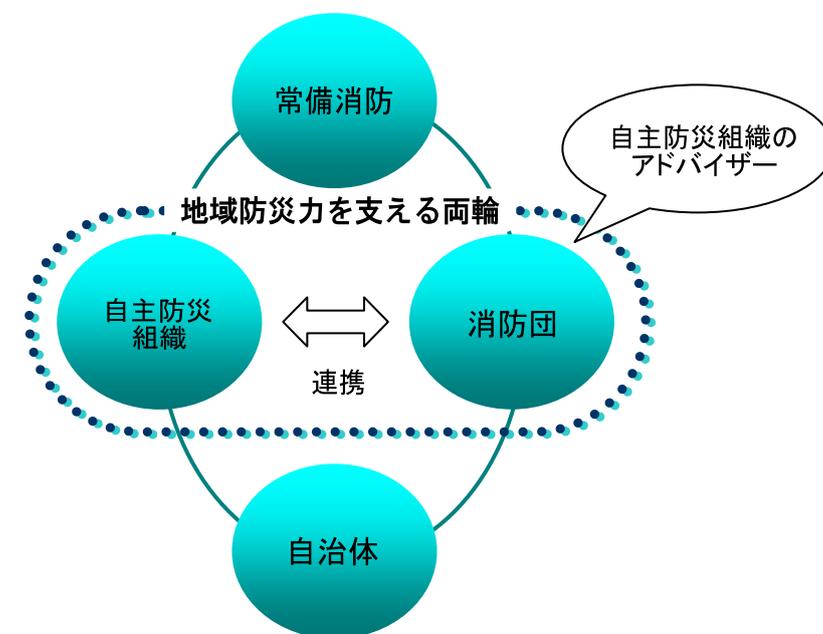
3. 消防団との連携

大規模な災害が発生した際には、市町村や常備消防の対応だけでは限界があるため、自主防災組織、消防団等の総力を挙げて災害に対処する必要がある。

こうしたなかで、自主防災組織としては地域の様々な団体と連携していくことが必要であるが、なかでも消防団との連携が重要であり、自主防災組織の運営や防災知識、技術を身につけるための良きアドバイザーとして日頃から消防団と交流を図り、ともに地域を守る組織として協力しあうことが求められている。

また、こうした地域防災の両輪である自主防災組織と消防団が連携することによって、地域防災力のさらなる向上に繋がっていくと言える。

図 地域防災を支える機関と自主防災組織・消防団の連携



災害時 → 自主防災組織と消防団が相互に連携した
消防・救助活動の展開

日常時 → 消防団による様々なアドバイス
(防災に対する知識・技術の向上)

(1) 消防団の特性と地域防災における役割

消防団は、地域に根ざした消防防災機関として、要員動員力及び即時対応力に優れ、火災予防、初期消火訓練等を行っているため、消防防災に関する知識及び技術を有し、地域の防災力として大きな役割を果たしている。

こうしたことから、消防団は地域防災力の向上に不可欠であり、また地域に密着し住民との一体性を持った組織であるため、自主防災組織が消防団と連携を図っていくことは特に重要である。

- **地域密着性** 消防団員は、地域の住民であることが多く、地元の事情等に通じ地域に密着した存在
- **要員動員力** 団員数は、かつてより減少しているものの、なお、全国で約 90 万人と、常備職員の約 6 倍の人員を有する。
- **即時対応力** 消防団員は、日頃から教育訓練を受けており、災害発生時には即時に対応できる能力を保有している。

(2) 消防団と連携した活動

自主防災組織と消防団の連携にあたっては、自主防災組織の活動状況等やそれぞれの地域の実情により異なってくるものと考えられるが、主として自主防災組織が行う防災訓練や消火訓練、自動体外式除細動器（AED）を使用した応急手当等について、消防団員がノウハウの提供等の支援を行うアドバイザーとして、貢献していくことが挙げられる。

実際に自主防災組織が消防団と連携して活動する際は、主に次のような指導を行う例がみられる。

- 防災知識の普及啓発
- 家庭内防災対策の指導
- 防災訓練の指導
- 防災マップの作成指導
- 地域の危険物や消防水利、防災倉庫、避難地等の位置の把握 等

自主防災組織としては、日常の消火訓練はもとより、災害時を想定した救助・救出等についても、消防団からアドバイスを受けながら知識、技術を身につけ、ともに地域防災を担う集団として、災害発生時に自主防災組織のマンパワーと消防団の専門知識・スキルを活用し、効果的な防災活動が行えるよう連携を図ることが重要である。

そのほか、地域の消防団員や消防団OBと普段から人的交流を図ることも、組織の活性化や災害時に必要となる人材の把握として重要であると考えられる。

関連項目 → 消防団との連携活動事例 (P.103)

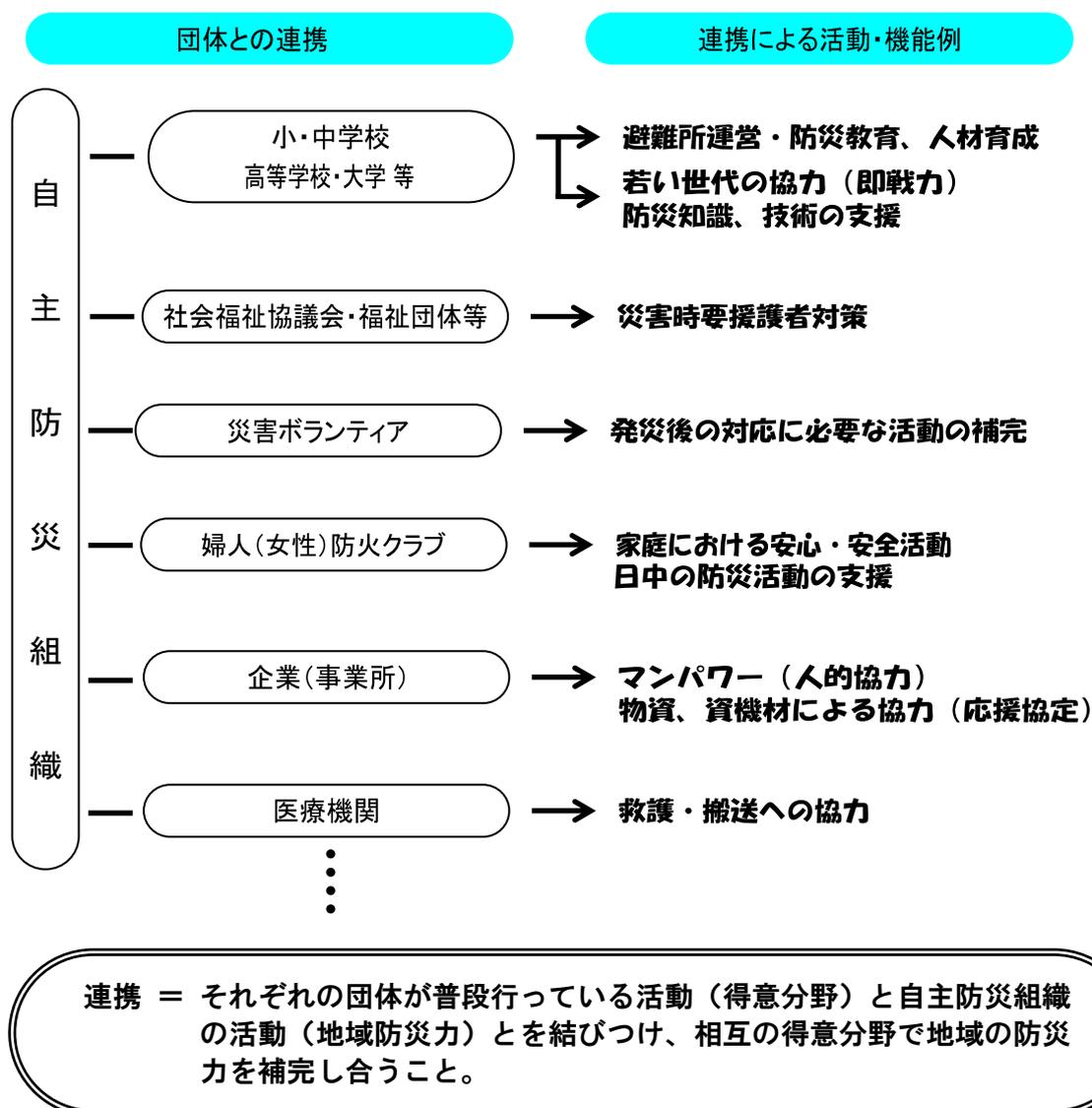
4. 地域の様々な団体との連携

地域防災力の向上においては、中核を担う自主防災組織が住民の防災意識を高め、自発的な参加を促す活動を行うことが重要である。加えて、地域の様々な団体と連携した幅広い活動を展開することによって、地域社会とのつながり、結びつきを強め、現代社会に対応しうる新たな人的ネットワークの構築を図る必要がある。

また、自主防災組織の活動課題の解消、活動の活性化においても、こうした取組みは有効な手法となる。

なお、他団体との連携にあたっては地域によって様々な組み合わせ考えられるが、主なものとして、次のような連携が考えられる。

図 地域の様々な団体との連携



(1) 学校との連携 ① → 避難所運営・防災教育、人材育成

学校は地域の避難所に指定されていることが多く、災害が発生すれば多数の住民が集まることが予想される。

避難所の運営については、災害時に秩序ある運営が図られるよう、施設管理者である学校と、運営を担う市町村及び自主防災組織が十分連携して行う必要があり、避難所の運営計画に基づき、災害ボランティアの参画や協力を得て、避難所の運営訓練を実施することが重要である。

一方で、災害等に対する知識や対処能力を子どもの頃から身に付けておくことが重要であり、こうした知識や能力は、成人後においても、災害発生時の対応に資するものである。また、学校における防災教育を推進していくことによって、家庭や社会への防災意識・知識の普及も期待される。

「地域の安全・安心に関する懇話会」（平成15年12月）では、児童・生徒等を対象とした、学校における防災教育の推進にあたっては、防災教育、人材育成の観点から、学校・家庭・地域が連携した学校教育における防災教育への取組みが望まれるとされており、実施への方策として次のように報告されている。

○ 防災の視点を持って地域をまわり、防災スキルを習得、防災活動体験を実施

子供たちが地域の一員として、地域への愛着や自分たちのまちを災害から守るという意識を醸成する。

○ 学校における自主防災組織の設置

町内会のみならず、学校においても教員が自主防災組織メンバーとして被災時に学校や周囲の地域社会に貢献することを通じ、児童・生徒に対して社会貢献の意義について教育する。

○ 「総合学習の時間」における防災教育の実施

総合学習の時間等を活用して、副読本により最低限必要な知識は習得できるようにしたり、PTAや地元企業の協力を得ながら、福祉やコミュニティ活動等の日常活動に子ども達を参加させる。

○ 授業の一環としてのハザードマップの作成

授業において、地域の地形や想定される災害について理解を深め、実際にどの地域にどのような被害が生じ、それに対応するためにはどんな予防策、応急策をとるべきかについて議論を深める。

このほか防災教育については、インターネットを活用した防災学習教材である「防災・危機管理 e カレッジ」（一般用）や「eーランド」（子供用）なども活用しながら、学校や地域が協働して防災知識・意識を高める場を設けていくことも重要である。

コラム

小学生による、防災などをテーマとしたマップづくり ～ ぼうさい探検隊 ～

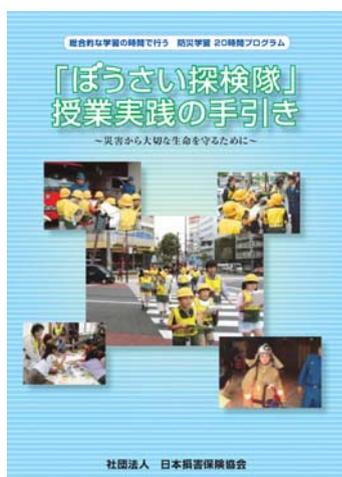
「ぼうさい探検隊」は、様々な人々とのふれあいを通じて、子どもたちが暮らしているまちを防災の視点から探検し、様々な知識を身につけてもらおうという、実践的防災教育プログラムであり、わがまちの防災に関する情報を豊富に取り込んだ地域限定オリジナルマップづくりである。

最近ではこの「子どもたちによるまち歩き→マップづくり」という手法を利用して、災害ばかりではなく、日常的に気をつけなければならない交通安全や防犯の視点から、子どもたちの手によるマップづくりも実施されている。

ぼうさい探検隊は、何よりも楽しみながら実施することが大切である。

学校教育との連携の中では、こうした教育プログラムを活用しながら、次代の育成や防災意識の向上を図っていくことも考えられる。

写真 「ぼうさい探検隊」授業実践の手引きと活動の様子



- 「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながらフィールドワークを行い、マップに落とし込んでいく。
- 小学校の授業で「ぼうさい探検隊」を実施するための具体的な内容を記した手引きも発行されている。

関連項目 → 防災学習教材「eーランド」の紹介（P.30）

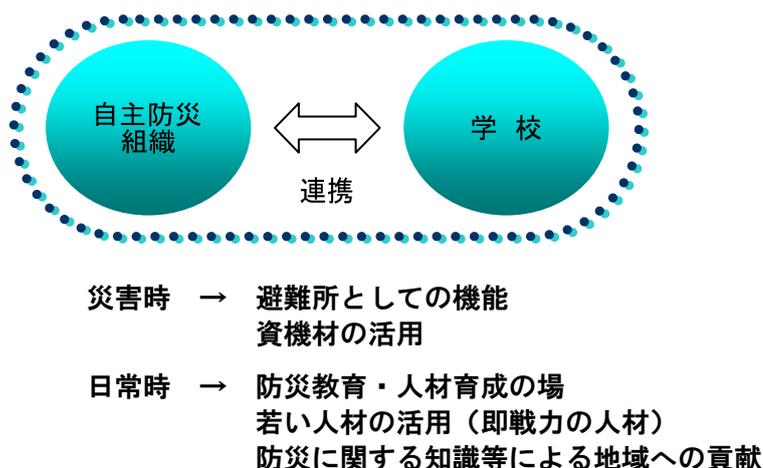
(2) 学校との連携 ② → 若い世代の協力(即戦力) 防災知識、技術の支援

学校との連携では、前述のような避難所運営・防災教育、人材育成のほかにも、災害時の人的協力（マンパワー）や専門的な知識や技術を活かした連携方法も考えられる。

特に、高校生や大学生は体力的にも即戦力となりうる人材であり、阪神・淡路大震災以降、こうした「若い力」を地域の防災力として活用する動きが、各地でみられるようになってきている。

また、地元の大学と連携することにより地域の災害危険箇所等の防災調査活動を通じて地域の安全確保に貢献している例もみられ、こうした学校の人的・物的・知的資源による、地域の防災力の向上が期待される。

図 自主防災組織と学校との連携



関連項目 → 学校との連携による活動事例 (P.109 ~)

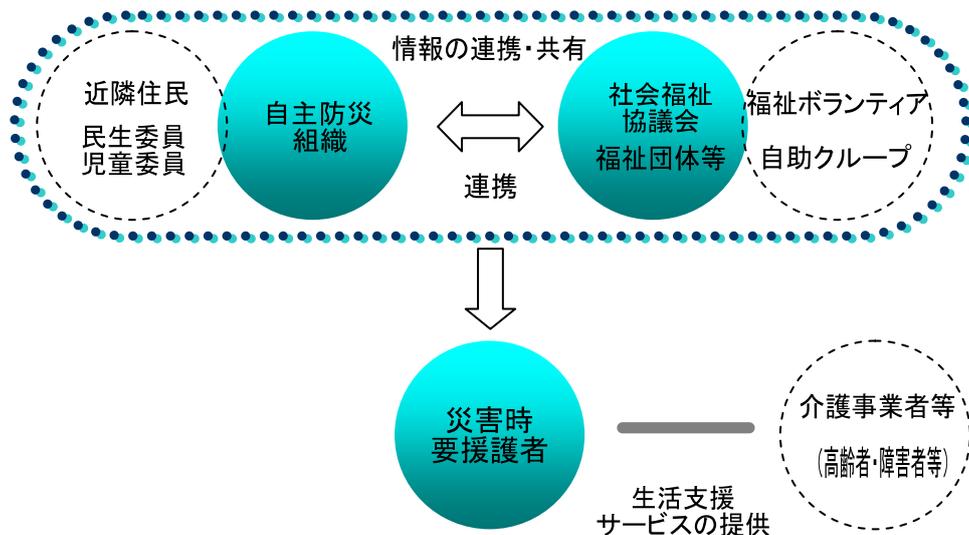
(3) 社会福祉協議会、福祉団体等との連携 → 災害時要援護者対策

災害時要援護者対策として、自主防災組織が地域の団体と連携を図っていく場合、その対象としては社会福祉協議会や福祉団体等が考えられる。自主防災組織に求められる役割としては、災害時において避難誘導や情報伝達等の実動部隊として活動することが挙げられる。

そのため、災害時に速やかに支援を行えるよう、災害時要援護者がどこに住んでいて、どういった支援が必要であるかを把握し、コミュニケーションをとっておく必要がある。

そのほか、地域活動を通じて、近隣住民等へ災害時の協力を求めることも重要である。同時に地域に看護師等の保健・医療・福祉の専門職や経験者といった専門的な知識・技能を持った住民を把握しておくことも災害時の支援活動を円滑に行うために必要と考えられる。

図 自主防災組織と社会福祉協議会、福祉団体等との連携



(日常時)

- 災害時要援護者情報の把握
- 近隣住民への協力依頼・専門的な人材の把握
- 地域福祉・福祉ボランティア活動

(災害時)

- 災害時における避難誘導や情報伝達 等
- 避難所等での生活支援・心身のケア

また、災害時要援護者の支援情報の把握については、災害時要援護者の主体的な協力が必要となるため、災害時要援護者と普段から接する機会の多い、民生委員や福祉ボランティア、自助グループ^{*}、社会福祉協議会等の福祉関係団体等の信頼関係を生かしながら必要な情報把握に努める必要がある。

なお、把握した災害時要援護者の情報については、必要に応じて更新し、地域の災害時要援護者を支援する団体と共有しておくことが重要である。その際、個人情報の取扱いには十分配慮する必要がある。

そのほか災害時要援護者に対しては、防災や福祉・医療等、災害時要援護者対策に関連する組織や団体が有機的に連携して対応にあたる必要がある。こうした連携によって、地域における人材、情報、物的資源のネットワークが広がり、災害時における効果的な対応体制を整備することができる。

例えば、阪神・淡路大震災を経験した神戸市においては、住民、事業所、行政が連携し、日々の福祉活動等を通じて育まれた助け合いの絆を活かして非常時に備える「防災福祉コミュニティ」といった取組みが行われている。

こうした「防災」と「福祉」が連携することによって、防災意識の啓発をはじめ、災害時要援護者の情報共有、実践的な訓練の実施といった、災害時要援護者対策についても有効な対策を講じることが可能となる。

^{*} 自助グループとは「同じような困難を抱えた人同士が、お互いに支え合い、励まし合うなかから、課題の解決や克服を図る」ことを目的に集う活動をいう。

災害時要援護者避難支援プランの作成において

消防庁では、災害時における高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難について、モデル地域を選定し、福祉部局と連携した情報共有や実践的な訓練の実施等、消防団や自主防災組織等地域の人的防災資源を効果的に活用した取り組みやシステムづくりについての報告を参考に避難支援プラン作成のノウハウとしてまとめている。

なお消防庁による「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて」～ 災害時要援護者の避難支援アクションプログラム ～（平成18年3月）では、次のような点を避難支援のポイントとして挙げている。

表 災害時要援護者避難支援プランの項目と策定のポイント

避難支援プランの項目	策定のポイント
避難支援プラン策定の体制づくり	協議会等の結成、活動計画の策定
要援護者の特定	対象者の基準
要援護者情報の把握	情報収集方法、情報共有方法、要援護者情報の管理
情報伝達体制の整備	要援護者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関の情報伝達
避難支援者の決定	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施
要援護者支援に係る訓練	避難支援プランの周知、啓発訓練

（「災害時要援護者避難支援プラン作成に向けて」～ 災害時要援護者の避難支援アクションプログラム ～）

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180412-3/180412-3puran.pdf>

(4) 災害ボランティアとの連携 → 被災地のニーズの把握

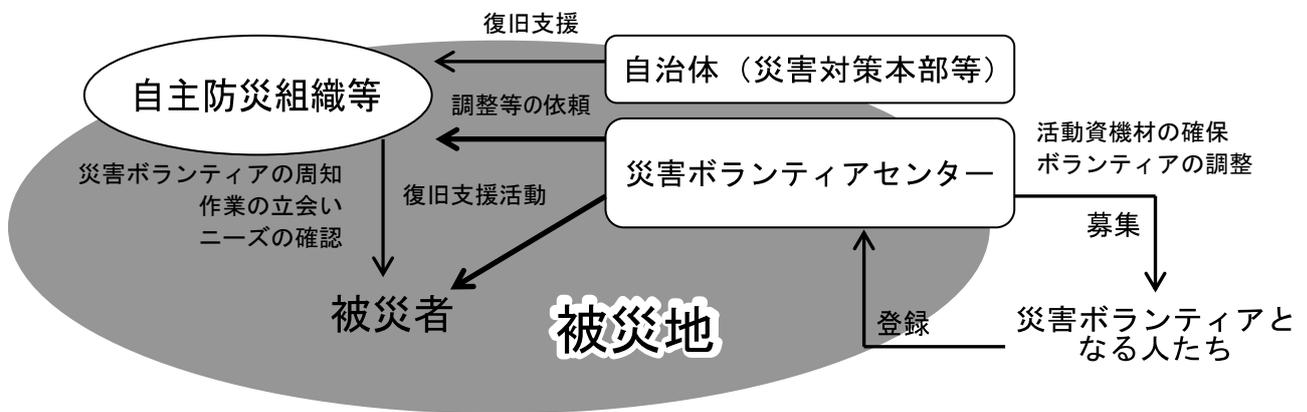
災害ボランティアとの意思疎通

災害ボランティアの活動は、他の公的な活動では実現しにくいきめ細かな対応ができるところにその持ち味があり、災害発生後の被災地の状況にあった活動が期待されている。また受入れ側となる被災地としては、土地勘のない災害ボランティアに対して、的確に作業等を依頼・指示を行う必要がある。

こうした災害ボランティアが気持ちよく活動し、また被災地が気持ち良く災害ボランティアを受入れるためには、どの様にお互いの意思疎通を図るかがポイントとなるが、その解決策の一つとして、地域の被害状況やどのような人材（マンパワー）を求めているか等、地域事情に詳しい自主防災組織等と災害ボランティアとが連携することが挙げられる。

また、大規模で長期化するような災害では、被災者の個人的なニーズが増大し、救援活動全体の中でも質・量ともに重要な部分を占めるようになることから、地域住民に災害ボランティアの情報を周知し、ニーズの把握や作業への立会いを通じて、何が問題となり、どのように対応するかを自主防災組織が把握する必要がある。

図 一般的な災害ボランティアと自主防災組織の関係



なお、自主防災組織の災害対応と災害ボランティアの連携のポイントについて時系列で整理すると、次のようにまとめることができる。

表 自主防災組織の災害対応と災害ボランティアの連携のポイント

状 況	連携のポイント
災害直前 災害直後	(1) 災害情報の収集 (2) 地域住民の助け合いによる自主避難・避難 (3) 被害状況の把握
災害復旧	(4) 災害ボランティアの復旧支援活動の受け入れ <input type="checkbox"/> 災害状況を説明し、災害ボランティアの受け入れ内容を協議する <input type="checkbox"/> 災害ボランティアのリーダーに相談する <input type="checkbox"/> 複数の住民に相談、もしくは試しに作業してもらう <input type="checkbox"/> 通行可能な道路を確保する (5) 災害ボランティア活動への対応、サポート <input type="checkbox"/> 地域内の救護ニーズを取りまとめる <input type="checkbox"/> 災害ボランティア活動に立ち会う <input type="checkbox"/> できるだけ具体的に作業を依頼する <input type="checkbox"/> 無理にボランティアを受け入れる必要はない <input type="checkbox"/> 復旧状況を確認する <input type="checkbox"/> ニーズの掘り起こしが必要な場合がある <input type="checkbox"/> 関係機関のキーパーソンと協議する (6) 住民相互の助け合い
災害復興	(7) 地域が中心になった復興の取組みにむけて <input type="checkbox"/> 地域主体の復興活動 <input type="checkbox"/> 新たな防災活動への取組み

そのほか、災害ボランティアを受入れる際、どのようなニーズが地域に見込まれるか、どのようにして地域に求められる人材（マンパワー）に関する情報を収集する必要があるか等について日頃から検討し、地域の災害ボランティアコーディネーターと災害時の連携について、事前に確認、調整を図っておくことも重要であると考えられる。

「災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集」について

被災地における多様なニーズに対応したきめ細かな防災対策を講じる上で、ボランティア活動が非常に重要な役割を担っていることは、阪神・淡路大震災以降、平成16年の新潟県中越地震や平成18年7月豪雨災害等、様々な災害現場で行われているところである。

平成7年12月に改正された災害対策基本法においても、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として位置づけられている。また消防機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日）の創設も行われ、災害ボランティア意識は高まりつつある。

しかしながら、過去の災害においても、全国から集まる災害ボランティアが被災地の事情等に詳しくないことや、被災者が災害ボランティアの受け入れに慣れていない等のことから、相互の意思疎通がうまくいかないために、災害ボランティアの活動が円滑に行なわれない場合もみられた。

そこで消防庁では、災害ボランティアの活動をより円滑にするために、近年の災害において災害ボランティアと自主防災組織等の連携が図られた事例を対象に調査を行い、参考となる7事例10地区を「事例集」として取りまとめた。

こうした、事例を参考とし、普段から災害時のボランティアの受入れについて自主防災組織等で勉強会等を開き、事例集に掲載している連携のポイントや対応内容等を参考に、取り上げた事例を題材に図上訓練を行う等、災害ボランティアを受入れる際、何が問題となり、どのように対応するかを災害が発生する前に検討することにより、地域防災力の向上に繋がる。

（災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集）：

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180516-1/180516-1jireisyuu-sb.pdf>

(5) 婦人(女性)防火クラブとの連携 → 家庭における安心・安全活動 日中の防災活動の支援

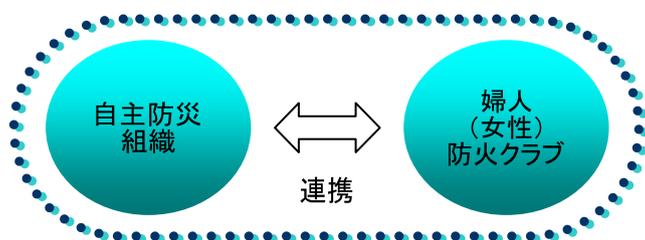
女性を中心にした防火・防災活動の組織化は、昼間男手の少ない地域という背景と、防火・防災に関心のある女性が集うという機会が組み合わさった場合が多いが、昼間の災害に備えるという視点からも、防災活動へ女性が参画し、こうした意識の高い地域の他団体との連携のもと、自主防災組織の活性化を進めることも検討するべきである。

家庭の主婦等を中心に組織された自主防災組織である婦人(女性)クラブは、家庭における防火の分野で、「家庭での防火」を合言葉に火災予防の知識を習得し、地域全体の防火意識の高揚を図るものである。

婦人防火クラブの活動は、一般的には、火災予防の知識の習得、地域住民に対する防火啓発、初期消火の訓練等家庭防火に役立つ活動が中心だが、現在では、「家庭防火」だけに留まらず、地域の実情や特性を生かした防火防災活動や高齢化社会の到来に伴う見守り、声かけといった福祉活動等、安全な地域社会を創るための活動を展開するところもでてきており、その活動形態は各地域クラブによって多様なものとなりつつある。

こうした婦人(女性)防火クラブと連携した活動では、各家庭の防火診断や住宅用火災警報器の普及啓発、家具の転倒防止、初期消火訓練、防災意識の啓発といった、家庭内での安心・安全活動を行うほか、災害時には、阪神・淡路大震災の際に、婦人(女性)防火クラブにより初期消火活動や避難所での炊き出し等が活発に行われたことから、地域の活動要員として、また避難所での炊き出し支援等の連携が考えられる。

図 婦人(女性)防火クラブと自主防災組織の連携



災害時 → 日中災害時の活動要員
避難所での炊き出し支援

日常時 → 防火診断や住宅用火災警報器の普及啓発、
家具の転倒防止、初期消火訓練、防災意識
の啓発等（家庭内での安心・安全活動）

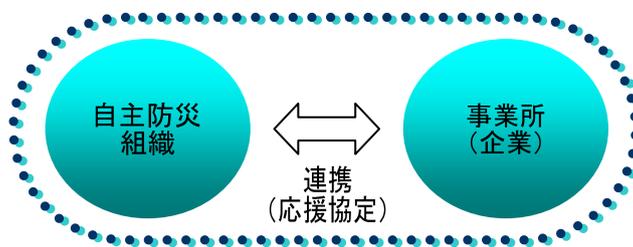
(6) 企業（事業所）との連携 → マンパワー(人的協力)

物資、資機材による協力(応援協定)

災害時に地域の一員として企業（事業所）の応援・協力が得られれば、救助・救出活動等をより効果的に行うことができるため、自主防災組織としても積極的に連携を図る必要がある。

なお、災害時における自主防災組織と企業（事業所）との連携としては、主に従業員の地域防災活動への参加や企業（事業所）の保有する物資や資機材による協力が考えられる。

図 企業（事業所）と自主防災組織の連携



災害時 → 事業所（企業）と協力した災害対応

- (人的支援・資機材貸し出し等の応援協定)
- 物資や資機材の周辺の自主防災組織への供与・貸与
- 救助・救出、避難活動等への従業員の協力
- 避難所としての用地活用
- 工具類の貸与や重機車両の活用

また、企業（事業所）によっては、事業所単位で自主防災組織の設立している場合もあることから、自主防災組織としては事業所が実施する防災訓練に協力する等、日頃から連携を図ることも必要である。

そのほか、災害時において企業（事業所）は、次のように業種ごとに様々な役割を果たすことが可能となる。次のように、地域の実情や想定される支援に応じて、あらかじめこうした企業（事業所）と協力体制を築いておくことも検討すべきである。

- 旅行滞在者の一時避難場所（ホテル・旅館）
- 無線を使った情報伝達機能（バス・タクシー会社）
- 災害ボランティアの現地案内（タクシー会社）
- 物資の輸送（運輸業）
- 物資の供給（小売業）

ただし連携については、個々の企業の考え方や取組みが異なるため、まずは地域内に連携可能な企業（事業所）があるかを把握したうえで、働きかけることが重要である。その際、企業（事業所）が協力できる防災活動の内容等について応援協定を締結する等、双方が事前に確認しておく必要がある。また応援協定については、非常時における対応を包括的に検討するために、市町村へも働きかけ、災害発生時の連携のあり方について自主防災組織、企業（事業所）市町村で協議することも検討すべきである。

（7）医療機関との連携 → 救護・搬送への協力

災害時には多数の傷病者の発生が予想され、自主防災組織としては、次のような救護や搬送への協力が求められる

- 明らかに軽傷と判断できる負傷者の応急手当
- 安全な場所への搬送

そのため、自主防災組織としては、応急手当の仕方や発災時に負傷者を搬送する救護所や救護病院の場所を事前に把握し、一度に多数の負傷者を抱えパニックにならないよう、事前に医療機関等と災害時に協力しあうための関係をつくるための検討も必要である。

そのほか、多数の負傷者が発生している災害現場においては、※トリアージ（治療の優先度判定）が行われることもあるため、負傷者の状況を把握し、応急手当、負傷者の搬送にあたる必要があると考えられる。

関連項目 → 様々な団体との連携活動事例（P.97 ～）

※ トリアージ（治療の優先度判定）とは、フランス語で選り分けるという意味であり、医師等が、傷病者をケガや病気等の緊急度・重症度によって分類し、搬送や治療の優先順位を決めることである。重症者（赤）、中等症者（黄）、軽傷者（緑）、死亡または全く助かる見込みのない重篤な者（黒）に分類され、色で表示された識別札で判別される仕組みになっている。

第3章 地域安心安全ステーションの推進

第3章 地域安心安全ステーションの推進

第1節 地域の安心・安全の確保にむけて

1. 地域の力を集結させた安心・安全なまち

身近な生活空間における安心・安全の確立が喫緊の課題となっている現代の地域社会において、「安心で安全なまちで暮らしたい」という思いは、地域住民の誰もが持っている願いである。こうした地域の意識を醸成し、防災をはじめとする地域の安心・安全について幅広く活動を進めていくことが重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、こうした安心・安全への地域のコミュニティ意識とともに、自主防災組織による様々な活動のほか、他団体との相互の得意分野において、地域の防災力を補完し合う連携が重要であることは、前章までに述べたとおりである。

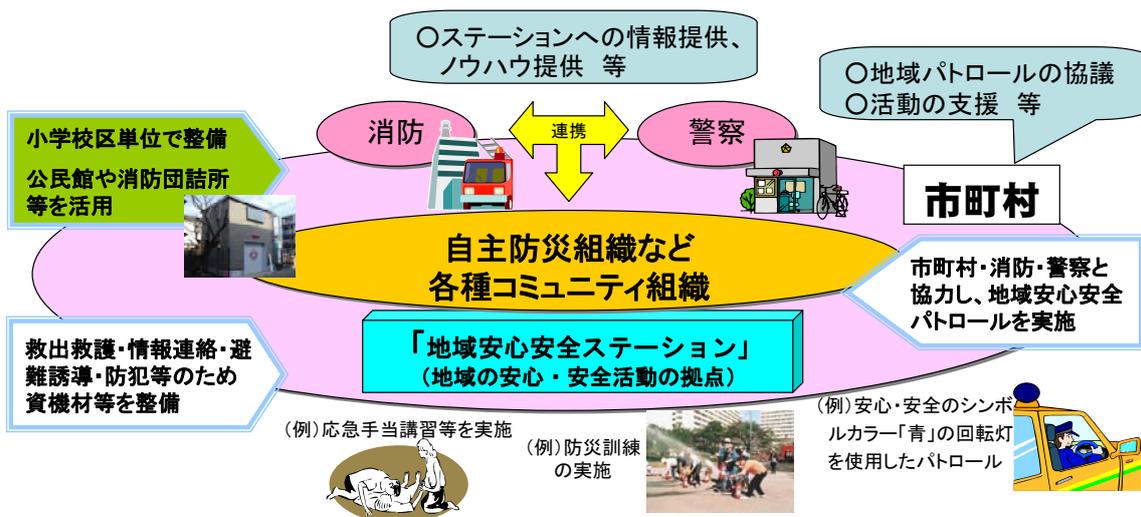
しかしながら、大規模な災害が発生した場合、地域コミュニティが持つあらゆる力が必要となることから、近隣の自主防災組織間の連絡を密にし、消防団、婦人（女性）防火クラブ等の他団体と総合的な連携を図ること、すなわち地域住民の力を集結させ、小学校区等のより広域な単位で災害の様々な状況に対応できる体制の構築が必要である。

こうしたことを背景に、消防庁では地域コミュニティの住民パワーを生かし、地域の安心・安全を構築するため、自主防災組織を核に地域の様々な団体が広域に連携する「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を平成16年度から実施している。

2. 地域安心安全ステーションの整備

地域安心安全ステーションは、近隣の自主防災組織が連携し、また防災活動と防犯の連携を基本としたネットワークを構築することにより、地域防災力を向上させることを目的とした取組みである。

図 地域安心安全ステーション



上図のように地域安心安全ステーションでは、自主防災組織相互の連携、自主防災組織と関係団体との連携（ネットワーク化）というソフト面と地域における防災活動拠点としてのハード面の位置づけを有している。

また、地域安心安全ステーションが担うべき役割としては、広域的な活動範囲とネットワークを効果的に活用し、個々の自主防災組織の活性化、地域の各種団体との連携による幅広い人材の防災活動への取り込み、避難所運営への参画等を行うことが考えられる。

なお、地域安心安全ステーション実施地域の範囲は、地域の実情にあった単位で活動していくことが必要であるが、大規模災害への備えとして広域での活動が行える範囲が有効であることから、地域の避難所として活用される学校等を単位（小学校区等）とした連携、活動を実施していくことが望まれる。

また、防災活動では避難所運営への参画の面でまとまりやすいという点に加え、児童の防犯活動の面で小学校やPTAとの連携という観点から、小学校区単位での活動は有効とみられる。

地域安心安全ステーションに関するホームページの開設

消防庁では、平成16年より実施している「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を全国に普及することを目的とし、平成18年度に全国6箇所の出前講座と東京においてシンポジウムを開催した。

また、これから地域安心安全ステーションに取り組むことを考えている地域にとっては、地域安心安全ステーションの理解を深め、優れた取り組みをしている団体の事例などを参考にすることが欠かせない。

こうしたことから、消防庁では、地域安心安全ステーションに関するホームページを作成することとした。(平成19年4月開設予定)

主な内容としては、モデル事業実施団体の活動概要や優良事例の紹介、シンポジウム等の消防庁の事業等だが、新しいモデル事業実施団体等の最新情報等も更新することとしている。(消防庁アドレス：<http://www.fdma.go.jp/>)

図 地域安心安全ステーションに関するホームページ



第2節 地域安心安全ステーションへの取り組み

1. 自主防災組織の設立と充実が不可欠

地域において地域安心安全ステーションに取り組むにあたっては、何よりも地域コミュニティが機能していることが必要であり、そのためにも地域防災活動の核となる地域コミュニティとしての自主防災組織が必要となる。

したがって、地域に自主防災組織が設立されていない場合は、早期設立へ向けて取り組み、また既に自主防災組織が設立されている場合は、日常的な活動等を活発に行う等、地域に活動のみえる団体として組織や活動の充実に努めることが不可欠である。

2. 地域における連携・ネットワーク化

地域安心安全ステーションにおいて重要なことは、地域の結びつき（コミュニティ）の強化であり、「地域を守る」という目的にむかって、地域住民が一体となって取り組む環境づくりが求められる。またこうした地域における自主防災組織や他の活動団体が相互に連携し、ネットワークを繋げる必要がある。

地域における連携・ネットワークを構築する際は、構成団体及び連携の必要な団体に対して目的・意義を説明して参加を呼びかけるとともに、地域安心安全ステーションにおけるそれぞれの役割分担等について十分な説明や協議し、理解を得ることも重要である。

なお、地域安心安全ステーションにおける連携・ネットワークづくりのポイントとして、次のようなことが挙げられる。

（1）組織の構成団体

組織の構成としては、自主防災組織の中核を担っている自治会（町内会）や消防や警察、地域の防犯団体等が考えられる。また地域における消防防災の専門的知見を有する消防団の参画も望まれる。

また、地域特性や団体が取り組んでいる事業との関係から、次のような多様な団体の参画も考えられる。

- 児童の防犯活動に力を入れて取り組んでいる団体での小中学校やPTA。
- 災害時要援護者対策に力を入れて取り組んでいる団体における社会福祉協議会や民生児童委員等。
- 地元観光協会が組織による、災害時を考慮した観光客対策。
- 地域の小中学校のみならず、被災時の即戦力として高校や大学の一部を構成員とした幅広い活動の実施。

(2) 連携団体

地域の安心・安全に向けては、構成団体以外にも様々な団体と連携が必要であり、防災及び防犯活動を実施する上でまず連携すべきなのは、消防署（団）及び警察署（交番等含）である。消防署（団）及び警察署（交番等含）は、災害や犯罪の発生時に現場で対応する機関であるため、災害や犯罪の現場に対しては最も詳しい専門家であることから、的確なアドバイス等により事業が効果的に実施できる。

そのほか、地域防災力の向上において連携を図るべき、学校や社会福祉協議会等の福祉関連団体、災害ボランティア、婦人（女性）防火クラブ、地元事業所等と共同で事業を実施することが必要である。

(3) 防災コーディネーター

組織内での意思疎通や他の団体との連携を図ることは、地域安心安全ステーションを効果的に実施していく上で非常に重要な要因となる。このため、組織間の連携を担う人物（以下「防災コーディネーター」という。）の役割が必要不可欠となる。

また防災コーディネーターは、単に団体間の調整や連絡を図るだけでなく、参加する他団体の活動と防災意識を結びつけ、防災意識の醸成を図り、地域住民の参加を促す役割も担っている。

地域においては、消防団員や防災を担当した市町村職員（OB含む）等専門的な知見を有する人材も多く、また、こういった方々はこれまでも地域における防災活動に参画し地域住民や地域の各種団体との関わり合いが深いことから、防災コーディネーターとして適任と考えられる。

(4) 定期的な会合の機会づくり

地域安心安全ステーション事業を実施していくうえで、防災コーディネーターという調整役が欠かせないのは前述したとおりだが、防災コーディネーターがいるだけで団体間における意思の疎通が円滑になりネットワークが強化されるというわけではない。各団体間で共通認識を持つことが必要であり、そのためには連携団体で構成する協議会等を設置して定期的に会合を持つことが効果的である。

3. 地域の活動の場（活動拠点）づくり

自主防災組織での課題に活動拠点の不足が挙げられていることから、地域安心安全ステーション事業を進めるにあたっては、活動拠点（＝ステーション）を確保することとしている。

地域安心安全ステーションとしては、例えば公民館や学校、その他の公的施設等、災害時の避難場所としても指定されており、平常時のみならず、災害時にも活動の拠点となる場所が考えられる。

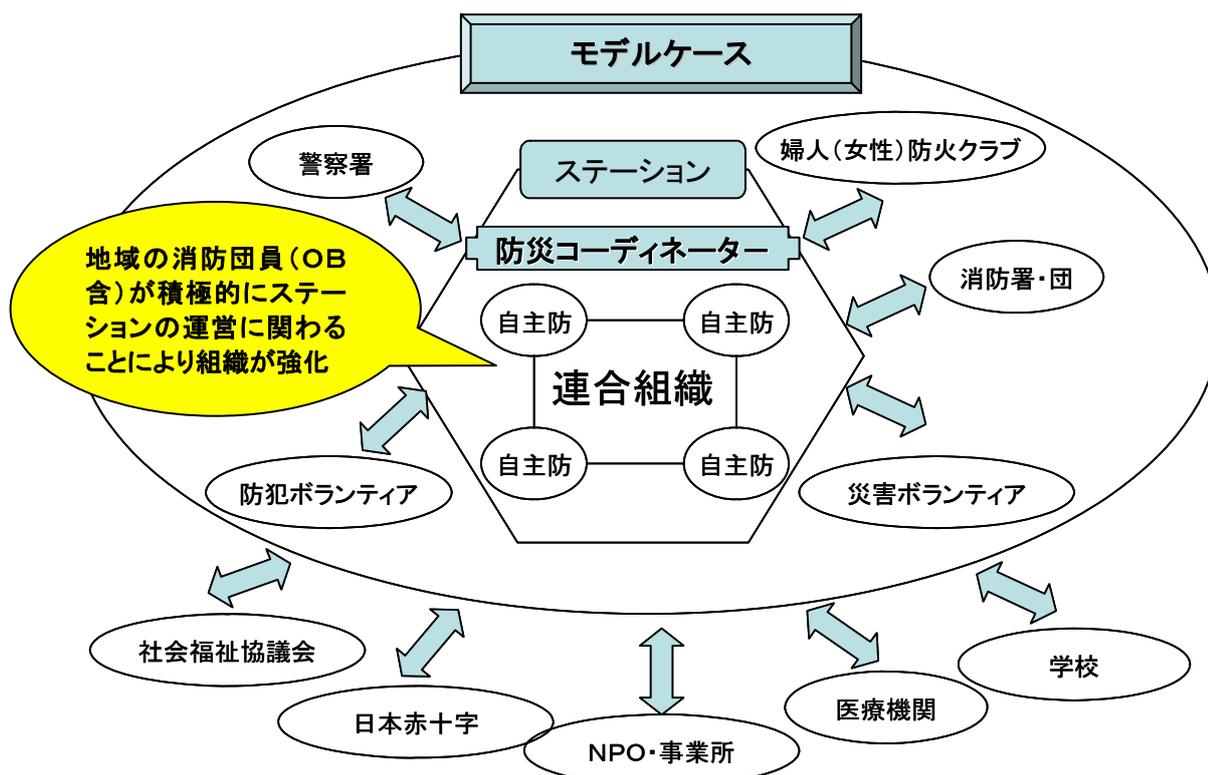
また、地域安心安全ステーションは活動の拠点、連携の拠点となる場所であると同時に、地域のコミュニティを育む場として、広く地域の住民に利用されるような場所である必要があることから、設置位置は、比較的地域のどこからもアクセスしやすい場所が望ましく、公民館や小学校等の公共施設、地域の防災センター、集会所といった誰もが気軽に利用出来る施設を地域安心安全ステーションとして選定することが望ましい。さらに地域安心安全ステーションを地域で1箇所設置するだけでなく、広域的な活動をサポートする意味から複数箇所設置する場合もある。



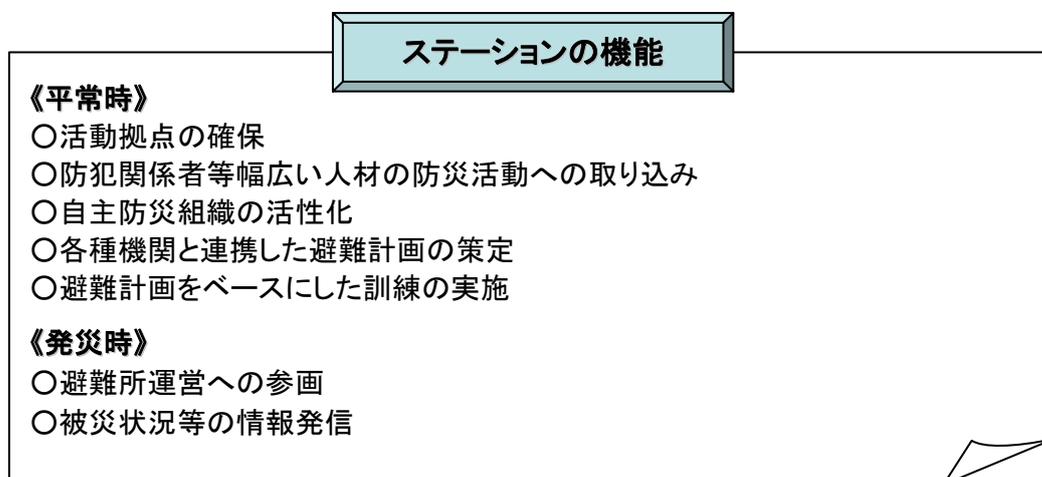
4. モデルケースとステーションの機能

前述のような内容、取組みによって地域安心安全ステーション整備モデル事業では、下図のように、複数の自主防災組織を中心に組織された団体を核に、地域の関係団体と幅広い連携（ネットワーク）を構築するモデルケースを示す。

図 地域安心安全ステーションのモデルケースとステーションの機能



※ ステーションの中核は各種コミュニティが担うこととされているが、地域防災力を向上させる観点から、自主防災組織の連合体が担うのが効果的なことからモデルケースとした。



5. 地域安心安全ステーションモデル事業の実施と成果

消防庁では、平成 16 年度より地域安心安全ステーション整備のモデル事業の実施団体を、これまでに 218 団体を指定している。

表 地域安心安全ステーション事業指定団体数（平成 16～18 年度）

年 度	モデル事業実施団体数
平成 16 年度	15 団体
平成 17 年度	100 団体
平成 18 年度	103 団体

事業の成果として、地域内での連携が密になることによる「コミュニティの強化」といった内容が多く報告されている。コミュニティの強化は一言で言うと、地域に住む住民が一体となるということと同じことであり、防災や防犯等の地域の安心・安全の確保という目的に地域ぐるみで取り組む環境が出来てきたということである。

これまでのモデル事業では、自主防災組織が抱える課題への取組みとして次のような活動成果が報告されている。

① 会議や訓練の準備活動に使う活動拠点の確保のために

これまでの町内会単位での自主防災活動としては、公民館等を活動拠点として活用することは難しかったが、より広域な範囲で様々な団体と連携した活動を行うことにより「防災活動はコミュニティ活動の一環」との認識が深まり、活動拠点としての活用が認められたといった事例や防犯との連携により小学校等の活用に繋がった事例がある。

② 防災活動の要員確保のために

小中学校や P T A と連携し登下校時のパトロール等に取り組むことにより、これまでは防犯活動のみに参加していた子どもをもつ世代が、地域の安心・安全活動の一環として防災訓練にも参加するようになり、防災活動への理解が深まった事例が多くある。

具体的な取組みとしては、登下校時のパトロール隊員の募集用紙に防災会への入会についての欄も設けることによって防災会入会者の増加に繋がった事例がある。

また、新たに関心を持っていただいた方々が継続して活動に参加するように、防災や防犯という堅苦しい行事ばかりだけでなく、レクリエーションや地域のコミュニティを深める意味での遊びの要素をうまく取り入れている団体が多くみられる。

③ 防災活動に対する住民の意識啓発のために

小学校区単位等の広域で、様々な団体と連携して活動することにより、地元新聞等の報道機関に取り上げられ、地域住民に活動内容をPRしやすくなったという団体が多くみられる。

また、消防だけでなく警察からの支援も受けやすくなったため、地域イベント等に消防・警察が参加し防災・防犯について説明を聞く機会が増えたといった事例がある。

さらに、小学校区等の単位で自主防災組織相互の連携が図れたことにより、地域にどの防災資機材があるのか、地域の他の自主防災組織がどのような活動をしているのかが分かった、地域のなかで自主防災組織が結成されていない町内会の住民の意識が変化し自主防災組織結成の気運が高まった事例もある。

④ 防災活動を行うリーダーの育成に向けて

自主防災組織がこれまで抱えてきた役員の高齢化やそれに伴う後継者やリーダーの不足等の問題はすぐに解決できる問題ではないことから、今後の課題としている団体が多い。

ただしこうした問題に対しては、今後、積極的に防災に関する講習会等の受講を促し、リーダーの育成を図っていくことにより解決していくとしている団体が多くみられた。

⑤ 防災活動のマンネリ化の解消に向けて

事業に工夫を凝らしている例としては、地域の学校で行われている運動会の競技種目に防災の要素を盛り込んだものにしてもらうといった事例や地域のイベントで簡単な防災訓練を実施したり、防災講話を盛り込む等の事例がある。

また、年に数回の防災訓練等の防災活動だけでなく、毎日の登下校時のパトロール等の防犯活動を行うことで活動が継続しやすくなったとしている団体が多くみられた。

そのほかでは、防犯との連携による成果として、防犯パトロール等の日常活動を通じて顔を合わせる機会が増え共通認識の形成がよりしやすくなったといった事例や周辺地域に影響が及んだ例として、近隣の町内会で新たに自主防災組織を立ち上げる動きがみられた事例もある。

関連項目 → 地域安心安全ステーションの取組み事例 (P.130 ~)

第4章 よりよい防災活動へむけた事例集

第4章 よりよい防災活動へむけた事例集

第1節 防災活動事例

～ 防災活動事例 掲載一覧 ～

- | | |
|--|---------|
| 1. 連携による自主防災組織の活性化 | (掲載ページ) |
| (1) 市町村での自主防災組織連絡協議会等の設置
(自主防災組織間の連携事例：埼玉県 坂戸市) | P. 97 |
| (2) 地区の自主防災組織が連携して連絡協議会を設置
(自主防災連絡協議会設立事例：福井県 福井市) | P. 99 |
| (3) 町内会の枠を超えた地域ぐるみの防災対策
(連携による防災活動事例：北海道 札幌市) | P. 101 |
| (4) アドバイザーとしての消防団と地域との連携
(消防団の地域との連携活動事例：愛知県 名古屋市) | P. 103 |
| 2. 日常の地域活動と防災活動を結ぶ | (掲載ページ) |
| (1) 環境活動を契機とした防災活動の展開
(環境活動を兼ねた防災活動事例：富山県 氷見市) | P. 105 |
| (2) 町並み保存活動を通じて広がった防災活動
(町並み保存活動を防災に繋げる活動事例：京都府 京都市) | P. 107 |
| 3. 人材の育成や掘り起こしによるひとづくり | (掲載ページ) |
| (1) 次代を担う子ども達と取り組む防災活動
(「総合的な学習の時間」の一環としての防災訓練事例：愛知県 豊橋市) | P. 109 |
| (2) 世代継続する地震に強いまちづくり
(若者との協働による組織づくり事例：宮城県 松島町) | P. 111 |

4. 家庭での被害を抑える	(掲載ページ)
(1) 身近な家庭内安全策への取り組み (家具転倒防止策事例：岐阜県 恵那市)	P. 113
(2) モデルルームを活用した家具類の転倒・落下防止対策の推進 (家具類の転倒・落下防止対策活動事例：東京都 墨田区)	P. 115
(3) 地域で取り組む耐震補強活動 (地域の耐震診断・耐震補強活動事例：神奈川県 平塚市)	P. 117
(4) 持ち寄った不用品を防災用品として再利用する取り組み (生活に密着した防災活動事例：愛知県 名古屋市)	P. 119
5. 地域防災力を高める様々なアイデア活動	(掲載ページ)
(1) 楽しく防災の輪を広げる活動 (幅広い世代の参加をめざす防災活動事例：兵庫県 加古川市)	P. 121
(2) 地域で取り組む災害時要援護者対策 (人のつながりを生かした避難体制の整備事例：高知県 土佐清水市)	P. 124
(3) 自主防災組織が運営する防災コミュニティサイト (ホームページによる情報通信・交流事例：愛知県 安城市)	P. 126
(4) 優良な自主防災組織の活動を通じた情報の共有 (防災ボランティアによる人や情報の交流事例：神奈川県 横須賀市)	P. 128
6. 地域安心安全ステーションの取り組み	(掲載ページ)
(1) 地域での課題を解決しながら防災活動へつなげる (新潟県 柏崎市)	P. 130
(2) 新興住宅地域でのコミュニティ意識の醸成 (兵庫県 三木市)	P. 133

1. 連携による自主防災組織の活性化

(1) 市町村での自主防災組織連絡協議会等の設置

(自主防災組織間の連携事例：埼玉県 坂戸市)

坂戸市では、市内に15の防災地区拠点进行、地区拠点ごとの防災拠点協議会を設立するほか、大規模な災害に対して、広域での連携を図るために、各地区の代表等で構成される市レベルでの自主防災組織連絡協議会を設立した。

また拠点によっては、まだ防災組織を持たない自治会、区町内会もあったため、市連絡協議会は、近隣の自主防災組織の中で参考となる事例等の知識や活動要領の共有を図り、自主防災組織設立促進についても一役買っている。

団体名	坂戸市自主防災連絡協議会
団体概要	坂戸市内にある15地区拠点の自主防災連絡協議会の代表(自主防災組織、町内会長、消防団等)で構成されている市レベルの自主防災連絡協議会

活動のポイント：市レベルでの連絡協議会を設立による活動の充実

① 活動の背景

市全体で自主防災組織の連携を図るためには、地区レベルでの自主防災組織連絡協議会が必要であるため、坂戸市では平成12年に地区別懇談会を開催し、市内を15カ所に区分し、それぞれの地域の防災上の問題点を抽出・点検し、課題解決へ取り組む防災カルテの作成を行った。その結果、課題や地区内の自主防災組織が結集する機運が高まり、地区ごとの連絡協議会の設立へ繋がった。

② 活動内容

○ 防災カルテ作成を契機に広域で連携の必要性が高まる

防災カルテを作成した結果は、各地区での課題が明らかになったほか、広域の防災活動や隣接地区の相互支援体制の構築の必要性が認識され、各地区拠点間での連携の機運が高まった。

○ 市レベルでの自主防災組織連絡協議会設立へ

防災拠点間の連携等、より広域的な連絡協議会の設立への機運が高まってきたなかで、鶴舞自治会・鶴舞自主防災委員会をはじめ市内の有力な自主防災組織が、坂戸市に働きかけ、坂戸市自主防災組織連絡協議会の設立に向けて動き出した。

その結果、坂戸市では、大規模な災害に対して、広域での連携を図るために、各地区の代表等で構成される市レベルでの自主防災組織連絡協議会を設立した。

③ 活動における特徴等

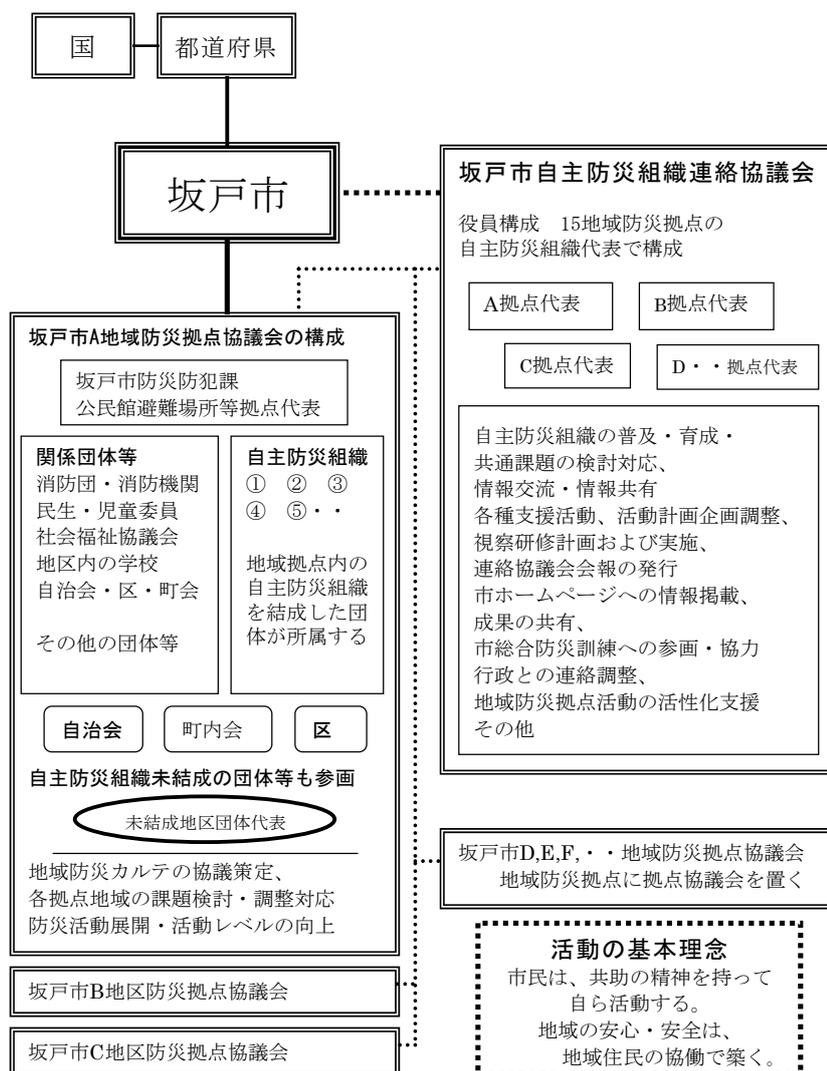
○ 地区拠点ごとの情報交換や自主防災組織結成への指導の機会として

地区によっては、自主防災組織を既に結成した団体と、まだ自主防災組織を持たない自治会等もあったが、各地区拠点の代表が一同に協議する場を持つことによって、情報提供や相互交流の機会が増え、自主防災組織設立の機運が高まる有効な機会となった。

○ 拠点ごとに市が総合防災訓練を実施

坂戸市では、毎年1回の総合防災訓練を地区ごとに開催しており、他の地区からも協力する形で参加し、市内の自主防災組織全体のレベル向上に繋がっている。

図 (参考) 自主防災組織連携構成図



(2) 地区の自主防災組織が連携して連絡協議会を設置 (自主防災連絡協議会設立事例：福井県 福井市)

阪神・淡路大震災を契機として、自主防災組織結成の機運が高まり、平成8年に5つの防災会が相次いで発足し、またこれを機会に連合型防災組織として、5つの防災会が団結して湊地区自主防災会連絡協議会が設立された。

以来、毎年1回自主防災会連絡協議会として、様々な団体が参加した大がかりな訓練を実施している。

団体名	湊地区自主防災会連絡協議会
団体概要	世帯数 3,850世帯 人口 9,426人 湊地区防災会会員総数 約170人

活動のポイント：地区自主防災組織連絡協議会設立による 大規模防災訓練の実施

① 活動の背景

湊地区では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機として、福井市が従来から進めていた耐震性貯水槽設置事業の一環として、同年5月、湊地区の丹鳥公園に区内では初の耐震性貯水槽（100トン）の設置が決定した。

こうしたハード面での整備計画や福井市の働きかけに呼応する形で、地区内の丹鳥、照手、中挟、花月、日光の5つの自主防災会が相次いで発足した。

地区内に自主防災組織が結成されたことによって、地域住民の防災に対する機運も高まり、平成8年には、市内でいち早く連合型組織として「湊地区自主防災会連絡協議会」の発足に至った。

② 主な活動内容

○ 毎年合同で大規模な防災訓練を実施

連絡協議会発足以来、災害に強いまちづくりを目標に、地震・水害等に対する災害予防、地震水害発生時における情報収集、伝達、初期消火、救出・救護活動、非難誘導及び応急政策など防災訓練を5つの防災会が連携し、毎年1回は地元消防団、公民館、学校、事業所など地域と一体となり約2,000人が参加する大規模な防災訓練を実施している。

○ 地区を挙げた防災活動

地区自主防災会連絡協議会の設立は、地区防災マップの作成や老人会が作った100キロの梅干しを避難所となる湊公民館に非常食として備蓄、春と秋の火災予防運動期間中の女性部による救命講習会や一人暮らしお年寄り宅への防火訪問の実施など、地区を挙げた防災活動に繋がっている。

③ 苦労した点・活動の特徴等

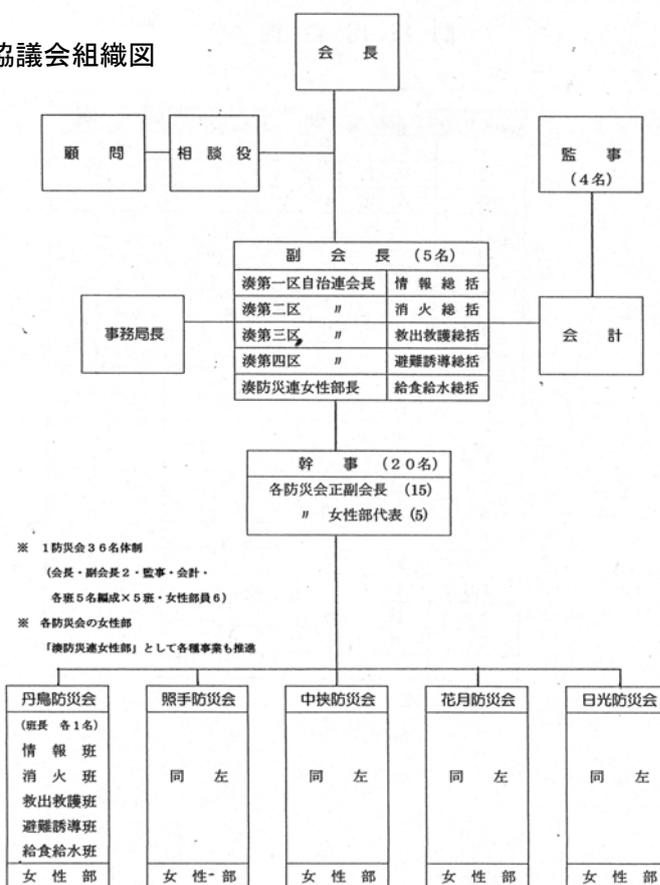
○ 自治会単位とは異なる枠組みでの自主防災会を結成

地区内の自主防災組織は、地域内の状況等も考慮し、4自治会に対して5団体の自主防災会が組織され、既存の地域の枠組みとは異なった構成となっている。

○ 平成17年に行われた「湊地区自主防災会設立10周年記念大会」

毎年実施している防災訓練も、湊地区自主防災会連絡協議会を立ち上げてから、10周年を迎えたため、記念大会と名をうち、多くの団体と連携して大規模な訓練を行った。各地域単位での実施は困難であったが、地区をあげて取り組むことにより、成功を取めた。

図 湊地区自主防災会連絡協議会組織図



出典：第11回防災まちづくり大賞（消防科学総合センター理事長賞）

(3) 町内会の枠を超えた地域ぐるみの防災対策 (連携による防災活動事例：北海道 札幌市)

澄川地区連合会では、「澄川地区連合会防災対策本部」を設置し、地域ぐるみで様々な活動を展開しており、民生児童委員などの関連団体と一体化した組織体制の構築、重機の運転や医師などの資格登録、危険な崖地のパトロール等を行っている。また、こうした地域ぐるみの活動が地域安心安全ステーションの活動へ繋がっている。

団体名	澄川地区連合会
団体概要	人口:29,289人 世帯数:14,535世帯 町内会数:13 区域面積:5.15km ² (平成15年4月1現在)

活動のポイント：近隣の自主防災組織の連携・他団体との連携

① 活動の背景

澄川地区は、大きな河川と丘陵地に挟まれた地形に小規模宅地開発が重ねられた影響で危険度の高い崖地が点在している地域である。

また、地区内には狭隘な道路や飲食店・雑居ビルが輻輳して立地している状況であり、地震や火災の発生時の危険性が懸念されている。加えて、近年における著しい高齢者の増加と相まって、大規模地震発生時には甚大な被害が懸念されることから、地区連合会内の13の町内会に自主防災組織の結成を呼び掛けるとともに、地区連合会組織が中心となって関係機関との調整その他防災に関する企画・立案を行い、地域ぐるみで様々な防災活動を積極的に展開している。

② 主な活動内容

○ 町内会単位の自主防災組織の相互連携

町内会単位の自主防災組織の相互連携を目的に、「澄川地区連合会防災対策本部」を設置した。また、すみかわ地区センター内に、本部用の防災用無線機を設置するとともに、札幌市防災行政無線機を併置した。

○ 各種団体等の任務分担指定

澄川地区は、町内会組織のほかに民生児童委員や青少年育成委員など、多数の関連団体と一体化した組織形態をとっており、構成メンバーに相応しい任務分担を指定している。また、災害発生時には民生委員から一人暮らしや寝たきりのお年寄りに関する情報を収集し、効率的に災害対応できる体制を整えている。

○ 住民の資格登録

重機の運転や医師など、大規模災害発生時において救出・救命に役立つ資格を有している住民を定期的に資格登録し、災害対応が可能な体制を整えている。

③ 苦勞した点・活動の特徴等

災害は予告なしに発生することを前提に、下記の事項に留意しながら、町内会の枠を越えた防災活動に取り組んでいる。

1. 同時多発災害を想定して、組織は指揮命令の徹底しやすいピラミッド型に。
 - (1) 最小単位はゴミステーション共同利用者グループ程度とし、単位町内会は50～100グループで中隊を編成する。
 - (2) 小学校区内の4～5町内会は相互応援のグループとし、大隊を編成する。
 - (3) 地区連合会は、地区内13の町内会を統括するとともに、状況に応じて警友会、隊友会などその他直轄の組織を派遣して支援を行う。また、無線機をフルに活用して情報収集、関係機関への伝達及び各種調整を行い、連隊本部としての役割を担当する。
2. 災害発生を平日の昼間と想定すれば、活動要員は中学生・高校生と専業主婦が主力とならざるを得ない場合もある。訓練もこれを想定し、中・高生と主婦に積極的な自主参加を呼びかけている。
3. 災害発生時に臨機応変かつ適切な現場指揮が執れる人材をできるだけ多く確保する必要があるため、常に適材の発掘と育成に努め、平時の祭など各種イベントの執行は、防災活動への転換活用を意識して行っている。
4. 自主防災組織の相互連携や多彩な防災活動により、地域安心安全ステーションへ繋がる活動となっている。



■ 機材取扱訓練

■ バケツリレーの様子



出典：第8回防災まちづくり大賞（消防科学総合センター理事長賞）

(4) アドバイザーとしての消防団と地域との連携

(消防団の地域との連携活動事例：愛知県 名古屋市)

杉村消防団が管轄区域とする杉村学区は、昭和 57 年 7 月に自主防災組織が結成されて以来防災訓練を毎年実施しており、杉村消防団員は、アドバイザーとして活動し、地域防災力維持向上の中核を成している。

下町の人情味溢れる風土を背景に、区域住民一人ひとりの顔色や表情の変化を見逃すことなく人と人とのつながりを大切にし、消防団が、防災安心まちづくり運動を推進している。

団体名	名古屋市杉村消防団
団体概要	定員:25名(実員:25名) 杉村学区人口:6,344人 杉村学区世帯数:2,856世帯 (平成16年5月1日現在)

活動のポイント：消防団が防災のアドバイザーとして地域と連携

① 活動の背景

名古屋市の北の玄関である北区において、杉村消防団が管轄区域とする杉村学区は狭い道路が多く、戦前の面影を残す歴史ある木造建築物が林立する下町である。防火・防災上北区管内では、潜在的な危険が極めて高い地域で、一旦火災が発生すれば瞬く間に延焼が拡大する恐れがあることを、住民一人ひとりが十分に心得ている。

同学区は昭和 57 年 7 月に自主防災組織が結成されて以来、防災訓練を毎年実施しており、杉村消防団員はその指導者として昼夜を問わず活動し、区域内住民に「安心と安全」を与えるとともに、地域防災力の維持向上の中核を成している。

とりわけ、阪神・淡路大震災以降は、より実践的な防災訓練を実施し、地域防災体制の整備強化を図っている。

また、平成 13 年度から名古屋市全域でスタートした「防災安心まちづくり事業」の推進強化には、消防団長と防災安心まちづくり委員長（学区委員長）がより一層団結し、「杉村学区を安全で住みよい街にする」を合言葉に、消防団活動を展開している。

② 活動内容

○ 学区防災訓練の指導

毎年実施している学区の防災訓練では信頼される指導者になっている。企画立案の準備段階から消防団が積極的に関与し、より主体的かつ実践的な内容となっている。特に、名古屋市が東海地震の強化地域に指定されてからは、訓練参加者に対してその経緯を十分説明した後に実践的な訓練を行う等、訓練の意義をより一層明確にするとともに、訓練会場全体に緊迫感を漂わせることに留意している。

○ シニア災害図上訓練の実施

災害図上訓練は、参加者達の機運が盛り上がり実施することとなった経緯があり、行政に依存することなく消防団員が支援しつつ自主的に実施され、好評を博している。



■ 消防団員が支援して行われているシニア災害図上訓練

○ 小学生に対する防火指導

小学校の避難訓練に併せて初期消火訓練等の指導を行い、防火意識の高揚を図っている。地域の消防団員が講師になることで、より一層効果的な防火思想の普及と郷土愛の精神が育まれるものと全団員が一同に認識し、積極的にその取組みに努めている。

③ 苦勞した点・活動の特徴

- 住民の高齢化に並行し、前回まで実施可能であった人が実施不可能になってしまう場合があり、一人ひとりの防災力を正確に把握することが非常に困難である。
- 住民に対する防災意識の向上に併せ、地域住民の自発性を阻害しないよう、状況に応じたアドバイスを行うよう、留意した。

出典：第9回防災まちづくり大賞（優良事例）

2. 日常の地域活動と防災活動を結ぶ

(1) 環境活動を契機とした防災活動の展開

(環境活動を兼ねた防災活動事例：富山県 氷見市)

八代地区は我が国有数の地すべり発生区域であり、また平成12年2月に「悪質商法追放モデル地区」に指定されたことを機に、住民が自主的に地区内を巡回し、道路に不法投棄された廃棄物の回収も行っていた。これらを組織的・効率的に実施するため、「八代環境パトロール隊」を結成し、その後、防災活動も実施している。

団体名	八代環境パトロール隊
団体概要	氷見市八代地区 人口:777人 世帯数:285世帯 八代環境パトロール隊:28人(平成15年8月1日現在)

活動のポイント：パトロールの対象が環境から防災活動へ広がった取り組み

① 活動の背景

八代地区は、氷見市の北西部に位置する中山間地で、わが国有数の地すべり発生区域であることから、「八代地すべり郡」と呼ばれている。

環境パトロール活動の際に、川水の濁りや倒伏樹木の有無といった防災に関する監視を行ったことが契機となり、現在では総合的な地域保全活動を展開するに至った。



■ 八代環境パトロール隊

また通常は、毎月第2・第4日曜日を活動日とし、2人1組の4班編成で、警戒パトロールを実施しているが、防災活動として、隊員が中心となった地区全体の防災訓練も実施している。

② 活動内容

○ 環境、防犯、防災を総合

八代地区は谷間が多い上、集落が点在し、おまけに人口も少ないので不法投棄の場とされやすい。そこで、不法投棄物の発見と回収とともに、防犯組合から引き継いだ、一人住まいの高齢者宅への訪問活動、また地すべり多発地区ということで、その予兆現象の発見などを主なパトロールの対象にしている。

○ 消防団員も隊員に

八代環境パトロール隊の幅広い活動を行うことにより、地域住民の活動に対する理解も深まり、地区の消防団員や郵便局員も隊員の一人として活動に参加している。

○ 地区全体で防災訓練

地区内の防災関係機器などの点検は隊員が定期的に行っており、また隊員が中心になって、八代地区全体の防災訓練も行った。当時、女性のパトロール隊員はいなかったが、消火訓練や救出訓練、救護訓練には、女性も大勢参加し、住民とのコミュニケーションも深まった。



■ 消火訓練の様子

③ 苦勞した点・活動の特徴等

○ 下草刈りで活動費を捻出

八代環境パトロール隊はボランティア団体である。主旨に応じて集まった隊員が、2人1組の4班に分かれて第2、第4日曜日の8時から地区内の全路線、集落をパトロールすることにしたが、当初その活動費のあてがなかった。そこで、市の委託費で地区内の林道の下草刈りを請け負い、得た収入を活動費にすることにした。

○ 災害現場を発見し被災防止

これらの活動の中で、今までに倒木やがけ崩れで道がふさがれていたり、土砂流出を起こしている箇所などを発見、市や県に速報し、崩落現場での交通整理も支援した。

また、2002年11月には隊員の一人が胡桃地区で小さな地鳴りとともに地すべりの予兆現象を発見、直ちに関係各方面に連絡し、集落全世帯を避難させたという成果も上げている。

出典：第8回防災まちづくり大賞（消防庁長官賞）

(2) 町並み保存の活動を通じて広がった防災活動

(町並み保存活動を防災に繋げる活動事例：京都府 京都市)

上賀茂町並み保存会は、地域が町並み保存地区に指定を受けて以来、継続して消防訓練や勉強会を実施し、防災設備の拡充を図り、町並み保存活動を防災に結び付けて、地域防災力の向上を図っている。また、全国各地の伝建地区と交流するなどして文化活動を通じて防災意識の啓発を図っている。

団体名	上賀茂町並み保存会
団体概要	・上賀茂町並み保存会世帯数:47世帯 ・上賀茂町並み保存会人口:108人 (数字は平成16年8月24日現在)

活動のポイント：地域を学び、地域を守る意識を植え付ける活動

① 活動の背景

上賀茂町周辺は、室町時代から上賀茂神社の神官の屋敷町として町並みが整えられてきたところで、東西約290メートル、南北約110メートル、明神川に架かる石橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの建築などが一体となって歴史的景観を形成していることなどから、景観を守るという意識が防災活動にも繋がった。

② 主な活動内容

○ 訓練の実施

結成時から毎年2回以上、知恵を絞り、以下のような訓練を実施している。

- (1) 地元消防団員と合同で、明神川を水源とした延々50メートルにも及ぶバケツリレーによる消火訓練
- (2) 町並み保存会会長が1日消防隊長として大掛かりな消防訓練
- (3) 上賀茂神社に文化財市民レスキュー体制が構築されたことによる同神社との合同消火訓練



■ 消火訓練

○ 勉強会の実施

人工の川と思われる明神川の成り立ち、上賀茂文化の形成、社家及び集落の構築並びに建築様式などの講習会を、大学教授、社家研究家などの知識人を招いて、定期的に開催している。

また、災害対応力を身に付けるために、防災リーダー研修、防火アドバイザー講習、普通救命講習、地域の児童を対象とした我が家の防火診断士研修など、消防機関が実施しているほとんどの防火防災事業に参加し、年々向上してきている。



■ 勉強会の様子

○ その他

防火バケツの設置や防災設備の拡充を図り、防災マップを作成して防災意識を高めている。将来的には、更に消火器を増設させ、全戸に非常ベルを設置させる予定である。

③ 苦労した点・活動における特徴等

上賀茂学区や伝建地区に住み始めた住民に対して、伝建地区の文化財としての重要性を認識してもらおうと、伝建地区の無料公開や小学生・父兄への見学会など、興味ある行事を実施して参加を呼びかけたところ、多くの方から理解と協力が得られ、併せて防災の意識向上にも繋がった。

さらに地元だけでなく、賀茂文化研究会や京都産業大学勝矢研究室など伝建地区の防災への支援団体が多くあり、学区を越えて支援体制が確立している。町並み保存会でもこの支援に応えるべく、伝建地区の文化財の一般公開や文化財セミナー等を開催するとともに、防災活動も進められている。



■ 上加茂神社での消火訓練

出典：第9回防災まちづくり大賞（優良事例）

3. 人材の育成や掘り起こしによるひとづくり

(1) 次代を担う子ども達と取り組む防災活動

(「総合的な学習の時間」の一環としての防災訓練事例：愛知県 豊橋市)

豊橋市立津田小学校では、総合的学習の大テーマを「生きる」とし、防災学習を進めている。以前から夏休み中に「学校お泊まり会」を実施してきたが、平成14年度からは、地域住民と学校が一緒になって行う防災対応訓練を組み合わせた体験活動「津田小アドバイバル」(アドベンチャー+サバイバルの造語)を新たに計画・実施している。内容としては、避難訓練、炊き出し訓練、起震車による地震体験、煙体験、心肺蘇生法の修得、水消火器による消火体験などの訓練や全校あげでの防災クイズを実施するほか、阪神・淡路大震災で救援活動をした方の体験談を聞いたり、DIGや宿泊体験を行うなどして広く防災学習に取り組んでいる。

団体名	豊橋市立津田小学校
団体概要	豊橋市津田校区 人口:3,890人 世帯数:1,137世帯 豊橋市立津田小学校全校児童数:242人 (平成15年5月1日現在)

活動のポイント：総合学習の時間を活用した次代を担う人材育成

① 活動の背景

昨今、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てることの重要性が叫ばれているなかで、大地震が発生したときの対応訓練を地域と学校が一緒になって取り組めば、地震発生時の対応もスムーズに行えるようになるばかりでなく、地域・家庭と学校が一体となって子どもを育てようとする意識をさらに高めることもできるであろうという考えから、本校では、総合的学習の大テーマを「生きる」とし、防災学習を進めている。



■ 総合学習の発表

② 主な活動内容

アドバイバルでは、子ども達に夢を与えつつ、生きるための力をつける新しいタイプの防災訓練を実施している。

○ アドバイバル 1 (9:40~13:30)

- (1) 避難訓練「警戒宣言発令」「大地震発生」：児童は運動場へ避難開始
(小学生は出校日として登校)
- (2) 地域住民、学校へ避難
- (3) 児童引き渡し訓練
- (4) 防災無線による対策本部との交信
- (5) 町別での炊き出し訓練
- (6) 体験活動

起震車「グラット号」による地震体験、煙体験、カンテラづくり、心肺蘇生法、添え木の仕方、担架づくり、水消火器による消火体験、ペットボトルのろ過器づくり、防災ずきんづくり、簡易トイレづくり

○ アドバイバル 2 (18:50~翌朝)

- (1) 防災体験談を聞こう
阪神・淡路大震災の時の救援活動に取り組んだ豊橋市中消防署長の体験談
- (2) DIG 活動
総合学習での成果を生かし、地震防災について校区地図を見ながらクイズ形式で行う。
- (3) ダンボールハウスづくりと宿泊体験



■ ダンボールハウスづくり

③ 苦勞した点・活動における特徴等

単なる学校単独の活動ではなく、校区及び自主防災組織、親子、地域住民などが一緒になって活動している。(校区の自主防災組織の確認、防災体験活動への参加者募集及び案内、炊き出し訓練への参加依頼等。)



■ 非常食の試食

出典：第8回防災まちづくり大賞（消防庁長官賞）

(2) 世代継続する地震に強いまちづくりにむけて

(若者との協働による組織づくり事例：宮城県 松島町)

松島町は、過去の地震災害の教訓を生かし、地震に強いまちづくりを継続していくためには地域の自主防災組織への若者の参加が必須であると考え、「大人が運営する従来型の自主防災組織」を「若者との協働による組織」へと転換し、地震に強いまちづくりを進めている。

団体名	松島町
------------	------------

活動のポイント：若者との協働による組織の活性化

① 活動の背景

1日に震度6強の揺れが3度も生じた平成15年の宮城県北部を震源とする地震では、幸いにも死者は出なかったが、松島町においても公共施設や住宅などに大きな被害を受けた。また、宮城県沖地震の切迫性が指摘されるなど、この地震で明らかとなった課題を早急に解消し、地震に強いまちづくりを進めていく必要があった。

② 主な活動内容

○ 松島町「世代継続する地震に強いまちづくり」検討委員会

若者参加型の自主防災組織づくりを推進するため、町内の自主防災会、建築業界、教育委員会及び宮城県既存建築物耐震改修促進協議会(宮城県事務局)会員などをメンバーとする検討委員会を設置した。

○ 松島町「世代継続する地震に強いまちづくり」実施計画

若者参加型の自主防災組織の構成を提示するとともに組織が進める「世代継続する地震に強いまちづくり」を実現するための手順(実施計画)を作成した。

○ 地震防災講師の育成

学校での授業や町内会などの講習会における地震防災教育の担い手を育成するため「地震防災講師養成マニュアル」を作成し、講師を育成している。

○ 松島中学校における耐震診断授業

町内唯一の中学校である松島中学校において、2年生全員を対象に木造住宅の耐震診断授業を実施した。授業終了後に行ったアンケート調査では、97%の生徒が理解でき、57%が実際に自宅や近所の耐震診断を試みたいと答えている。

③ 苦勞した点・活動の特徴等

○ 木造住宅の耐震化促進

人身災害の多くをなす住宅の破損や倒壊を1軒でも減らすことができれば、避難や救助もその分容易になり、さらに被害を小さくすることができる。地震防災の基本は予防対策であり、その予防対策の中心となるのが阪神・淡路大震災でも大きな被害があった木造住宅の耐震化である。住民の殆どが居住するこの木造住宅の改善に、全町民で取り組んでいる。



■ 耐震診断授業の様子

○ 若者を巻き込む戦略－耐震診断－

少子高齢化が進む中、若者を自主防災組織に取り込むことが地域防災力の強化・確保に不可欠であるため、若者が参加できる(技術的な知識の取得能力が高く、それを地域のために生かせる)仕掛けが必要であり、それは住宅の耐震診断であった。



■ 松島中学校での耐震診断の実習の様子

○ 耐震診断を促す自助、共助、公助

地震防災対策も自助、共助、公助の連携が重要になる。住宅の耐震化は、自助によるべきものとされているが、直接的な支援でなくとも共助と公助による何らかの支援策は必要である。若者を交えたボランティアによる耐震診断の代行が「共助」で、その人材育成は「公助」と言える。

出典：第9回防災まちづくり大賞（消防科学総合センター理事長賞）

4. 家庭での被害を抑える

(1) 身近な家庭内安全策への取組み

(家具転倒防止策事例：岐阜県 恵那市)

恵那市では、「恵那市家具転倒防止実行委員会」を立ち上げ、高齢者に対して家具の転倒防止を行っている。

平成16年に行った第1回ボランティア作戦では、まず一人暮らし高齢者に対して、家具転倒防止に関する意向調査を行って申請者を募った。同時に、ボランティアを募集し、参加者に対して、「家具転倒防止の必要性・重要性」の講演や家具の取り付け方法などの講習会を数回行った。作戦当日には、各種団体総勢約900名が参加し、申請者142名宅へ赴き、寝室や居間等の家具の固定を実施した。

平成16年以降も自治会等からの申請を受け、継続的に行っていたが、平成19年度には、第2回ボランティア作戦の実行を予定している。

団体名	恵那市家具転倒防止実行委員会
団体概要	○ ボランティア作戦共催団体：35団体、約900人 (数字は平成16年8月1日現在)

活動のポイント：ボランティア等、若い世代の参加による家具転倒防止対策

① 活動の背景（以下、平成16年（第1回ボランティア作戦）について記載する）

恵那市は、東南海・南海地震の地震対策推進地域に指定されており、地震に対して市民の意識を高めることが重要課題となっている。

また阪神・淡路大震災の時には、家具等の下敷きになって亡くなられた方は、全体の84%にも達したことを教訓に、恵那市でも、いつ起きるかわからない大地震に対し、市民とともに対処していく必要が急務となった。そうした中で、災害時要援護者となる高齢者に対して家具転倒防止を行うことになった。

② 主な活動内容

○ 実行委員会の立ち上げ

平成16年1月19日に、各種団体の代表者14名で「恵那市家具転倒防止実行委員会」を立ち上げ、委員長に社会福祉協議会会長を選出した。事務局を恵那市消防本部に置いた。



■ 取り付け風景

○ ボランティアの募集

自治会の自主防災隊、消防団、女性消火クラブ、中・高校生、一般市民などに幅広く研修会への参加を呼びかけ説明会を開いた結果、消防団や赤十字奉仕団、建設関係事業所の社員、中学生、一般市民など約 900 名の応募があった。

○ 研修会等の開催

6 月 20 日に恵那市防災リーダー研修会を開催し、「家具転倒防止の必要性・重要性」をテーマに講演していただき約 400 名の方が参加した。その他、技術者等に家具の取り付け方法などの講習会を数回行った。

○ 事前準備

家具転倒防止器具の取り付けを希望した独居老人宅への事前調査には、担当の民生児童委員がその家を紹介しその町内の自主防災隊員、消防団員など 3 名以上で訪問した。ボランティア参加の証明書はまちづくり市民協会が発行し、固定用金具の仕分けは日赤奉仕団と中学生が担当した。

○ 企業の協力

家具の固定に使ったシートベルトは自動車解体業者から譲り受け、ベルト末端の縫製を専門会社が無償で行った。実技講習会で使ったタンスなども建物解体業者から譲り受け、市内の建設協同組合や建築組合の技術者が講師となるなど、関係企業の無償の協力が作戦遂行を大いに助けた。

○ 第 1 回ボランティア作戦当日

自主防災隊をはじめ、各種団体総勢約 900 名が参加し、1 チーム 5 名以上で編成し、申請者 142 名宅へ赴き、寝室や居間等の家具の固定を行なった。

③ 苦労した点・活動の特徴等

最近の社会情勢の中では、見ず知らずの人を家の中に入れさせない方が多いが、民生委員を中心に自治会の方のもと、消防団等が事前調査に入り申請者の不安を取り除くように行い、当日も調査に入った消防団員が担当するよう配慮した。

今回ボランティア作戦を行ったことにより、「ただ参加した」だけではなく、自宅へ戻っても取り付け方法などを学んだことで、自宅でもできる防災対策の一つとして効果があった。

また第 2 回ボランティア作戦として、地震・火災等の減災に繋がる家具転倒防止具、住宅用火災警報器（機器は各世帯で事前に準備）の取り付け実施を平成 19 年度に予定している。

出典：第 9 回防災まちづくり大賞（消防科学総合センター理事長賞）

(2) モデルルームを活用した家具類の転倒・落下防止対策の推進

(家具類の転倒・落下防止対策活動事例：東京都 墨田区)

転倒防止対策を最優先、最重要課題として取り組み、向島消防署と相談し、白鬚東地区自治会連合会主催で東京都住宅供給公社の空室を活用した転倒防止対策モデルルームを開設し、防災団地内の住民及び区内外の住民にも積極的にモデルルームの見学を呼びかけ、転倒防止対策の必要性を訴えた。

団体名	白鬚東地区自治会連合会
団体概要	東白鬚第一マンション自治会:110世帯 白鬚東第二自治会:78世帯 堤通二丁目3・4自治会:285世帯 白鬚東水神自治会:270世帯 堤通自治会:427世帯 梅若橋自治会:200世帯 白鬚東第一自治会:540世帯 コーシャハイム白鬚東自治会:190世帯 合計:2,100世帯 ※ 数字は平成17年8月1日現在

活動のポイント：モデルルームを活用した家具類の転倒・落下防止策

① 活動の背景

2,100世帯を有する白鬚東地区防災団地は、昭和53年に東京都が大震災時に予想される市街地火災に対する防火壁とし、また約10万人の避難者を受け入れる防災拠点として建設された。

地域特性から、当団地における住民の防災意識は非常に高く、白鬚東地区自治会連合会（以下、「連合会」という。）では、「家具類の転倒・落下防止対策（以下、「転倒防止対策」という。）の推進」を、連合会の転倒防止対策を最優先、最重要課題として取り組むこととなった。

② 主な活動内容

○ 転倒防止対策ビデオを活用した防災講習等の実施

阪神・淡路大震災を教訓とした転倒防止対策ビデオ（連合会自主制作）を活用した視聴覚教養と震災対策に係る防災講演等を実施するなど、地域住民に対する転倒防止対策の啓発等、連合会役員が一丸となって積極的に取り組んだ。

○ 家具類を活用したモデルルームの開設

重要課題であった実際の家具類を活用したモデルルームの開設による転倒防止対策推進キャンペーンを計画し、積極的に東京都住宅供給公社に申し入れをおこなったところ団地内の空室の確保が承諾された。

○ 見学者対応に向けた講習会の実施

実技指導講習会を修了し知識・技術を取得した連合会役員 40 名が主体となって、見学者に対する説明を行った。

○ 家具転倒防止モデルルームの内容

(1) 室内被害展示室

(副題「悲惨！もし家具類の転倒防止をしていなかったら」)

新潟県中越地震規模の地震を想定したバーチャルリアリティな被害想定室を創作した。想定は地震が発生し、家具類が転倒、就寝中の居住者に襲いかかったリアルな状況を再現し、見学者に怖さとインパクトを与え転倒防止対策の必要性を訴えた。

(2) 家具転倒防止展示室

(副題「あなた自身とあなたの大切な家族を守ろう!」)

家具、テレビ、冷蔵庫等を室内に配置し、L字金具、ベルト式・ポール式等の各種転倒防止金具等を取付け、個々にコメントでポイントを具体的に説明した。向島消防署から借用した転倒防止対策啓発用ビデオはエレンドレスの放映を行い、積極的に転倒防止対策を啓発した。



■ 室内被害展示

家具転倒防止対策の **必見**
モデルルーム開設!
大震災の備えは大丈夫ですか?
わたし(自助)・あなた(共助)のために
是非ご見学をして参考して下さい。
場 所 : 防災団地 16号棟 110号室
期 間 : 平成17年3月25日(金)~3月31日(木)
開設時間 : 平日:午後3時~午後8時 (25日・28日・29日・30日・31日)
土日:午前11時~午後4時(26日・27日)
主催: 白鷺東地区自治会連合会
後援: 東京消防庁向島消防署 東京都住宅供給公社 墨田区役所 東京都葛飾福祉工場

■ モデルルーム開設の広告

③ 苦労した点・活動の特徴等

住民に転倒防止対策を普及促進するうえで、特に問題となったのは対策に必要な経費ができるだけ安価であることが大前提であった。市販の転倒防止器具の中には高価なものもあり、費用負担を軽減し、住民が転倒防止対策に容易に取り組むことができるようモデルルームにはL字金具、強度のある荷造り紐等を応用したベルト式器具、百元ショップで販売されている器具等を取り入れた。

出典：第10回防災まちづくり大賞（消防科学総合センター理事長賞）

(3) 地域で取り組む耐震補強活動

(地域の耐震診断・耐震補強活動事例：神奈川県 平塚市)

ひらつか防災まちづくりの会では、地域の専門家等と連携して耐震診断や新補強工法制度化の検討会などを実施し、耐震補強を推進している。

その他、ニュースレターの発行、紙芝居の制作、防災講演会、防災出前ミニ集会、防災イベント、防災まち探検、防災七夕飾りの制作、防災カルタの制作や外国人のための防災マニュアルの作成を行うなど多岐にわたる活動を展開している。

団体名	ひらつか防災まちづくりの会(平塚耐震補強推進協議会)
団体概要	防災まちづくりの会 会員:20人 現在10団体の主だったメンバーが参加している。

活動のポイント：地域の専門家と連携した耐震補強活動の実践

① 活動の背景

平成15年3月ごろから、主に平塚駅南口から海岸に至る大通りの西側にある花水地区で、それまでの自治会を中心とした防災の取組みに加えて、地域の小・中学校PTAが、それぞれの不安要因や関心事について取組みを行っていたグループが緩やかな連携を組み、より多くの取組みを始めたのがひらつか防災まちづくりの会である。

こうした様々な取組みが進むなかで、ひらつか防災まちづくりの会では、「地震で人を死なせない」との思いから、全国的に進まない住宅の耐震化について、地域で実施できる仕組みづくりを目指した。

② 主な活動内容

○ 防災イベント等で耐震補強の必要性をアピール

そこで「緊急防災フォーラム 待ったなし大地震 耐震補強を進めよう！」等の防災イベントを通じて、耐震補強を行うための改修の必要性を地域に啓発を行った。

またこうしたイベントの機会を利用して耐震相談等も実施した。



■ 防災イベント(耐震補強の実験)

○ 新たな工法で安価な耐震改修を実現

新工法の一つには、「耐震後付ブレース工法」がある。これは、既成住宅の梁と柱、土台と柱の交わっている個所をワイヤーで対角につなぎ耐震力を強化する工法で、これによって安い価格で耐震改修を実現するめどがついた。

③ 苦勞した点・活動の特徴等

○ 地域の専門家等が連携

ひらつか防災まちづくりの会では、耐震補強に取り組むために、耐震診断士、工務店、研究者、NPO、市民活動団体などあらゆる分野の人々が連携し、地域ぐるみでの耐震補強を推進した。

○ ゆるやかな連携の形成

基盤が異なるグループが互いに連携をする場合にはとかく衝突等がおきやすい。防災まちづくりの会では、緩やかな連携をつくることとした。緩やかな連携とは、自分たちの関心事・心配事に焦点を絞り、自分たちのできることからはじめ、自分たちだけでできないことを、話し納得してもらいながら、関係者・他のグループを巻き込むことである。その結果、より多くの人に繋がり、より大きな成果へと繋げていくことができるようになった。

○ その他の活動（防災カルタ）

平塚では、各地で郷土カルタが作られている。この郷土カルタの手法（地域に住むひとが句・絵）を考えつくり、カルタ大会を開く）をもとに、地域で老若男女問わず、防災を考えるきっかけとなるような防災カルタの制作を行っている。



■ 防災カルタ(親と子の防災デー)

出典：第9回防災まちづくり大賞（総務大臣賞）

(4) 持ち寄った不用品を防災用品として再利用する取組み (生活に密着した防災活動事例：愛知県 名古屋市)

日吉学区防災安心まちづくり委員会では、平成12年から「プロジェクトH」と題して、様々な活動を行っている。

地域住民が持ち寄った不用品を防災用品として再配布するR2(あるある)パック(レスキュー&リサイクル)という取組みや、依頼のあった高齢者宅に出向き、家具の固定を行うなどしている。

団体名	日吉学区防災安心まちづくり委員会
団体概要	地域の防火・防災に関する取組みと自主防災組織に関するコーディネーター役を行う組織で、自主防災組織の活性化等を通じ学区の防火・防災力の向上と地域コミュニティの確立を目的に自主的に結成された組織である。 日吉学区内の自主防災組織数：19組織 (構成世帯：3,182世帯、構成員：6,810人(概数))

活動のポイント：身近なものを防災用品として活用

① 活動の背景

名古屋市中村区の日吉学区は、戦前からの古い木造密集地域、軟弱地盤、名古屋市内でも有数の高齢化率、都会特有の地域コミュニティの低下等、この地域をとりまく環境は災害に対して条件が良くない。また、明日にも発災が危惧されている東海地震及び東南海地震では、古い木造住宅の倒壊等大きな被害が予想されている。そのため、さまざまな取組みを短時間で実施することが求められた。

そこで、日吉学区防災安心まちづくり委員会では、学区内の災害に対する弱点を検討、地域で活用できる資源、資金、人材等限られる中で、いかに早く、確実に地域防災力の向上ができるか追求した。

その結果、次のようなことを目的とした事業を実施することとし、「日吉(HIYOSHI)」にちなんで事業名を「プロジェクトH」とした。

- ① 確実に地域の防災力が向上し定着する
- ② 地域の防災意識を長く持続させる
- ③ これらの活動を通じて地域が活性化し、コミュニティが強化できる

② 主な活動内容

○ R2（あるある）パック

この取組みは防災用品の普及を目指すものであるが、普段の生活サイクルの中で防災を考えたもので、内容は地域の住民が持ち寄った不用品を、非常持出し防災用品として再配布するものである。

これにより、購入ではなく各家庭からの持ち寄り品をパックとして、地域のゴミの減少と安価に各家庭に防災用品を備えることができ、各町内会単位に保管し、万が一のために用意している。



■ 物資の受付(R2(あるある)パック)

③ 苦労した点・活動における特徴等

○ 地域住民が防災の必要性を理解してくれるのに大変苦労した。

地域の防災対策を行えば良いと頭ではわかっているけれども、いつ来るかわからない大地震の備蓄を、生活費から捻出してその対策を取り続けることは大変なことである。その中で、「プロジェクトH」は、生活の中でできる防災、それでいて災害時に効果のある防災、長続きする防災を目指し、地域の人達が何らかの関わりを持ちみんなで作り上げる防災を実施した結果、やがて地域住民の意識も変わってきた。

○ 学区内の予算的な制限により、担当者の意識の低下が懸念された。

しかしながら、自分たちのまち、命をまもるための活動であること、自分たちが手作りで作り上げたという崇高さと満足感にひたることができ、その活動はますます活発になっている。

○ そのほかにも多様な活動を実施

日吉学区防災安心まちづくり委員会では、R2(あるある)パックのほかにも、模擬避難所体験や家具の転倒防止策、厳選防災用品の共同購入事業、防災倉庫の設置、防災伝道活動等、種々の防災色を取り入れた運動会等、地域住民によるユニークな手作り防災活動が行われている。



■ 防災倉庫の設置

出典：第9回防災まちづくり大賞（消防科学総合センター理事長賞）

5. 地域防災力を高める様々なアイデア活動

(1) 楽しく防災の輪を広げる活動

(幅広い世代の参加をめざす防災活動事例：兵庫県 加古川市)

阪神・淡路大震災以降、多彩なアイデアを出し合いながら「マンションの災害対策」に取り組んでいる。

すべての人に防災意識を持ってもらうため、「グリーンだより」（広報誌）及び「グリーンネット」（マンション運営情報及び緊急情報伝達システム）、「ニューメディアシステム」（テレビの空きチャンネルを利用したコミュニティ放送）、「命のライセンス」（災害発生時の行動指針を示した小冊子）等を利用した情報提供設備を構築した。

また災害時に主に成人を対象とした「助けることができる人」、主に高齢者等の災害時要援護者を対象とした「助けてもらいたい人」の登録制度、「子どもたちとの合同の町内夜回り」、世代間交流を目的とした「餅つき大会」等、すべての世代が防災活動に参加できる行事を実践している。

団体名	加古川グリーンシティ防災会
団体概要	・ 世帯数:584世帯 ・ 人口:約2,000人

活動のポイント：多様な住民参加を意識した防災活動の実施

① 活動の背景

マンションはプライバシーが守られる反面、ご近所付き合いが薄いのが最大の問題である。そのため、加古川グリーンシティ防災会では、「マンションの災害対策」として、どうすれば仲間を増やし、みんなが防災活動に取り組むことができるようになるかを考えた。

楽しくなければ防災の輪は広がらない「楽しく防災活動をやろう」というテーマで、住民の方々に対し多彩なアイデアを仕掛けたことで乗り越え、仲間づくりをすることに成功した。



■ 炊き出し訓練の様子

② 主な活動内容

防災におけるソフト面及びハード面の両方を整備し、数々のアイデア事業を通して、守る心、助け合う心、生かされている自分の存在等、災害時における減災を目的として取り組んでいる。

○ ソフト面として

(1) 「ひとつづくり、ひとつのつながり」をテーマとした運営

地域コミュニケーションを重視し、「あいさつ運動」、「小さな親切運動」、及び「ふれあい餅つき大会」等の実施している。

(2) 「自分たちのまちは、自分たちで守る」をテーマとした運営

次世代への防災体制の受け渡しを考え、「自警団」の設立、子どもたちと合同の「町内夜回り」、及び「市民救命士の養成」等を実施し、子どもたちから大人までが世代を超えて、一緒に自分たちの住んでいる町をしっかりと理解し、災害発生時の心の準備と心のトレーニングを実施している。



■ 夜回り風景

(3) 「災害発生時の対策」をテーマとした運営

災害発生時の対策を考え、「防災マップ」、「町内チャンピオンマップ」（特技の登録）、「あんしんカード」、「命のライセンス」及び「DIG（災害図上訓練）」等を実施している。

(4) 「楽しく防災活動をやろう」をテーマとした運営

楽しくなければ防災の輪は広がらないをキーワードとし、「1000円出の会」や「サッカーワールドカップ観戦会」等による多くの仲間を集めている。

○ ハード面として

(1) 住民同士の情報の共有をテーマとした整備

「ニューメディアシステム」「グリーンネット」「ホームページ」

(2) 災害に強いまちづくりをテーマとした整備

「ネットワークカメラ」「防犯カメラ」「防災倉庫」

(3) 非常時連絡体制をテーマとした整備

「防災用無線機」「携帯電話向けホームページ」

(4) 災害時の救助体制をテーマとした整備

「AED（自動体外式除細動器）」「各種防災資機材」「災害時役割シール」

③ 苦労した点・活動における特徴等

平成7年に阪神・淡路大震災を経験したにもかかわらず、ありきたりの防災訓練では参加者は固定された少人数に限られていた。

加古川グリーンシティ防災会では「継続すること」が大きな力になると認識しているため、防災活動は、楽しくなければならぬと考え、「楽しく防災活動をやろう」を合言葉に防災活動を実施している。

「町内チャンピオンマップ」登録募集

加古川グリーンシティ防災会

9月1日放送のNHK「難問解決！ご近所の協力」でも取り上げられた「町内チャンピオンマップ」登録を再度募集します。

心当たりがある方には、災害時だけでなく日々の生活力をお願ひしたいのです。災害時・緊急時にご自分の家族の安全確保をした後、となり近所であるたの力を必要としている人がいます。あなたの仕事・趣味等の知識で効果的な救助活動が行えるように、また先分力を発揮できるようにあなたの持っている特技・力を登録してください。予め登録をしておいただけると、迷わずあなたの助言・力をかりることができます。グリーンシティの防災意識向上のために、また災害時・緊急時に何をすべきか、何を応援してらうのか、緊急ボランティアをどのように呼びかけるのかなど、グリーンシティの知恵的集約やご意見書の集約またはバックアップ集約としてご協力ををお願いします。災害時においては自分一人や自分の家族だけの対応は絶対に不可能です。しかし、多くの人が集まればいろいろな事への対応が可能になるはずです。

たとえば、大人なら、「子守ならできず」、「何でもやります」、「自分でできるお手伝いであればやります」、「炊き出しができます」、「力仕事ならできます」。また、子どもたちは、「ともだちに連絡することができる」、「ともだちを助めることができる」、「小さな子どもと遊んであげることができる」、「力が強いから力仕事も手伝える」、「何でも手伝える」、「体力には自信がある」など、何でも登録いただければ、いざというときのグリーンシティの支えになります。

また、**登録上災害時にお手伝いすることが不可能な方**にもできれば登録いただきグリーンシティの減災に向けての取り組みや危機管理、救急救命、防犯体制などの取り組みに知恵をお借りできれば幸いです。ご連絡の上、ご協力ご登録を心からお願ひ申し上げます。

そして、お年寄りの方や療育者、障害をお持ちの方がいらっしゃるご家庭等には、少しでも早く声をかけられるように、「**災害時に一声かけてください**」登録にもご登録をお願いします。また、**障害によってはFAX送信などの必要があればお知らせください。**

「町内チャンピオンマップ」は、災害に強いまちづくり、地域づくり、そして私たち自身に役立つ取り組みです。是非ともご登録、ご協力ををお願いします。

肥と登録

- ・大工仕事が可能
- ・コンクリートの塗料を扱える
- ・チェーンソー、エンジンカッター等作業機を扱える
- ・農作業にはなれている
- ・調：災害現場で必要となる物資を扱っている人を見てもらえなくも必要物資がわかる
- ・インターネットが利用できる
- ・各種の登録免許を持っている
- ・建築士、土木施工監理士の免許を持っている
- ・炊き出し・貸出し・子守・力仕事なら参加できる

※その他、私にはこんな特技があるという方は募集、防災会に登録してください。

登録いただいた情報は、グリーンシティ防災会の活動にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

町内チャンピオンマップ
特技登録・ひと声かけての登録書

氏名 _____ 性別 _____

特技登録

氏名	年齢	性別	特技またはお手伝いできること

災害時にひと声かけてください登録

災害時に協力が可能な方は速やかに以下に記入してください。（高齢者です。障害があります等）

氏名	年齢	性別	災害時にひと声かけてください

その他「防災会活動」について何かの意見があれば記述してください。

提出先は、管理事務所または各棟管理組合ご意向箱です。
加古川グリーンシティ防災会

■ 町内チャンピオンマップ 特技登録・ひと声かけての登録書

出典：第10回防災まちづくり大賞（総務大臣賞）

(2) 地域で取り組む災害時要援護者対策

(人のつながりを生かした避難体制の整備事例：高知県 土佐清水市)

平成 13 年 9 月の高知県西南部豪雨災害での教訓を活かしつつ、毎年 1 回、地区の自主防災会、消防団員、警察署員、市職員（支所職員）の 4 者で地区内の一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、日頃の生活実態の調査を行い、リストを作成。そのデータを関係機関で共有し、避難支援体制を整備している。

団体名	土佐清水市
------------	--------------

活動のポイント：日頃からの人のつながりを活かした情報の共有

① 活動の背景

平成 13 年に発生した高知県西南部豪雨災害では、山の崩壊や河川の氾濫等により負傷者 8 名、家屋の全壊 25 棟、半壊・一部損壊 275 棟、床上浸水 264 棟等の被害が発生し、土佐清水市も負傷者 3 名、全壊 18 棟、半壊 214 棟などの多くの被害を受けたが、日頃からの地域の支え合いによって避難が迅速に行われたことにより、一人の犠牲者も発生しなかった。

この集中豪雨における対応については、地域住民のほとんどが隣近所の日頃の生活状況を把握していたため、発災当日、住民相互による安否確認等がすぐに行われ、不安が最小限に抑えられたことなどがわかり、日頃からの「人のつながり」が大変重要であることが教訓となった。

これらの教訓等をいかしていくため、下川口浦自主防災会等では、豪雨災害のあった 9 月 6 日の「市民防災の日」に地区内の独居老人宅を訪問し、日頃の生活実態の調査を行い、本人の了解を得た上で共有するなど、高齢者等の避難支援対策等に積極的に取り組んでいる。

② 主な活動内容

○ 災害時要援護者情報の把握方法

土佐清水市では、昔ながらの人のつながりにより、地域住民のほとんどが隣近所の日頃の生活状況をお互いに把握している状況にあるが、地区長は、同地区の民生委員も兼ねていることから、日頃から訪問活動を通じて独居老人の状況を把握している。

なかでも下川口浦自主防災会、下川口郷地区では、「市民防災の日」に地区の自主防災会、消防団員、警察署員、市職員（支所職員）の4者で地区内の一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦らのリスト（各地区20弱世帯）を基に訪問し、昼間生活している部屋や寝室の位置、健康状況等を確認している。

○ 避難支援者の定め方

高齢者等の災害時要援護者（要援護者）一人ひとりについて避難支援者を定めることは特にしていないが、自主防災会は地区内を4～5世帯の班別に分けており、班の役員が声かけすることとしている。また、発災時には上記リストを基に自主防災会、消防団員、警察署員、市職員（支所職員）などが手分けをし、避難支援に役立てることとなっている。

○ 要援護者情報の共有方法

「市民防災の日」における戸別訪問の際、要援護者本人の了解を得た上、自主防災会、消防団員、警察署員、市職員（支所職員）の間で情報共有している。

○ 災害の被害を後世へ伝承する

「裏山は大雨が降れば気を付けよ」等、地域ごとに残っている昔からの言い伝えに耳を傾け、後世に伝えていくことを目的とし、15年9月の「市民防災の日」に被災地を歩く「人と未来ウォーキング」（市が主催）を実施している。

③ 苦労した点・活動の特徴等

台風が接近すると2、3日前から災害対策本部部長会を随時招集し、台風の進路、接近日時等を検討し、住民への事前広報に努めている。

また、地区長等は、高齢者宅を訪問し、戸締まりの手伝い等をするとともに、直撃する可能性が高まったときには老人憩いの家等への事前避難の支援を進めた結果、多数の高齢者が事前に避難を実施した。

過疎化と少子高齢化が同時に進み、将来的には消防団の存続自体も危ぶまれる中において、避難支援の担い手となる若い者を確保していくことが必要。また、高齢者等が避難する際の負担軽減を図るための避難所、避難路の策定促進も課題となっている。そのため、高齢者等の要援護者の避難支援対策等を進めていく上で、福祉部局との連携を更に図っていくことが課題となっている。

出典：災害時要援護者の避難対策に関する先進的・積極的な取り組み事例

(3) 自主防災組織が運営する防災コミュニティサイト

(ホームページによる情報通信・交流事例：愛知県 安城市)

いけうら防災ねっとは、池浦町自主防災会が運営するサイトで、大きく「今度来る地震」(東南海地震や東海地震の解説等)、「最大の凶器」(家屋の耐震化等に関する解説)、「日頃の備え」、「災害時の対応」、「自主防の役割」で構成されている。その他、災害時に地域の情報を収集・発信出来る「防災・地域情報掲示板」、災害発生時のポータルとなる「災害緊急情報」、気軽に知識を身につけられる「防災用語まとめ知識」、「防災知識・常識のうそ」、「防災グッズを揃える」など、幅広い情報を提供している。

団体名	池浦町自主防災会
団体概要	会員数:約1,200世帯 http://www.ai21.net/bousai/

活動のポイント：情報通信技術を利用した情報提供・コミュニケーション

① 活動の背景

町内の方々に地震防災を身近な問題として考えることの出来るよう、自主防災情報を町内に即して掘り下げ、公開している。特に、町内コミュニティ活動にうとい(しかしインターネットを最も活用している)20~40代の世帯に情報提供が出来るように、紙媒体ではなく、ウェブサイトという媒体を選択した。



■ いけうら防災ねっと(トップページ)

② コンテンツの主な内容

○ 今度来る地震

東南海地震や東海地震が地域的にも歴史的にも私たちの生きる時代には避けては通れない地震であることと、県の調査の被害想定を概観するとともに、震度・液状化分布図の町内範囲を拡大し、自宅がどこに該当するのかがわかるよう工夫されている。

○ 最大の凶器

地震を災害にしないための家屋の耐震化や家財の転倒防止、市から受けられる各種助成制度を紹介し、各世帯での減災を呼び掛けている。

○ 日頃の備え

なかなか進まない非常食や水の備蓄をランニングストックという生活スタイルの工夫で解決することを提案している。

○ 災害時の対応

地震発生後に即非常持出袋を持って避難といった誤った防災行動と訣別し、本当に必要な対応について考える。

○ 自主防の役割

消火班や救出班、避難誘導班など事前の班編成をやめた私たちの自主防災会の組織観や緊急時の初期活動について紹介を行い、各種訓練よりも各世帯での減災への取組みが自主防の基礎になることを提唱している。



■ いけうら防災ねっと(災害時の対応)

③ 苦勞した点・活動における特徴等

1. 携帯電話からの閲覧が可能となっており、緊急時にも閲覧することができるよう工夫されている。また、E-mailによる携帯電話からの画像を含めた書込みが可能で、複数による緊急時の情報発信をすることも出来る。
2. 掲示板による交流が行える他、災害時には、誰でもが気軽に情報連絡を行うことが出来るようになっている。
3. 一般論としての防災でなく、町内に即した内容に掘り下げ、防災をより身近な関心事として考えられるようにしている。

出典：第9回防災まちづくり大賞（消防庁長官賞）

(4) 優良な自主防災組織の活動を通じた情報の共有

(災害ボランティアによる人や情報の交流事例：神奈川県 横須賀市)

自分の住む地域の問題やそれに対する取組み方法について考えるきっかけ作りを目的に、横須賀(災害)ボランティアネットワークでは、防災に興味のある人たちを公募で募集し、市民レベルに立った「防災活動の冊子」を作成した。

内容は、横須賀市にある337団体(平成16年)の自主防災組織の中から活発に行っている団体の活動事例を取り上げるとともに、話し合いの題材となるよう、それらの活動の中で出た重要な課題を紹介している。また、活動の参考になる図書・ホームページも記載している。

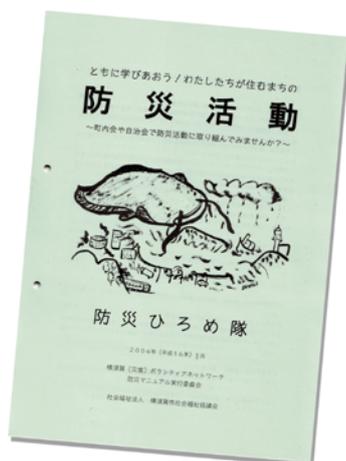
団体名	横須賀(災害)ボランティアネットワーク
団体概要	災害時のボランティアコーディネーターとして活動ができる人材などの育成を行っている。 会員数は平成16年3月末で個人52名・団体41件。

活動のポイント：市民レベルに立った「防災冊子」の作成

① 活動の背景

近年では、平成16年7月の新潟・福井の豪雨災害の例にもあるように、マンションや新興住宅地など近隣との関係があまりないことにより、助け合いの関係が十分でない地域、高齢者・障害者・外国人など災害時要援護者への避難方法などの対応が問題となっている。また、横須賀特有の急傾斜地や危険な地域などの対応など災害時に起こる問題は数多くある。

こうした問題の中で、自分たちの住む地域で抱える問題は何であるのか、そしてそれに対して自主防災組織など地元の人たちがどのように取り組んでいくのか。こうしたことのきっかけづくりが行えるよう「防災活動の冊子」を作成した。



■ 完成した冊子



■ 事前学習(まち歩き)

② 主な活動内容

○ 防災活動の冊子

横須賀市は人口 43 万人で、自主防災組織が 337 団体ある。この団体の中から活発に行っている団体の事例を取り上げ、その事例を掲載すると同時に、そうした事例を通して大切だと思われることを記載した。

そして、この冊子の目的を「町内会や小学校区などの顔の見える地域で、その地域に住む人たちが自身で防災の取組みが行えるようなきっかけとしての冊子」とした。

具体的な内容として以下の点を盛り込んだ。

- ・町内会や学校ですぐにでも取り組める
防災活動を紹介
- ・どのように取り組めばよいのか答えが出せなかった課題を紹介し、話し合いの題材として提供。
- ・自主防災組織や町内会・自治会、行政、作業所などの具体的な取組みを記載。
- ・参考になる図書・ホームページの記載



③ 苦労した点・活動における特徴等

- この冊子は、防災に興味のある人たちを公募で募集し、会社員・主婦・退職した人・町内会活動をしている人など専門家ではない人たちで作上げた市民レベルに立ったものであり、冊子になるまでの過程には意見の違いや考え方の違いなど、思いは様々であったため、メンバーの気持ちや思いを維持し続けることに苦労した。
- 市全体でどんなところでどんな活動を行っているのか、様々な情報が整理でき、その情報を多くの人に伝えることができること。今回の取組みで、地域の活動を他の地域へ伝えることができ、その地域で抱えている問題をともに考えられるようになり、また、他の地域とも協働して活動ができるきっかけとなった。
- 防災に関する人材、情報などが集まり、活動を通じて、冊子を作成したメンバーを含めて、いろいろな人とのつながりを作ることができ、人材、情報などが整理され、行政や他の機関・団体などともつながりができてきた。

出典：第 9 回防災まちづくり大賞（消防科学総合センター理事長賞）

6. 地域安心安全ステーションの取組み

(1) 地域での課題を解決しながら防災活動へつなげる（新潟県 柏崎市）

新潟県中越地震での教訓や地域の子どもの安心安全、悪質な訪問販売等、防災・防犯への意識が高まるなかで、地域で様々なコミュニティ活動を行ってきた北条地区コミュニティ振興協議会の人材や団体とのネットワーク機能を活用し、自主防災組織の結成をはじめとする地域防災力の向上、安心・安全なまちづくりへの取組みが進んでいる。

団体名		北条地区コミュニティ振興協議会
主な組織構成		北条コミュニティ振興協議会、町内会(自治会)
主な連携団体		小・中学校、PTA、老人会、交通安全協会、消防団、警察
主な活動内容	防災	防災訓練、災害時要援護者対策、防災資機材の整備、危険箇所の洗い直し
	防犯	防犯パトロール、小学校通学路の見守り活動 危険箇所の洗い直し
ステーション		北条コミュニティセンター

活動のポイント：地域課題と地域防災を結びつける防災コミュニティ活動

① 概要

北条地区コミュニティ振興協議会は、これまでも地域活動を担ってきた、地域環境室、教育振興室、ふれあい振興室、住民起業室、人材バンク、やまなみ（広報）編集室の6専門室に加え、防災活動や地域の子どもは地域で守る推進運動（目印運動）等、防災・防犯の両面から安心・安全のまちづくりに取り組むために、新たに地区内の23町内会長等と連携した安全対策室で構成されている。

② ステーション実施の経緯

北条地区コミュニティ振興協議会では、これまで地域での支えあいや住民同士の交流、環境、地域振興など、地域の「困りごと」を解決するために取り組む組織として北条地区におけるコミュニティ活動の原動力となっている。

こうしたなか、甚大な被害のあった平成16年の新潟県中越地震では、組織的な災害対応ができなかったことが北条地区の課題として残り、解決のためには自主防災組織の立ち上げが急務であるとの認識を全町内会長が持つに至った。

また、地域の高齢化率が34%と少子高齢化が進む北条地区では、子どもの安心安全や、高齢者が悪質な訪問販売による被害に遭わないよう、防犯への意識も高まってきており、地域の幅広い世代を巻き込んだ地域の安心・安全を図る機運が高まっている。

そこで、北条コミュニティセンターを活動拠点とし、これまでも地域活動の中核となっていたコミュニティ振興協議会の新たな組織として「安全対策室」を立ち上げ、町内会長とともに自主防災組織の結成、防犯対策に取り組んだ。

地域安心安全ステーションとなっている北条コミュニティセンターは、新潟県中越地震の際には避難所となっていたほか、東西に広がる北条地区の中心に位置しているため、住民が集まりやすく、各町内会や連携団体などが情報の発信・交換をするうえでも最適な拠点となっている。

③ 防災コーディネーター

新潟県中越地震による教訓をきっかけに、災害による被害を軽減する防災活動へ取り組むべく、北条地区コミュニティ振興協議会会長が中心となり、全町内会長へ働きかけ、自主防災組織の体制づくりをはじめこれまでの地域活動のなかに防災の輪を広げる数々の活動を進めている。

④ 事業の特徴

平成18年度に全町内会へ自主防災組織を立ち上げることができた。この組織を実効性のあるものにするため、地域を挙げて北条地区コミュニティ振興協議会、全町内会、小・中学校、消防団等、関係団体が合同で防災訓練を実施したため、当日は800人が参加する大規模な訓練となった。

また、防災訓練で災害時要援護者の救出訓練を行うため、人材バンクのノウハウを活かし、災害時要援護者の把握、台帳の作成を行った。その際、災害時要援護者を登録する際は、近隣の方に救出の支援者となって貰うこととした。さらに台帳は、市、北条地区コミュニティ振興協議会、町内会長が情報共有し、いざというときの救出活動に備えている。

防犯面では、平成17年秋には「見守り・思いやりキャップ」を製作し、老人会、PTA・警察と連携した防犯活動の実施により、地域の安心・安全は確実に向上している。

⑤ 成果

地域安心安全ステーション事業を行ったことにより、「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、様々な団体と連携し、各種イベントなどにおいて防災の観点を取り入れたことで、地区内の全町内会に自主防災組織を立ち上げることができ、幅広い世代で防災への関心・知識がより高まり、地区の防災力の向上に繋がった。

また、住宅用火災警報器を安心・安全に設置促進を図るため、悪質な訪問販売業者から地域を守るために、防犯活動の一環として、住宅用火災警報器の共同購入も進めている。



■ 小学生も参加した消火訓練

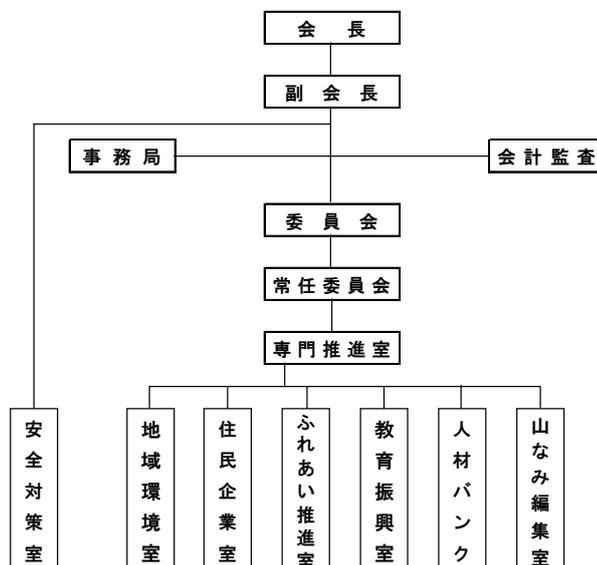


■ 倒壊家屋の解体



■ 炊き出し訓練の様子

図 北条地区コミュニティ連絡協議会 組織図



(2) 新興住宅地域でのコミュニティ意識の醸成（兵庫県 三木市）

新興住宅地でのコミュニティ意識の醸成を図るため、青山地区では、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓や地域での空き巣被害の発生を契機に、地域の防災・防犯・まちづくり活動をうまく活用し、地域のつながりや結びつきを強めるために、様々な団体が一体となって、幅広い世代を活動への参加に結びつけている。

団体名	青山地区自治会連合会	
主な組織構成	自治会、青山地区生活安全推進委員会、青山街づくり協議会	
主な連携団体	民生委員、PTA、小・中学校、大学、警察署、行政、消防署	
主な活動内容	防災	防災訓練、防災研修、救命講習会、災害時要援護者対策、防災パトロール
	防犯	防犯パトロール、登下校のパトロール、防犯マップの作成
ステーション	三木市立青山公民館(2階集会所を活用)	

活動のポイント：横断的な組織構成で安心・安全なまちづくりを推進

① 概要

青山地区自治会連合会は、地区内の6自治会と自治会単位の自主防災組織が母体となって結成されている連合組織である。

平成16年度には青山地区自治会連合会が母体となって、老人会、子供会、青少年補導委員など多くの団体が構成する「青山地区生活安全推進委員会(防犯団体)」を結成し、また、地域住民の自主的な防災意識の啓発等を目指して「青山街づくり協議会防災部会」を組織化し、民生委員、防災士、PTA等と連携して、防災と防犯の両面から地域の安心安全を目指す活動を行っている。

ステーションとなっている青山公民館では、毎月1回生活安全推進委員会を開催している。この会議では、各自治会の長、防犯連絡委員、青少年補導委員、老人会、民生委員、福祉委員、防災士・ひょうご防災リーダー、各小・中学校の長、各PTA役員、警察、消防、行政など、多くの団体や個人が参加し、地域住民とのコミュニティを深める場、防災意識の高揚を図ることができる場となっている。

② ステーション実施の経緯

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、“地域のことは地域で守る”という気運が高まり、各自治会単位で自主防災組織を整備したが、新興住宅地であり、コミュニティが十分育成されていない状況であった。そうしたなか、空き巣被害等があり、防犯活動に取り組む意識が醸成され、市において生活安全条例が制定されたことなどもあり、平成16年度に「青山地区生活安全推進委員会」が結成され、主に防犯活動を行ってきた。

また、市や県の政策的支援を受け、地域の悩みや問題を一体となって協力して活動していくことを目指し結成された「青山街づくり協議会」では、防災部会を設置し、地区の防災の課題検討を行ってきた。

いずれの組織も青山地区自治会連合会が母体となっており、防災・防犯の取組みを強化していくためには、各組織が一体となる必要があると考え、現在の地域安心安全ステーション事業に至った。

③ 防災コーディネーター

青山地区自治会連合会の会長とひょうご防災リーダーの2人が防災コーディネーターとして活動している。

青山地区自治会連合会の会長は各自治会の連絡体制や組織づくりをされ、多くの関係機関や事業の推進を行っており、また、ひょうご防災リーダーは普段から地域で防災に関する啓発活動を行っている。両名は、毎月1回程度地域住民の代表や関係機関を含めた組織で開催される防災担当者会議において、行政や防災関係者との情報連携や持っている防災知識によって、会議により提議される課題や問題点について、問題解決のための対応策や的確なアドバイスなどを行うなど、この度の事業推進や活動などに主体となったコーディネートを行っている。

④ 事業の特徴

防災面では、各自治会単位で結成されていた自主防災組織を連合体組織でも結成し、異なる組織を横断的に結ぶ組織を結成したことにより、迅速かつ正確な情報伝達が可能となり、消防や自衛隊といった応援が到着するまでの初期消火・救出救護を円滑に行える地域コミュニティのつながりが強化された。

防犯面では、三木市の子ども見守り隊「人の目の垣根隊」や各関係団体と連携した活用を図りながら、月曜日から金曜日には児童の登・下校時の見守りパトロールを実施し、夜間には各自治会単位が輪番制により毎月2回の防災・防犯パトロールを実施している。

⑤ 成果

防災活動においては、地域内にある関西国際大学の若い学生の行動力を活用した防災組織の活性化を進めることにより多くの住民の理解を求め、防災コーディネーターのひょうご防災リーダーが中心となった啓発や訓練に取り組むことで、地域のつながりを高める効果があった。

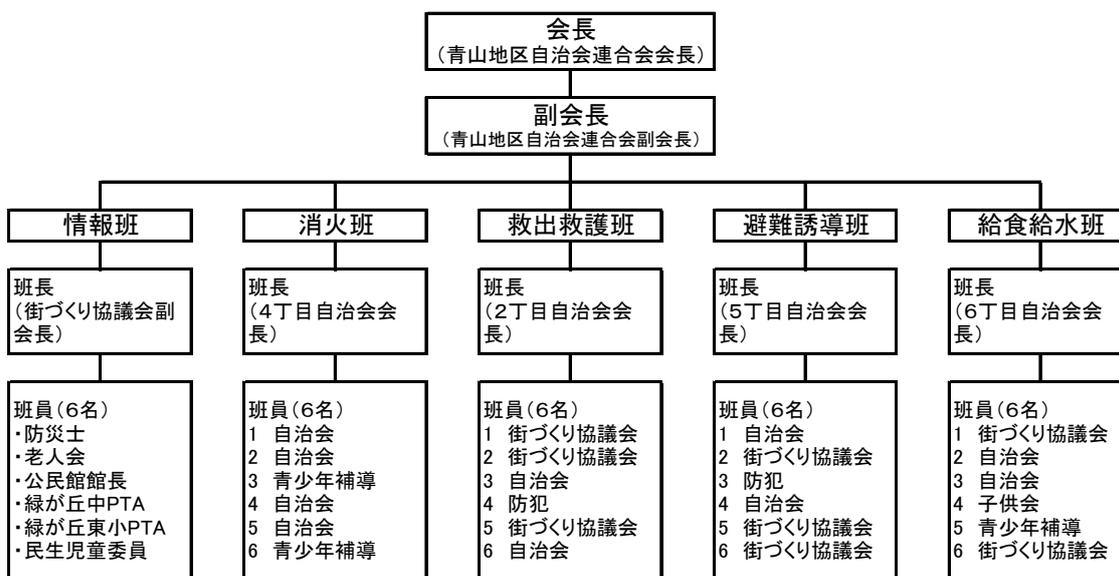
平成18年4月に各自治会単位の危険箇所マップを作成し地域住民に配布することで、子どもを持つ若年世帯や防犯に関心が高い世帯の方々の積極的な参加もあり、地域住民のつながりを深めることができた。



■ 防災訓練(避難訓練)

■ 救急救命講習会の様子

図 青山地区自治会連合会 自主防災組織図



平成19年2月16日現在

資料編

資料編1 組織づくりと運営のポイント

1-1 自主防災組織の運営と活動計画

1. 規約（例）

〇〇町自主防災組織 規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、○年○月○日から実施する。

2. 防災計画（例）

〇〇町自主防災組織 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

(※ 班編成に関しては、本編 P. 16 または P. 145 参照)

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 市町村地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いえるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

② 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練等にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

② 可燃性危険物品等の保管状況

③ 消火器等消火資機材の整備状況

④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水そう付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○町○○病院
- ② ○○町○○診療所
- ③ ○○町○○保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

○○市区町村長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めるときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を市（町村）防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① ○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り
- ② ○○公園又は○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、○○市区町村役場の要請により協力するものとする。

1.1 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1.2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合っ
て定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について
予め検討し訓練等に反映させる。

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(※ 配備計画例―本編 P. 45 図参照)

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする。

3. 班編成（例）

編成班名		日常の役割	災害時の役割
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→	資器材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動
連絡調整班	→	近隣の自主防火組織、 他機関団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	→	個人備蓄の啓発活動	物資配分 物資需要の把握
清掃班	→	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛生班	→	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	→	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	→	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	→	資機材、技術者との連携検討	応急修理の支援

資料編 2 実践にむけた活動のポイント

2-1 知っておきたい日常的な活動のポイント

1. 防災訓練実施計画例

個別訓練 ①（救出・救護訓練）

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得
訓練内容	消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・救護方法を習得する。

1 倒壊建物からの救出・救護

準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
- (4) 要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。
- (5) ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は斧やバールで屋根を壊す）。
- (6) 隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

2 転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護

準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。

- (1) 中に要救出者を模して人形等を入れておく。
- (2) 救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
- (3) 木材・バール（木材の太さは 10cm 以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。

(4) 隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。

3 高所から降りられなくなった人の救出・救護

- (1) 高所から降りられない人が、はしごを使って救出可能な時ははしごを使う。
- (2) 高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。
- (3) 降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

個別訓練 ②（普通救命講習）

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	3 時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、大出血時の処置方法を習得する
訓練内容	消防署員指導のもと以下を習得する。

1 座 学

- (1) 応急手当の目的
- (2) 応急手当の必要性
- (3) 応急手当の対象者とその必要性
- (4) 傷病状態の把握による応急手当
- (5) 応急手当の優先順位を決定するために必要な知識

2 実 技

- (1) 成人の心肺蘇生法
- (2) 止血法

総合訓練

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○コミュニティ防災センター
指 導 者	○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	1 組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施 2 各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得
想 定	○○地方は震度6強の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。
訓練内容	以下の訓練を行う。

1 各戸訓練

地震発生（花火合図）とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。

2 通報訓練

町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに119番に通報する。

3 消火訓練

○○コミュニティ防災センター周辺に発生した火災を消火器、水バケツ及びコミュニティ防災センターの資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。

4 避難訓練

自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに○○コミュニティ防災センターまで避難する。

5 救出・救護訓練

○○コミュニティ防災センターに避難中、落下物等により負傷した者を救護所（○コミュニティ防災センター内設置）に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。

6 給食・給水訓練

ろ水機を利用して飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

体験イベント型訓練

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○青少年育成センター
指 導 者	○○市役所職員 ○名、○○消防署員 ○名
参 加 者	○○自主防災組織 ○名
目 的	チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競いあうなどして、楽しみながら消防防災の知識を体得する。
訓練内容	以下の訓練を行う。

1 運動会形式

(1) 消火リレー

- ・ペットボトルなどを火にみたてて、訓練用消火器を使用して目標物を倒す。
- ・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。

(2) 煙体験迷路ハウス脱出タイムトライアル

- ・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員指導のもと、素早く通り抜ける。

2 体験形式

(1) 心肺蘇生法マスターへの道

- ・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別にチェックポイントを設けてチーム対抗で競う。

(2) 避難生活アイデア工作

- ・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を製作する。

(3) 非常用備蓄食糧

- ・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。

(4) 防災歩け歩け大会

- ・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の被災地等を巡りながら当時の資料写真を見て、地域の防災について考える。ゴールを防災センター等として、上記イベントと組み合わせて実施する。

2. 図上訓練

図上訓練によって期待される効果

- 災害の様相をより具体的に認識できる
- わがまちの災害に対する強さ弱さがより具体的に認識できる
- 仲間の輪がひろがる

図上訓練実施例

日 時	○月○日 ○時から○時まで
場 所	○○ホール
指 導 者	防災担当部局職員等 ○名
参 加 者	○○自主防災会 ○名、ボランティア団体 ○名、 ○○市区町村社会福祉協議会 ○名
目 的	様々な災害を想定して図上訓練を実施し、実災害に対応できる スキルを養う。
準 備	地図、透明シート、油性ペン、ベンジン、ティッシュペーパーなど
訓練内容	以下の通り行う。

- 1 「災害想像力ゲーム」的感覚で地域の住宅地図を活用して「地震」・「風水害」などの災害をテーマに設定する。
- 2 参加者は「地方公共団体職員」・「応援に駆けつけた支援者」・「被災地住人」などになりきって演じ、立場に応じた意見を出す（役柄のゼッケンを付ける）。
- 3 過去の災害をある程度教訓として反映した被害想定を各々に配布する（その際映像資料などを活用して雰囲気づくりを行う）。
- 4 最初に地域における以下のものを書き込み地域の状況把握を行う。
 - (1) 市区町村役場や学校、消防機関、病院、防災倉庫などの防災拠点
 - (2) 主要な道路、橋、川
 - (3) 自宅や地域のシンボリックな建物
- 5 被害想定に従い地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然に防ぐためには何が必要なのかを話し合う。
- 6 次に時間経過とともに変化した災害状況を新たに提示し、変化した被災地での対応策について新たに話し合う。
- 7 最終的に自治体の防災担当部局職員等防災の知識を有する者等の講評を実施して終了する。

3. 防災マップ・防災カルテの作成

地域の現状を正確に把握することは、防災活動を進めていくうえでの出発点になり、防災意識も、地域の正確な現状認識の裏づけがあつてこそ、生きた実践的な防災活動に繋がっていくのである。地域住民が共同で地域の危険箇所などを点検し地図におとしていく作業は、住民が住んでいる地域をよく知る機会を提供すると同時に、活動の指針を策定したり、非常時の対応を考えたりする際の重要な手がかりになる。

まち歩き・点検のポイント

防災マップ・防災カルテの作成にあたって、防災巡視・点検を細部の項目にわたって行う場合には、防火点検、道路点検、倒壊物点検、落下物点検といったように、項目ごとに行うことも考えられる。

1 危険物点検

- (1) 灯油、塗料、ガス、ベンジンなど各家庭にある危険物の保管状況
- (2) ガソリンスタンドやガスをつめる施設などは消防法などで厳しく規制されているが、地域住民の目でも確認。
- (3) 危険物の流れ出しそうなところ

2 道路点検

- (1) 地域主要道路の車両渋滞の程度
- (2) 違法駐車や放置自転車の状況

3 倒壊物・落下物点検

- (1) ブロック塀や石塀
- (2) 地域の集会所などの建物の倒壊の危険
- (3) 商店の棚や自動販売機
- (4) 地域内の看板
- (5) 2階建て以上の建物の窓ガラス
- (6) バルコニーなどの植木鉢や洗濯機など

3 倒壊物・落下物点検

- (1) 建物や堤防などのひび割れやかけ落ちなど
- (2) 建物やアーケードなどのネジやボルトのゆるみ
- (3) 建物や水槽の水漏れや腐食

資料編3 防災豆知識

3-1 わが国の主な自然災害の特徴

1. 風水害

我が国では、春から夏への季節の変わり目には、梅雨前線が日本付近に停滞し、活動が活発となって多量の降雨をもたらす。

また、夏から秋にかけて、熱帯域から北上してくる台風は、日本付近の天気には大きな影響を及ぼしており、毎年数個の台風が接近（年平均 10.8 個）、上陸（年平均 2.6 個）し、暴風雨をもたらしたり、前線の活動が活発となって大雨を降らせたりする。

このように台風や低気圧、前線などの集中豪雨等による風水害が発生し、広い地域で大きな被害をもたらされている。

図 風水害等による被害状況



資料:平成 18 年度 消防白書

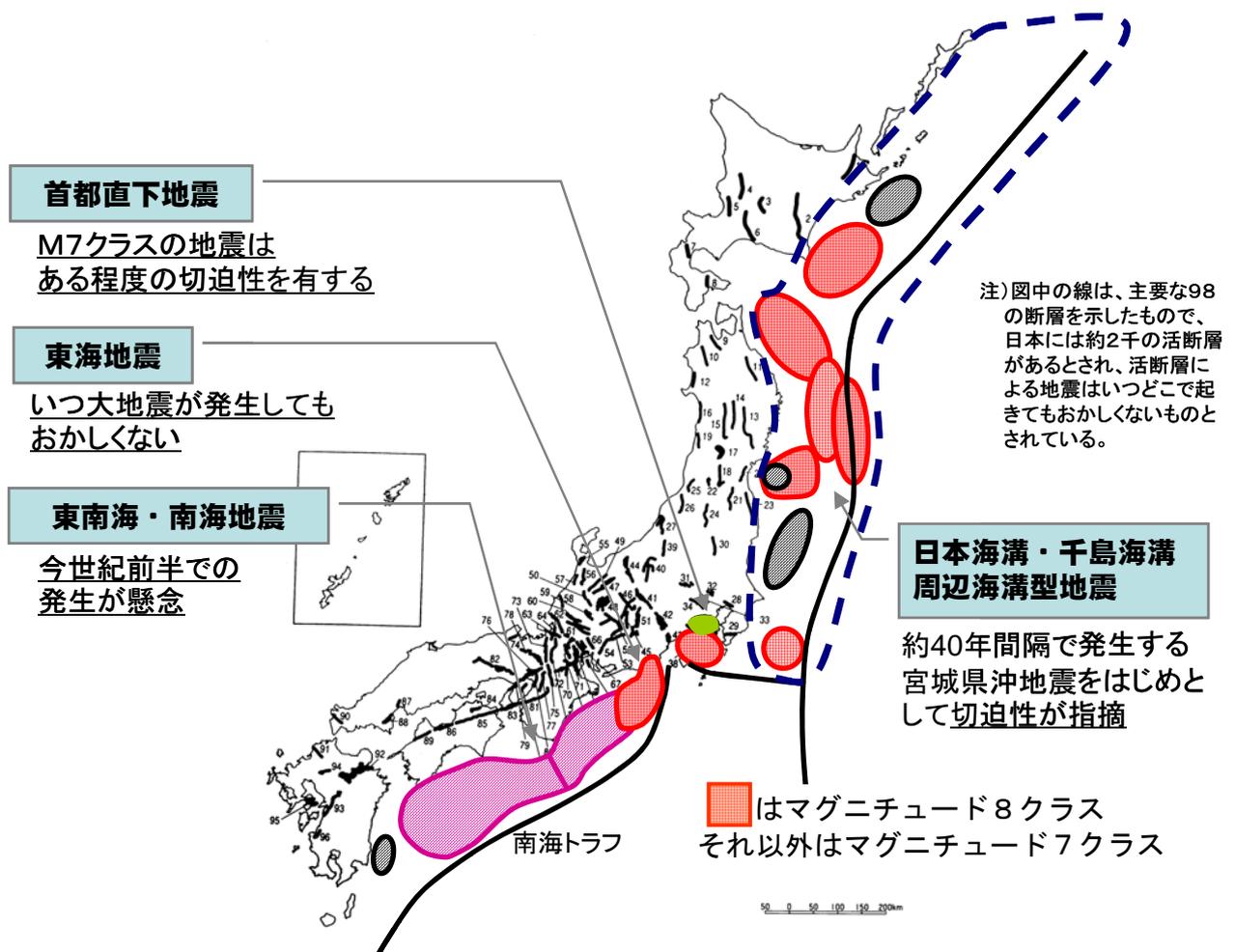
2. 地震災害

我が国は、海洋プレートと大陸プレートの境界に位置しているため、プレートの沈み込みにより発生するプレート境界型の巨大地震、プレートの運動に起因する内陸域の地殻内地震などが発生している。

また、四方を海に囲まれ、海岸線は長く複雑なため、地震の際の津波による大きな被害も発生しやすい。

災害の中でもとりわけ日頃からの十分な備えが求められるのは、いつでも予告なく突発的に起こりうる大地震である。その備えに当たっては、近年の地震被害の実態を十分に認識し、そうした脅威が、誰にでも降りかかりうることを自覚することが重要である。

図 発生が懸念される主な大規模地震



資料編 4 統計データ・法令・情報

4-1 自主防災組織の状況

1. 地域の自主防災組織率（表1）

消防庁では、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう、都道府県、市区町村等に要請しており、平成18年4月1日現在、全国1,843市区町村のうち、1,619団体（87.8%）で自主防災組織が設置された。

なお、全国の自主防災組織数は12万299組織、組織率（総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）66.9%である。また、組織率の高いところは、静岡県（98.6%）、愛知県（97.2%）、兵庫県、山梨県（ともに95.1%）等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。

一方、組織率が20%未満のところも2県あり、地域による差が著しい。

2. 地域の自主防災組織数等（表2）

平成18年4月1日現在、12万299組織が結成されており、その内訳は、町内会単位で結成されているものが111,929組織（93.0%）、小学校区単位で結成されているものが2,438組織（2.0%）、その他のものが5,932組織（4.9%）となっている。また、全国の自主防災組織の隊員数は、3,142万7,498人となっている。

3. 地域の自主防災組織の位置づけ（表3）

全国市区町村における自主防災組織の位置づけについては、表3のとおりである。

平成18年4月1日現在、地域防災計画において、自主防災組織に関する事項を規定している市区町村は、1,321団体（71.6%）である。また、自主防災組織の設置に関する条例又は規則を定めている市区町村は、全国で39団体（2.1%）、同じく要綱を定めている市区町村は371団体（20.1%）である。

4. 地域の自主防災組織の育成状況（表4）

自主防災組織の育成指導状況は、表4のとおりであるが、平成18年4月1日現在、育成・指導研修は、主として消防本部・消防署、消防団及び市町村の防災担当課等が主体となり行われており、その方法としては防災訓練、パンフレット・手引書等の活用等となっている。

5. 地域の自主防災組織の任務および活動状況（表5・6）

自主防災組織は、規約等により平常時又は災害時の活動内容を定めており、その状況は、表5・6のとおりである。

平成18年4月1日現在、平常時の任務とされている活動項目は、主として防災訓練、防災知識の啓発、災害時の任務とされている活動項目は、主として初期消火、情報の収集・伝達となっており、それぞれの延べ回数も同様となっている。

6. 地域の自主防災組織の資機材等保有状況（表7）

自主防災組織の資機材保有状況は表7のとおりである。

平成18年4月1日現在、情報連絡用資機材が最も多く（51.1%）、次いでヘルメット・防火衣等の個人装備品（49.3%）、初期消火用資機材（47.0%）となっている。

また、消火活動を行うための可搬式動力ポンプを所有している組織は15.3%ある。

表 地域の自主防災組織の状況（その1）

（平成18年4月1日現在）

都道府県	市区町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を 有する市区町村数	組織されている 地域の世帯数 (B)	組織率 (B/A)%
北海道	180	2,580,577	117	1,163,095	45.1%
青森県	40	559,992	35	145,993	26.1%
岩手県	35	494,553	35	296,640	60.0%
宮城県	36	873,867	36	707,405	81.0%
秋田県	25	415,268	25	256,603	61.8%
山形県	35	392,726	35	226,967	57.8%
福島県	61	729,712	60	618,584	84.8%
茨城県	44	1,066,417	40	606,169	56.8%
栃木県	33	721,820	33	602,372	83.5%
群馬県	39	737,189	32	508,743	69.0%
埼玉県	71	2,740,244	64	1,787,010	65.2%
千葉県	56	2,415,289	50	1,125,783	46.6%
東京都	62	5,965,301	54	4,651,990	78.0%
神奈川県	35	3,713,460	35	2,922,555	78.7%
新潟県	35	824,873	24	294,845	35.7%
富山県	15	376,396	15	168,287	44.7%
石川県	19	427,341	19	286,890	67.1%
福井県	17	265,138	17	161,641	61.0%
山梨県	29	325,265	29	309,384	95.1%
長野県	81	792,352	65	623,816	78.7%
岐阜県	42	717,915	42	660,188	92.0%
静岡県	42	1,381,349	42	1,362,512	98.6%
愛知県	63	2,727,161	63	2,651,158	97.2%
三重県	29	691,279	29	634,976	91.9%
滋賀県	26	478,096	26	329,463	68.9%
京都府	28	1,073,798	25	917,866	85.5%
大阪府	43	3,737,692	39	2,537,068	67.9%
兵庫県	41	2,241,030	41	2,132,173	95.1%
奈良県	39	535,928	32	207,558	38.7%
和歌山県	30	417,375	28	297,755	71.3%
鳥取県	19	221,162	18	118,566	53.6%
島根県	21	271,033	19	78,867	29.1%
岡山県	29	750,127	29	331,661	44.2%
広島県	23	1,187,580	22	770,859	64.9%
山口県	22	629,841	22	362,683	57.6%
徳島県	24	311,575	24	176,904	56.8%
香川県	17	397,801	17	195,036	49.0%
愛媛県	20	614,046	20	267,618	43.6%
高知県	35	345,184	35	131,967	38.2%
福岡県	69	2,078,133	33	907,649	43.7%
佐賀県	23	300,048	11	36,584	12.2%
長崎県	23	599,335	23	205,596	34.3%
熊本県	48	706,000	46	273,173	38.7%
大分県	18	490,431	18	375,265	76.5%
宮崎県	31	485,582	31	272,724	56.2%
鹿児島県	49	771,145	49	429,974	55.8%
沖縄県	41	523,579	15	38,209	7.3%
合計	1,843	51,102,005	1,619	34,168,824	66.9%

表 地域の自主防災組織の状況（その2）

（平成18年4月1日現在）

都道府県	自主防災 組織数	自主防災組織数内訳			隊員数	規約等を 定めている 組織数
		町内会 単位	小学校区 単位	その他		
北海道	3,216	2,874	1	341	123,961	2,642
青森県	404	276		128	25,441	185
岩手県	954	514	14	426	224,484	762
宮城県	3,447	2,229		1,218	702,034	2,968
秋田県	2,418	2,235	2	181	149,086	1,056
山形県	2,387	2,316	45	26	324,916	1,636
福島県	2,133	1,970	15	148	451,028	1,867
茨城県	2,325	2,157	64	104	959,085	1,934
栃木県	2,457	2,202	18	237	456,426	782
群馬県	1,476	1,338	1	137	300,757	780
埼玉県	3,471	3,443	2	26	944,659	3,138
千葉県	4,306	4,279	15	12	1,535,549	3,978
東京都	6,212	5,748	113	351	4,356,633	5,158
神奈川県	7,146	6,614	455	77	3,849,907	3,870
新潟県	1,571	1,520	28	23	430,186	1,337
富山県	1,019	883	37	99	105,887	693
石川県	1,381	1,100	83	198	428,021	639
福井県	1,882	1,795	7	80	67,905	1,212
山梨県	2,545	2,542	3		520,807	2,542
長野県	3,073	3,042	1	30	572,634	2,192
岐阜県	4,573	4,361	53	159	609,351	1,841
静岡県	5,131	5,128		3	1,751,067	4,702
愛知県	9,756	9,470	38	248	2,627,176	9,182
三重県	3,379	3,293	16	70	532,974	2,758
滋賀県	1,907	1,782	28	97	252,011	846
京都府	1,599	1,330	242	27	1,653,649	816
大阪府	1,526	1,263	224	39	831,584	1,442
兵庫県	5,812	5,484	246	82	1,891,457	4,625
奈良県	690	658	13	19	230,118	467
和歌山県	908	763	55	90	306,968	646
鳥取県	1,922	1,786	34	102	112,995	841
島根県	976	902	27	47	52,085	602
岡山県	2,206	1,868	33	305	143,773	434
広島県	2,310	2,221	71	18	324,097	2,279
山口県	3,806	3,517	32	257	377,094	694
徳島県	987	941	8	38	163,677	739
香川県	1,934	1,868	19	47	192,896	382
愛媛県	879	828	30	21	429,787	838
高知県	1,118	978	13	127	204,952	680
福岡県	3,445	3,104	297	44	71,914	3,235
佐賀県	257	256		1	23,837	246
長崎県	1,656	1,591	4	61	325,319	752
熊本県	1,682	1,559	12	111	518,923	1,138
大分県	3,251	3,240	6	5	554,507	2,226
宮崎県	1,839	1,815		24	267,842	742
鹿児島県	2,832	2,766	33	33	443,905	1,841
沖縄県	95	80		15	4,134	13
合計	120,299	111,929	2,438	5,932	31,427,498	84,378

表 地域の自主防災組織の状況（その3）

（平成18年4月1日現在）

都道府県	市区町村数	地域防災計画 において 自主防災組織に ついて 規定している市 区町村数	自主防災組織の設置に関する 条例等を有する市区町村数		自主防災組織 連合体を 有する 市区町村数
			条例・規則	要 綱	
北海道	180	74	3	16	14
青森県	40	33		3	2
岩手県	35	29		1	13
宮城県	36	30	1	7	23
秋田県	25	21	1	1	8
山形県	35	27		10	6
福島県	61	50	2	3	6
茨城県	44	36	2	11	2
栃木県	33	29		1	6
群馬県	39	27		4	6
埼玉県	71	67		13	15
千葉県	56	40	3	18	4
東京都	62	51	3	36	17
神奈川県	35	34	2	11	10
新潟県	35	23		5	1
富山県	15	12	1	3	3
石川県	19	18	1	5	3
福井県	17	12	1	5	6
山梨県	29	29	1	6	3
長野県	81	52	1	10	5
岐阜県	42	35	2	12	6
静岡県	42	39	2	6	19
愛知県	63	60	1	43	18
三重県	29	22		3	5
滋賀県	26	23	1	8	1
京都府	28	23		12	1
大阪府	43	35	1	19	10
兵庫県	41	36	3	20	8
奈良県	39	25	1	9	2
和歌山県	30	16		7	4
鳥取県	19	13		4	5
島根県	21	9		1	1
岡山県	29	22	2	5	5
広島県	23	23	1	10	2
山口県	22	20		3	1
徳島県	24	16		2	2
香川県	17	11		4	4
愛媛県	20	11		4	4
高知県	35	21	1	7	3
福岡県	69	27		6	5
佐賀県	23	6		1	
長崎県	23	18		5	
熊本県	48	27		4	1
大分県	18	14		2	3
宮崎県	31	16		1	4
鹿児島県	49	32	2	3	4
沖縄県	41	27		1	
合計	1,843	1,321	39	371	271

表 地域の自主防災組織の状況（その4）

（平成18年4月1日現在）

都道府県	消防署・消防団との関係			リーダーの育成・指導研修									
	平常時 訓練指 導に当 たる	災害時には 消防署・団 の下部組織 として活動	災害時に は独自の 判断に より活動	育成・指導研修の主体					育成・指導研修の方法				
				消 防 本 部 消防署	消防団	市町村 の防災 主管課	警 察	その他	訓練を 通じて	パンフレット 手引書等 の活用	講演会 映画会 懇談会	リーダー 研修会を 開催	その他
北海道	44	41	40	51	16	28	2	6	51	35	28	22	8
青森県	27	23	16	26	7	11		2	22	16	17	9	2
岩手県	28	23	17	27	26	21	2	1	29	21	22	14	4
宮城県	26	21	20	31	20	24	1		30	22	29	27	3
秋田県	16	14	13	15	15	16		1	19	16	13	10	
山形県	24	14	18	22	20	17	1	1	27	17	16	11	
福島県	48	33	28	37	40	41			54	30	32	23	1
茨城県	30	16	28	24	11	26			31	22	8	10	1
栃木県	23	15	22	18	13	19			19	18	9	6	3
群馬県	13	12	16	12	11	13			17	16	10	5	1
埼玉県	46	19	42	26	12	40	1	3	41	25	21	10	3
千葉県	37	13	37	24	7	34		2	34	27	16	13	1
東京都	48	8	43	32	15	46	7	2	48	36	36	27	2
神奈川県	29	6	24	15	8	29	2	3	28	24	25	25	1
新潟県	14	7	16	13	13	14			18	11	9	5	1
富山県	12	8	12	11	5	10		3	12	8	11	8	
石川県	18	16	13	16	11	10		2	17	10	10	4	2
福井県	15	8	11	17	6	7		3	16	6	5	8	
山梨県	20	13	12	15	17	20	3	2	26	19	8	11	1
長野県	45	31	25	24	28	34			43	33	21	14	2
岐阜県	27	19	21	26	25	27	1	2	35	22	19	16	2
静岡県	33	10	21	20	18	40	1	3	37	37	34	33	1
愛知県	53	9	49	36	15	45			54	36	25	18	2
三重県	23	12	16	19	14	22		6	23	20	19	16	1
滋賀県	17	15	11	14	16	12		2	19	12	14	6	2
京都府	19	10	15	17	11	13		2	19	14	12	7	2
大阪府	32	6	29	21	10	24	1	4	29	21	21	16	5
兵庫県	38	14	30	32	22	29		3	38	34	30	23	3
奈良県	15	10	11	10	7	11		3	14	12	6	2	2
和歌山県	21	6	17	10	10	16		3	19	10	15	3	1
鳥取県	12	13	9	9	12	14			17	8	7	4	
島根県	11	7	11	9	8	8		3	12	8	7	2	1
岡山県	20	12	14	18	16	14		2	18	14	18	9	1
広島県	19	6	16	13	8	11		2	17	12	8	9	1
山口県	15	6	17	13	8	15	2	2	18	13	9	4	
徳島県	17	7	9	9	7	14		5	13	8	7	3	1
香川県	12	6	7	9	4	9			13	6	9	3	2
愛媛県	15	1	9	11	4	8		1	12	8	9	5	1
高知県	21	15	19	15	16	23	1	3	22	13	15	10	2
福岡県	15	17	17	12	9	8		3	17	7	7	5	1
佐賀県	4	2	7	5	4	6		1	6	6	2		2
長崎県	15	8	13	13	12	9		3	16	9	6	3	1
熊本県	24	22	24	21	19	17	1	3	26	16	10	5	4
大分県	13	9	13	13	7	8	1	1	13	8	10	1	1
宮崎県	14	10	14	8	19	18	1	2	20	17	6	2	2
鹿児島県	34	26	26	30	27	34	3	4	36	29	15	11	6
沖縄県	6	8	5	8	2	5		1	7	1	2	1	1
合計	1,108	627	903	877	631	920	31	95	1,152	813	688	479	84

表 地域の自主防災組織の状況（その5）

（平成18年4月1日現在）

都道府県	平常時の任務とされている活動項目別組織数					災害時の任務とされている活動項目別組織数						
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又共同購入	その他	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	2,632	2,741	2,534	89	2,010	2,527	2,805	2,488	2,592	2,626	2,491	2,024
青森県	300	337	200	68	8	53	223	352	237	303	310	8
岩手県	754	793	547	218	164	162	485	646	563	489	613	162
宮城県	3,276	3,048	2,779	855	436	1,918	2,213	2,871	2,343	2,389	2,896	250
秋田県	1,687	1,696	1,368	907	298	1,180	1,923	1,811	1,176	1,578	1,456	84
山形県	2,333	2,195	2,114	805	343	1,726	2,155	2,334	2,150	2,163	2,173	250
福島県	1,852	1,980	1,853	277	22	1,821	1,911	2,084	1,906	1,949	1,368	13
茨城県	2,140	1,889	1,123	559	269	1,395	2,059	2,213	2,083	2,041	1,808	179
栃木県	1,135	1,326	804	351	89	191	1,223	2,230	1,122	1,292	1,471	338
群馬県	909	1,170	870	95	267	469	1,105	1,437	873	1,050	1,214	265
埼玉県	3,312	3,079	1,667	919	303	1,740	3,310	3,366	3,265	3,252	2,806	172
千葉県	4,049	3,931	3,426	2,730	361	3,276	4,052	4,203	4,016	4,120	2,904	469
東京都	5,952	5,349	3,968	1,415	1,117	3,669	5,723	5,668	5,778	5,417	5,133	1,821
神奈川県	7,141	6,098	2,354	1,119	4,061	6,478	7,146	7,146	7,146	7,111	6,654	3,947
新潟県	1,406	1,097	670	336	38	906	1,396	1,471	1,402	1,380	976	210
富山県	844	835	818	311	223	735	915	968	791	797	642	101
石川県	1,078	853	862	132	183	291	543	1,334	683	748	220	
福井県	1,771	1,395	1,350	39	404	600	1,423	1,840	1,272	1,263	934	183
山梨県	2,545	1,672	1,127	550	328	1,386	2,440	2,505	2,352	2,542	1,757	255
長野県	2,959	1,933	1,521	990	75	1,709	2,675	2,934	2,805	2,775	1,707	452
岐阜県	4,193	2,589	1,707	800	648	2,174	3,995	4,242	3,716	3,963	3,383	1,291
静岡県	5,131	4,971	3,275	2,462	1,072	4,093	5,131	4,977	4,943	4,893	4,526	1,029
愛知県	9,688	9,565	2,963	6,884	2,103	2,632	9,104	9,513	9,275	9,302	9,129	7,152
三重県	3,070	2,647	2,011	827	249	2,030	2,730	3,126	2,836	2,909	2,254	148
滋賀県	1,354	1,185	1,321	455	346	974	1,016	1,558	1,082	1,159	598	126
京都府	857	758	643	313	208	747	732	1,007	526	532	546	353
大阪府	1,422	1,429	642	200	593	642	1,414	1,463	1,426	1,418	1,318	333
兵庫県	5,521	4,947	3,953	1,234	725	3,573	5,512	5,546	5,030	5,306	3,384	131
奈良県	566	440	531	210	37	342	539	616	517	567	337	
和歌山県	705	700	303	301	195	118	607	812	669	700	574	31
鳥取県	1,789	1,142	1,205	746	142	1,328	1,116	1,754	1,190	1,277	900	526
島根県	561	620	326	166	238	352	369	690	538	342	287	85
岡山県	1,383	1,153	718	393	124	395	928	1,614	635	1,004	1,312	21
広島県	2,288	2,287	2,252	228	1,975	2,166	2,264	2,290	2,260	2,288	2,198	1,945
山口県	1,393	1,475	829	472	145	867	1,824	2,429	968	1,733	871	85
徳島県	910	785	715	549	48	248	808	968	821	822	729	106
香川県	1,455	1,455	947	277	552	861	1,508	1,478	1,085	1,226	1,535	594
愛媛県	833	817	671	448	586	355	833	836	819	823	824	44
高知県	894	768	517	190	177	451	817	898	779	915	639	62
福岡県	3,269	3,247	3,253	53	48	3,270	3,253	3,279	3,215	3,253	3,200	42
佐賀県	217	246	205	24	7	234	253	76	61	61	72	1
長崎県	1,479	1,367	902	447	93	944	1,358	1,413	1,185	1,259	1,093	266
熊本県	1,280	1,157	1,090	306	255	1,036	1,346	1,475	1,046	1,347	716	78
大分県	2,381	2,366	1,573	972		1,875	2,622	2,695	2,184	2,352	1,837	
宮崎県	919	812	958	392	50	1,291	1,144	1,602	1,189	1,278	725	16
鹿児島県	2,015	2,026	1,637	489	229	2,050	2,164	1,952	1,529	2,133	1,480	299
沖縄県	41	18	58	1	1	67	5	92	34	87	41	2
合計	103,689	94,389	67,160	32,604	21,845	67,347	99,117	108,302	94,113	98,234	84,041	25,949

表 地域の自主防災組織の状況（その6）

（平成18年4月1日現在）

都道府県	平常時の活動延べ回数					災害時の活動延べ回数						
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又共同購入	その他	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	1,782	1,737	517		398	6	15	22	9	11	5	52
青森県	154	277	236	64	29	24	26	3	1	4	3	
岩手県	674	852	1,059	60	242	30	99	73	17	29	58	
宮城県	3,085	3,034	2,759	352	136	106	226	236	109	138	179	10
秋田県	934	1,236	2,160	649	152	32	88	29	2	27	15	1
山形県	719	660	856	57	49	16	34	55	7	19	13	
福島県	1,197	1,731	1,707	84	56	101	114	38	1	2	40	
茨城県	1,358	1,087	856	105	219	90	205	254	212	212	75	
栃木県	453	1,052	3,172	50	81		13	6	4	4	3	2
群馬県	330	309	316	2	2			24	5		12	
埼玉県	2,385	1,375	1,545	417	2,168		234	36	20	1	2	1
千葉県	2,238	1,727	817	151	34	60	66	105	15	57	20	53
東京都	5,882	4,016	2,332	746	509	383	2,625	1,621	1,412	1,371	1,295	130
神奈川県	5,779	1,337	852	239	534	713	891	814	816	760	290	216
新潟県	749	686	440	161	16	196	222	203	202	203	73	52
富山県	7,014	198	1,126	6	11	114	136	72	22	36	22	
石川県	714	304	961	34	646	114	83	256	34	55		
福井県	1,186	509	2,753	7	1,301	144	107	139	107	180	105	
山梨県	2,488	1,337	576	107	38	369	501	490	370	522	256	8
長野県	2,060	1,393	963	286	34	567	1,152	1,149	760	871	364	86
岐阜県	2,070	1,411	848	243	697	447	439	461	185	229	26	12
静岡県	8,185	4,753	3,540	1,173	1,120	962	2,008	1,352	1,165	1,225	1,140	70
愛知県	9,605	8,775	897	1,586	900	393	792	1,122	861	890	795	213
三重県	2,825	1,886	1,415	162	162	85	25	142	24	102	12	
滋賀県	1,472	1,314	1,649	123	19	810	119	150	81	81	70	6
京都府	840	667	290	355	197	444	455	428	362	368	366	318
大阪府	813	894	277	18	681	10	37	36	28	23	12	11
兵庫県	4,116	3,237	1,640	670	283	201	292	177	57	63	29	
奈良県	273	210	886	119	9	106	62	69	51	57	49	
和歌山県	363	665	120	41	24	1	110	37	21	89		
鳥取県	1,298	525	641	161	582	123	110	202	110	111		
島根県	527	575	311	36	121	125	150	55		8		3
岡山県	618	604	475	287	216	113	112	106	5	9	14	
広島県	2,396	1,579	415	75	1,614	51	90	18	8	39	29	11
山口県	321	566	161	57	159	304	219	417	80	89	12	
徳島県	633	259	72	9	90	16	27	42	2	25	3	
香川県	659	737	597	40	147	41	73	12	3	6	11	39
愛媛県	275	377	391		136	1	1	2		1		1
高知県	615	318	162	47	80	54	196	196	110	197	91	36
福岡県	1,127	1,058	1,115		9	41	43	29		25		3
佐賀県	214	221	366	24	13	207	386	25	24	24	24	
長崎県	230	439	122	85	20	107	97	84	53	6	7	96
熊本県	643	661	828	313	14	121	70	82	35	62	33	2
大分県	118	425	512	18		65	84	39	33	42	1	
宮崎県	569	931	568	321	4	474	495	452	400	440	390	16
鹿児島県	439	888	885		60	375	555	72	31	96	41	18
沖縄県	45	16	66		1	21		21	21	21	21	
合計	82,470	58,848	45,252	9,540	14,013	8,763	13,884	11,453	7,875	8,830	6,006	1,466

表 地域の自主防災組織の状況（その7）

（平成18年4月1日現在）

都道府県	資 機 材 の 保 有 状 況（組織数）									
	消火器・ バケツ等 初期 消火用 資機材	情報連絡用資機材		ジャッキ バル等 救助用 資機材	テント、 タンク等 の避難・ 救出用 資機材	土のう用 袋かけや 等の水防 用資機材	救急医療 用セット ろ水器等 の救護用 資機材	ヘルメット、 防火衣等 個人装備 品	ビデオ装 置 等の防災 知識普及 用資機材	可 搬 式 動 力 ポンプ
		携帯用 無線	ハンド マイク							
北海道	2,042	18	137	2,130	2,052	20	2,033	2,162	7	200
青森県	118	48	96	94	81	48	107	116	13	103
岩手県	245	24	182	83	160	20	199	155	34	238
宮城県	2,071	72	1,724	423	1,126	1,055	1,502	526	19	212
秋田県	743	37	438	129	333	46	306	394	244	236
山形県	961	211	952	211	923	101	700	875	32	221
福島県	409	48	1,200	427	504	88	58	542	4	73
茨城県	1,660	162	1,086	584	987	233	783	1,372	38	249
栃木県	585	91	590	228	527	47	266	631	7	69
群馬県	432	40	434	74	110	57	162	392	29	72
埼玉県	2,202	488	1,685	1,411	1,706	570	1,398	1,950	8	438
千葉県	2,900	319	3,278	2,369	2,683	1,409	3,189	3,583	3	265
東京都	3,531	1,021	4,753	3,815	4,105	908	3,364	4,626	132	2,521
神奈川県	2,940	1,028	3,154	3,263	3,639	2,172	3,337	3,642	537	291
新潟県	308	41	377	341	388	33	216	918	2	119
富山県	461	23	157	279	191	89	183	209	29	199
石川県	399	15	181	148	81	78	66	458	5	700
福井県	581	5	310	147	204	151	73	446	14	817
山梨県	1,558	378	1,425	907	1,612	528	722	1,265	14	441
長野県	1,223	194	1,110	406	667	645	526	1,868	141	351
岐阜県	1,862	26	1,427	861	700	387	315	2,660	55	449
静岡県	4,802	2,076	4,733	4,749	4,752	3,446	4,703	4,478	386	3,752
愛知県	7,518	336	8,889	2,390	3,832	1,211	2,232	8,488	30	1,170
三重県	2,263	541	2,482	2,069	2,248	758	2,070	2,481	5	586
滋賀県	946	101	409	387	323	177	145	1,008	38	860
京都府	782	45	399	435	438	427	115	471	2	117
大阪府	793	471	610	1,020	875	121	816	1,070	6	498
兵庫県	4,137	706	3,472	3,712	2,971	3,057	2,529	3,573	387	715
奈良県	402	29	127	163	121	174	88	236	1	153
和歌山県	269	52	261	263	226	54	114	201	5	59
鳥取県	482	13	85	23	124	56	94	404	7	709
島根県	252	7	158	153	216	153	35	208	2	96
岡山県	660	233	183	217	123	110	72	332	5	193
広島県	536	55	296	306	161	140	261	485	23	26
山口県	417	11	120	293	122	250	84	222	10	143
徳島県	255	14	85	132	72	33	46	108	5	61
香川県	967	8	672	758	698	722	770	477	1	128
愛媛県	468	2	501	494	502	66	47	239	1	11
高知県	509	93	396	424	340	332	296	381	3	101
福岡県	317	1	218	47	68	139	48	3,107		39
佐賀県	23	1	22	5	8	11	16	206		11
長崎県	464	23	870	7	689	440	636	451	17	42
熊本県	339	2	257	5	164	31	16	362	1	64
大分県	680	214	560	37	201	108	141	181	117	17
宮崎県	458	170	502	288	472	57	243	513	10	405
鹿児島県	490	40	907	201	290	192	128	766	13	142
沖縄県	29	2	49	2	39		37	18	18	7
合計	56,489	9,535	51,959	36,910	42,854	20,950	35,287	59,256	2,460	18,369

4-2 関連法令集

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

〔 条文の解説 〕

1 「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」とは、具体的には自治会、町内会などを構成単位とする自主防災組織である。これらの組織は、現行制度上は市町村の組織ではないが、事実上市町村と住民の間の意志疎通機関等として機能しているものが多い。災害に際しては、警報の伝達、避難の指示、物資の配分その他の災害応急対策に効果的な働きをしているものが多いが、このような自発的な防災組織の育成を市町村に義務づけている。

2 自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織、いわば実働部隊としての役割を期待されているものである。

3 なお、自主防災組織とボランティアとの差異は、自主防災組織がもっぱら自分たちの地域は自分たちで守ろうという自衛的な組織であるのに対し、ボランティアは、自分たちの地域に限らず他人に対して奉仕活動等を行うものであるところにある。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

[条文の解説]

- 1 「住民」とは、自然人のみならず法人も含まれる。
- 2 「自ら災害に備えるための手段を講ずる」とは、災害予防に関する住民の責務を明らかにしたものであり、例えば、防災についての知識を身につけること、非常持出品の用意や備蓄品の点検、家具等の転倒防止等が挙げられる。
- 3 「防災に寄与」とは、災害の発生未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に積極的に応ずること、例えば、防災訓練への参加、災害を発見した場合の通報、避難についての協力、応急措置への協力等が考えられる。また、自主防災組織に参加してその活動に加わることも防災に寄与することに含まれる。

(施策における防災上の配慮等)

第8条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一～十二 (省略)

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四～十八 (省略)

[条文の解説]

- 1 第二項第十三号では、ボランティア団体との連携、登録・研修制度、災害時におけるボランティアの受付・調整等の受け入れ体制の確保、ボランティア活動拠点の確保・提供、自主防災組織の資機材の充実、自主防災組織の活動拠点の整備、自主防災組織のリーダーの育成、優良企業等に対する表彰等を行うよう努めるべきことを規定している。

- 2 「その他国民の自発的な防災活動」とは、例えば、企業が顧客や従業員を守るための活動、輸送・炊き出し・施設の開放等の企業による社会貢献活動、個人や企業による義援金・義援物資の提供、商工会・組合等公共的団体等の防災活動等である。
- 3 総務省消防庁は、コミュニティレベルで防災資機材を整備する市町村に対する助成、防災まちづくり大賞や優良少年消防クラブの表彰、災害ボランティア・データバンクの整備、災害ボランティアの活動環境の整備（行政との関わり、人材育成等）に関する検討等を行うなど、住民の自発的な防災活動の促進に係る様々な施策を展開している。

2. 消防組織法（昭和22年法律第226号）

第4条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十六 省略

二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

二十八 省略

3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)

(国民の協力等)

第4条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。以下同じ。）及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第173条 国民は、この法律の規定により緊急対処保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。

2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる緊急対処保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

[条文の解説]

1 国民保護法では、同法の規定による「国民の保護のための措置」及び「緊急対処保護措置」の実施に関して、国や地方公共団体が国民に協力を要請できる場合として、① 避難に関する訓練への参加、② 避難住民の誘導の援助、③ 救援の援助、④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助、⑤ 住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助を規定している。

2 国や地方公共団体が協力を要請した場合でも、これに応ずるか否かについては任意であって義務ではないが、国民においては必要な協力をするのが期待される。

なお、国や地方公共団体から要請がない場合であっても、国民の自発的な協力が期待されることは言うまでもない。

3 「強制」とは、国民の自由な意思を拘束し、協力の要請に対し、それを拒否できないような状況に置くことである。

4 国民保護法における自主防災組織及びボランティアにより行われる措置に資するための自発的な活動に対する国及び地方公共団体の支援の内容としては、活動場所の提供や必要な情報の提供等を考えているが、その活動内容を踏まえた財政的な支援も想定される。

4-3 防災に関する情報

1. 防災に関する情報を得るために

以下のホームページでは、防災に関する情報や自主防災組織の活動に関する情報を発信している。

（国が発信する防災情報）

- ・ 総務省消防庁 (<http://www.fdma.go.jp/>)
- ・ 内閣府（防災情報 <http://www.bousai.go.jp/>）

（関係機関が発信する防災情報）

- ・ 財団法人 消防科学総合センター (<http://www.isad.or.jp/>)
- ・ 独立行政法人 防災科学技術研究所 (<http://www.bosai.go.jp/index.html>)

（自主防災組織等の活動や事例について）

- ・ 防災まちづくり大賞（財団法人 消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>）
- ・ 消防防災博物館（財団法人 消防科学総合センター <http://www.bousaihaku.com/>）
- ・ 防災まちづくりポータルサイト
（内閣府 <http://www.udri.net/portal/index.htm>）

（防災に関する e-ラーニング）

- ・ e カレッジ（総務省消防庁 <http://www.e-college.fdma.go.jp/>）

（災害に関する経験と教訓について）

- ・ 阪神・淡路大震災関連情報データベース（総務省消防庁 <http://sinsai.fdma.go.jp/>）
- ・ 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター (<http://www.dri.ne.jp/>)

2. 総務省消防庁及び都道府県自主防災組織所管課一覧

平成19年4月1日現在

	担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
総務省消防庁	国民保護・防災部 防災課	03-5253-7525	03-5253-7535	http://www.fdma.go.jp/

(都道府県)

	担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
1	北海道 総務部危機対策局 防災消防課	011-231-4111	011-204-5008	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/
2	青森県 総務部防災消防課	017-734-9088	017-722-4867	http://www.pref.aomori.lg.jp/
3	岩手県 総務部総合防災室	019-629-5151	019-629-5174	http://www.pref.iwate.jp/
4	宮城県 総務部危機対策課	022-211-2376	022-211-2398	http://www.pref.miyagi.jp/
5	秋田県 知事公室総合防災課	018-860-4564	018-860-1190	http://www.pref.akita.lg.jp/
6	山形県 総務部危機管理室 総合防災課	023-630-2231	023-633-4711	http://www.pref.yamagata.jp/
7	福島県 生活環境部 県民安全領域	024-521-7194	024-521-7920	http://www.pref.fukushima.jp/
8	茨城県 生活環境部 消防防災課	029-301-2885	029-301-2898	http://www.pref.ibaraki.jp/
9	栃木県 県民生活部 消防防災課	028-623-2136	028-623-2146	http://www.pref.tochigi.jp/
10	群馬県 総務局消防防災課	027-226-2245	027-221-0158	http://www.pref.gunma.jp/
11	埼玉県 危機管理防災部 消防防災課	048-830-3173	048-830-4776	http://www.pref.saitama.jp/
12	千葉県 総務部 消防地震防災課	043-223-2176	043-222-5208	http://www.pref.chiba.lg.jp/
13	東京都 総務局総合防災部 防災管理課	03-5388-2454	03-5388-1270	http://www.metro.tokyo.jp/
14	神奈川県 安全防災局 災害消防課	045-210-3436	045-210-8829	http://www.pref.kanagawa.jp/
15	新潟県 防災局防災企画課	025-280-5707	025-285-4752	http://www.pref.niigata.jp/

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
16	富山県	知事政策室 消防・危機管理課	076-444-3187	076-432-0657	http://www.pref.toyama.jp/
17	石川県	総務部危機管理監室 危機対策課	076-225-1482	076-225-1484	http://www.pref.ishikawa.jp/
18	福井県	安全環境部 危機対策・防災課	0776-20-0308	0776-22-7617	http://www.pref.fukui.jp/
19	山梨県	総務部消防防災課	055-223-1432	055-223-1439	http://www.pref.yamanashi.jp/
20	長野県	危機管理局 危機管理防災課	026-235-7184	026-233-4332	http://www.pref.nagano.jp/
21	岐阜県	危機管理課	058-272-1111	058-271-4119	http://www.pref.gifu.lg.jp/
22	静岡県	防災局防災情報室	054-221-3366	054-221-3252	http://www.pref.shizuoka.jp/
23	愛知県	防災局防災 危機管理課	052-954-6191	052-954-6911	http://www.pref.aichi.jp/
24	三重県	防災危機管理部 地震対策室	059-224-2185	059-224-2185	http://www.pref.mie.jp/
25	滋賀県	県民文化生活部 県民活動課	077-528-3414	077-528-4838	http://www.pref.shiga.jp/
26	京都府	総務部防災室	075-414-4474	075-414-4477	http://www.pref.kyoto.jp/
27	大阪府	総務部危機管理室	06-6942-9677	06-6944-6654	http://www.pref.osaka.jp/
28	兵庫県	企画管理部 災害対策局消防課	078-362-9831	078-362-9915	http://www.pref.hyogo.jp/
29	奈良県	総務部知事公室 防災統括室	0742-27-8425	0742-23-9244	http://www.pref.nara.jp/
30	和歌山県	総務部危機管理局 総合防災課	073-441-2271	073-422-7652	http://www.pref.wakayama.jp/
31	鳥取県	防災局 防災危機管理課	0857-26-7584	0857-26-8137	http://www.pref.tottori.jp/
32	島根県	総務部消防防災課	0852-22-6380	0852-22-5930	http://www.pref.shimane.lg.jp/
33	岡山県	総務部危機管理課	086-226-7293	086-225-4659	http://kikikanri.pref.okayama.jp/
34	広島県	県民生活部危機管理局 危機管理室	082-513-2778	082-227-2122	http://www.pref.hiroshima.jp/
35	山口県	総務部 防災危機管理課	083-933-2367	083-933-2408	http://www.pref.yamaguchi.jp/

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
36	徳島県	危機管理局 南海地震対策課	088-621-2297	088-621-2849	http://www.pref.tokushima.jp/
37	香川県	防災局危機管理課	087-832-3183	087-831-8811	http://www.pref.kagawa.jp/
38	愛媛県	県民環境部消防防災 安全課危機管理室	089-912-2335	089-941-0119	http://www.pref.ehime.jp/
39	高知県	危機管理部 地震・防災課	088-823-9317	083-823-9253	http://www.pref.kochi.jp/
40	福岡県	総務部 消防防災安全課	092-643-3113	092-643-3117	http://www.pref.fukuoka.jp/
41	佐賀県	消防防災課	0952-25-7026	0952-25-7262	http://www.pref.saga.jp/
42	長崎県	危機管理防災課	095-895-2143	095-821-9202	http://www.pref.nagasaki.jp/
43	熊本県	総務部 危機管理・防災消防室	096-333-2115	096-383-1503	http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/
44	大分県	生活環境部 防災危機管理課	097-534-1711	097-533-0930	http://www.pref.oita.jp/
45	宮崎県	総務部危機管理室	0985-26-7066	0985-26-7304	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/
46	鹿児島県	危機管理局 危機管理防災課	099-286-2256	099-286-5519	http://www.pref.kagoshima.jp/
47	沖縄県	知事公室 防災危機管理課	098-866-2143	098-866-3204	http://www.pref.okinawa.jp/

(政令指定都市)

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
1	札幌市	危機管理対策室 危機管理対策課	011-211-3062	011-218-5115	http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/
2	仙台市	消防局警防部予防課	022-234-1111	022-234-1411	http://www.city.sendai.jp/
3	さいたま市	さいたま市総務局 危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978	http://www.city.saitama.jp/
4	千葉市	市民局市民部 総合防災課	043-245-5151	043-245-5597	http://www.city.chiba.jp/
5	横浜市	安全管理局 地域安全支援課	045-343-6494	045-334-6471	http://www.city.yokohama.jp/
6	川崎市	総務局危機管理室	044-200-2842	044-200-3972	http://www.city.kawasaki.jp/
7	新潟市	市民生活部危機管理 防災課	025-226-1143	025-224-0768	http://www.city.niigata.niigata.jp/
8	静岡市	消防防災局防災部防 災指導課	054-221-1241	054-251-5783	http://www.city.shizuoka.jp/

		担当課	電話	FAX	ホームページアドレス
9	浜松市	生活文化部 防災対策課	053-457-2537	053-457-2530	http://www.city.hamamatushizuoka.jp/
10	名古屋市	消防局予防部予防課	052-972-3543	052-972-4196	http://www.city.nagoya.jp/
11	京都市	消防局安全救急部 市民安全課	075-212-6692	075-252-6356	http://www.city.kyoto.jp/
12	大阪市	危機管理室	06-6208-7388	06-6202-3776	http://www.city.osaka.jp/
13	堺市	総務局危機管理室	072-228-7605	072-222-7339	http://www.city.sakai.osaka.jp
14	神戸市	消防局予防部予防課	078-325-8510	078-325-8525	http://www.city.kobe.jp/
15	広島市	消防局予防部予防課	082-546-3476	082-249-1160	http://www.city.hiroshima.jp/
16	北九州市	消防局防災対策部 防災課	093-582-2110	093-582-2112	http://www.city.kitakyushu.jp/
17	福岡市	市民局生活安全・危機対 策部防災・危機管理課	092-711-4056	092-733-5861	http://www.city.fukuoka.jp/

資料編5 改訂経過

5-1 改訂経過

本手引における策定経過は次のとおり。

《 時 期 》	《 策 定 経 過 (実 施 内 容) 》
平成 18 年 8 月 17 日	「自主防災組織の手引」改訂委員 委嘱状交付
9 月 6 日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第 1 回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 改訂の趣旨 2) 改訂内容のポイントについて
12 月 14 日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第 2 回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 第 1 回会議の議事概要について 2) 改訂版「自主防災組織の手引」素案について 3) 事例について 4) 資料編について
平成 19 年 3 月 6 日	「自主防災組織の手引」改訂委員会 第 3 回会議開催 (場所：経団連会館) ○ 議事案件 1) 第 2 回会議の議事概要について 2) 改訂版「自主防災組織の手引」素案について

5-2 改訂委員会設置要綱

「自主防災組織の手引」改訂委員会 設置要綱

1 目的

現行の「自主防災組織の手引-コミュニティと防災-」は発行（平成14年度）から数年経過しており、その間、新潟県中越地震や平成16年に多発した風水害、平成18年豪雪等災害が相次いで発生し、防災情報の伝達や災害時要援護者対策等の課題も出てきている。また、消防庁では自主防災組織等の地域コミュニティを核に消防団等地域の様々な団体と連携し防災活動等を行う「地域安心安全ステーション」事業を展開し自主防災組織の新しい取組みを進めており、さらに、地域における防災力の向上には、地域防災の要である消防団との連携が特に欠かせないことから、消防団との連携のあり方について検討することが必要になっている。

そうした課題を踏まえ、最近の地域防災、自主防災組織を巡る情勢の変化等を「手引」に盛り込むことにより、自主防災活動のさらなる活性化を進め、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

2 検討項目

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域安心安全ステーション事業に関する事項
- (2) 消防団との連携に関する事項
- (3) その他、最近の自主防災組織の活動等を踏まえた事項

3 組織

- (1) 委員会の委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員等の中から総務省消防庁国民保護・防災部長が委嘱する。
- (2) 委員会の座長は、総務省消防庁国民保護・防災部長が委員の中から指名する。

4 運営

委員会における庶務は、株式会社ぎょうせいが行う。

5 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月6日から施行する。

5-3 委員会名簿

「自主防災組織の手引」改訂委員会 委員名簿

座長	室崎 益輝	総務省消防庁消防大学校消防研究センター所長
委員	阿出川 悟	東京消防庁指導広報部生活安全課長
	池上 三喜子	財団法人市民防災研究所理事・特別研究員
	金谷 裕弘	総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
	黒田 洋司	財団法人消防科学総合センター主任研究員
	菅 磨志保	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師
	鈴木 治	三川地区安心ネットワーク会議自主防災隊指導員
	関 政彦	総務省消防庁消防大学校副校長
	古屋 陽一	春日井市総務部市民安全課長
	三島 康弘	鶴舞自主防災委員会委員長
	矢守 克也	京都大学防災研究所助教授
	渡辺 正明	町田市消防団長

(50音順、敬称略)

事務局	杉原 隆光	総務省消防庁国民保護・防災部防災課理事官
	所 健一郎	総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災係長
	秋山 勝則	総務省消防庁国民保護・防災部防災課総務事務官
	菊池 壮太	株式会社ぎょうせい企画開発部開発課係長
	大森 康雄	株式会社ぎょうせい企画開発部開発課
	松 永 学	株式会社ぎょうせい総合研究所研究員

自主防災組織の手引

— コミュニティと安心・安全なまちづくり —

平成 19 年 3 月 30 日 発行

総務省消防庁

(<http://www.fdma.go.jp/>)

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号

(問い合わせ先)

国民保護・防災部防災課

TEL. 03-5253-7525 FAX. 03-5253-7535

※本書は再生紙を使用しています。